

京都府立大学大学院文学研究科  
博士学位論文

## 清末帝都防衛考

— 首都防衛からみた中央と地方 —

根無 新太郎

目次

序

第一章 神機營の設立

はじめに

第一節 朝廷内における神機營

第二節 軍規による勇營の監視

第三節 期限設定と都興阿の派遣

おわりに

第二章 直隸練軍の成立

はじめに

第一節 劉長佑期の直隸練軍

第二節 捻軍鎮圧後の再建

一 捻軍鎮圧後の防衛体制

二 曾國藩による直隸練軍の再編

第三節 天津教案と西征

おわりに

第三章 首都防衛における兵と勇

―定武軍と盛軍を中心に―

はじめに

… 1

… 12

… 12

… 12

… 16

… 19

… 23

… 37

… 37

… 38

… 40

… 40

… 41

… 43

… 44

… 53

… 53

第一節 「淮軍最大の軍」としての盛軍

第二節 朝廷と盛軍

一 一八七七年の暴動

二 「扣餉」と「漁利」

第三節 盛軍から定武軍へ

一 盛軍の出征

二 定武軍の成立

おわりに

第四章 「大軍雲集」下の首都防衛

―日清戦争期における督辦軍務処を中心に―

はじめに

第一節 指揮統一の要請

第二節 巡防処

第三節 督辦軍務処の理想と現実

一 設置の前提

二 勇營への監視

第四節 戦後の防衛体制再編

おわりに

結

参考文献

… 54

… 57

… 57

… 58

… 60

… 60

… 60

… 62

… 74

… 74

… 75

… 77

… 79

… 79

… 79

… 80

… 82

… 85

… 98

… 104

地図  
初出一覽

∴  
114

∴  
113

## 序

九六一年、即位後間もない宋の太祖とその側近趙普の間で、次のような会話がかわされたという。

一日、趙普を召し問ひて曰く唐季より以來數十年、帝王凡て八姓を易へ、戰鬪は息まず、生民は地に塗る、其の故は何ぞや。吾天下の兵を息め、國家の爲に長久を計らんと欲す、其の道たるや何如、と。普曰く陛下の言の此れに及ぶ、天地人神の福なり。此れ他の故に非ず、方鎮ただ重ければ、君弱く臣強きなるのみ。今之を治さんと欲さば、惟だ稍や其の權を奪ひ、其の錢糧を制し、其の精兵を收むれば、則ち天下は自ずから安んず。

五代十国という、唐末以来の割拠時代を統一したばかりの宋代初期では、依然として各地に財政權や軍事權を掌握した節度使がいた。太祖趙匡胤じしんが、このような節度使を兼任した禁軍（近衛部隊）司令官による推戴を受け即位したものであった。

この会話の後、趙匡胤は宴席に禁軍司令官を集めて彼らを諭し、平和裏にその軍事權を皇帝の下に集めたという。これが著名な「杯酒釋兵權」という逸話である。

逸話の真偽はともかく、ここからは「君弱臣強」という状況を極度に警戒した独裁君主にとって、軍事權の掌握が如何に重要であったかがわかる。その中でも禁軍の掌握、強化は極めて重要なことであった。事実、宋代以後の独裁君主は、膨大かつ強力な禁軍を自身に直属させている。まさしく、強力な禁軍は「君弱臣強」を防ぐために不

可欠のものだったのである。

これは清朝においても同様であった。

周知のように清朝の正規軍は八旗と綠營である。この内、八旗は清朝にとって旗本というべき存在で、禁旅八旗と駐防八旗に大別される。禁旅八旗は北京一帯にあつて禁軍に相当する。一方、駐防八旗は各省の要所に重点的に置かれた。綠營は前王朝である明の兵力を接收、再編したものであった。その総数はおよそ六〇万人であったが、現代の「警察の屯所」のように、少数の兵力が各地に分散的に配置されていた。そして、その役割も軍隊より警察に近いものであった。このような禁旅八旗をはじめとした武力を背景に、皇帝は君臨していたのである。

ところで、「杯酒釋兵權」よりおよそ九〇〇年後の一八六〇年、清朝は華北ではアロー戦争、華南においては太平天国との戦いの最中にあつた。八月に北塘より上陸した英仏連合軍は北京に向けて進軍し、九月一八、二二日には通州一帯の張家湾、八里橋で清軍を粉砕した。この際、主に動員されたのが禁旅八旗であった。また、咸豐帝からの指示や各省の総督、巡撫（督撫）の自発的な動きにより、南方各省からおよそ一五〇〇〇名の規模の援軍が派遣されている。

こうした状況を受け、時の皇帝咸豐帝は「朕は八月初八日に啓鑾し、木蘭に巡幸せり」と述べ、熱河に逃亡した。いわゆる熱河蒙塵である。

一方、これよりおよそ四〇年後の一九〇〇年に、清朝は再び列強

諸国に宣戦、交戦する。義和団戦争である。この戦争における戦場は、アロー戦争と同様に北京周辺が中心の華北であった。限定戦争とも称される。だが、当時の東南各省は朝廷の指示に応じず、互いに連絡をとり諸外国と相互不可侵を取り決めた。東南互保といわれるものである。その間、北京において八カ国連合軍と戦いを繰り広げたのは、朝廷に直属する武衛軍であった。そして、北京は陥落し、時の光緒帝と西太后は西安へ蒙塵した。

このように、わずか四〇年の間に清朝は皇帝の蒙塵と禁軍の大敗を二度に亘って経験した。いずれも「君弱臣強」を招来しかねない、清朝史上、未曾有の出来事であった。

この際に目を引くのが、地方の動向である。アロー戦争と義和団戦争では、「臣」たる地方各省の対応は対照的である。こうした違いは何故生じたのだろうか。そもそも、清朝において中央と地方とは如何なる関係であったのだろうか。

ここで清朝の統治構造について述べておきたい。

まず、清朝における地方統治は総督と巡撫によって行われた。いわゆる中国内地は一八省に分けられ、通常は省ごとに巡撫が置かれ、総督は二、三省に一人が置かれた。しかし、省によっては総督のみ、または巡撫のみのものがあったため、合計では八人の総督と一六人の巡撫があった。

制度上では、総督は軍政と民政を所管し、巡撫は民政のみを司るものとされる。そして、省内の緑営への指揮権は総督のみが有した。

また、官位においては総督が従一品、巡撫が従二品であった。

しかしながら、実際の職務においては、総督と巡撫の間に「區別ヲ明ニスルハ最モ困難」と言われるように差異はなく、その地位は対等であった。

一方、総督と巡撫は、中央(朝廷)の兵部や戸部などの六部をはじめとする諸官庁に対しても上下、統属の関係ではなかった。六部などの中央官庁は、地方督撫に対する指揮、命令権を持たなかった。それらの権限を有したのは、ただ皇帝のみであった。皇帝の下に中央と地方は対等であったのである。

ところが、こうした状況に変化が訪れる。その嚆矢と目されるのが、一八六〇年における曾國藩の両江総督就任である。この背景には勇營の存在があった。

清朝では、一八世紀末より白蓮教の乱などの武装した秘密結社による大規模な蜂起が起こった。これらの反乱では、体制側においては自衛のために各郷村で団練(団勇とも。自警団)の結成や勇(義勇兵)を募集、組織して郷勇を編成するなどが行われた。いわゆる、社会の「軍事化」である。だが、従来、各郷村では秘密結社が浸透して互助、慈善的な活動を行っていたこともあり、郷勇は「良民と不逞の徒との區別もつかない」という有様であった。更に、勇として召募に応じる者も無頼の徒であることが少なくなかった。概して、団練や郷勇にあっては体制、反体制の明確な区別はなく、常に両方の間で揺れ動く武装中間団体であったといえる。

本来は、こうした団練や郷勇は八旗や緑営といった正規軍の補助

的な役割に過ぎず、乱の鎮圧後は解散されるものであった。しかし、一九世紀半ばより太平天国や捻軍といった諸反乱の相次ぐ中で、郷勇や団練は正規軍を凌ぐ活動を見せる。

諸反乱と対峙していく過程で、郷勇や団練は糾合されて勇営に組織されていく。郷土を防衛するものから各地を転戦する軍へと変化したのである。このような勇営には、主として曾國藩の湘軍、李鴻章の淮軍、左宗棠の楚軍、劉長佑の楚勇などが挙げられる。だが、団練や郷勇を基とする勇営は、あくまでも非正規軍であった。そのため、これら勇営の維持費は曾國藩や李鴻章といった各領袖の裁量によって集められた。また、それを構成した勇も、領袖との個人的関係によって糾合された。結果として、勇営は領袖の私兵に近い性質を有していく。

一八六〇年には、太平天国に対する前線基地、江南大營が陥落し、蘇州は太平天国に奪われた。そして、これに咸豊帝は動揺を示し、曾國藩を両江総督に任命したのであった。これ以前において、咸豊帝は曾國藩に地方の管轄権、すなわち総督や巡撫への任官を認めることはなかった。それは、湘軍を率いた曾國藩が清朝にとって「双刃の剣」となることを恐れたためであった。やがて、両江総督として当該地域における財政権を得た曾國藩は、湘軍を率いて一八六一年には安慶を奪還して次第に太平天国を圧倒していく。

やがて、曾國藩のほかにも、次第に李鴻章や左宗棠、劉長佑などの勇営を率いた官僚たちが督撫へと任命されていった。また、それ以外にも、各省では督撫の下で、大小さまざまな勇営が組織されてい

くこととなる。

こうした督撫たちは勇営の維持などのため、自身の下僚を省内の要職に就ける。そして、次第に管轄地域の軍事権や財政権、司法権などを掌握していった。また、諸反乱が鎮圧された後には、勇営の一部が解散された。だが、その多くは、地方督撫となった領袖に付随して各地方に移動、駐留することとなる。

右のように、清朝では咸豊、同治年間以後、督撫の権限が増大していく傾向が見られた。このような変化を齎した根本的な原因は、督撫が基盤とした勇営という軍の存在にあった。そのため、こうした清末の軍を論じることにより、清末を中国近代史上に位置づけようとする試みが、これまでに行われてきた。

その嚆矢と目されるのが、同時代人、王闈運による『湘軍志』である。王闈運は曾國藩の幕僚を務めた経験を持ち、『湘軍志』もその顕彰を目的とするものであった。『湘軍志』は、一八七五年に曾國藩の子、曾紀沢が王闈運に著述を依頼したことに端を発する。そして一八八一年に完成した。その内容は主に太平天国や捻軍との戦いを論じた戦記であった。

こうした『湘軍志』に対し、更に制度面からの研究を進めたのが羅爾綱氏の『湘軍新志』である。これは、湘軍の兵力や軍制、財源などはもちろん、訓練や戦術、また曾國藩を始めとした湘軍将官の詳細なリストアップにまで及ぶ、極めて実証的な著作である。

羅爾綱氏の著作の特徴は、曾國藩と湘軍を事例としながら、先述

のような清末の督撫を「督撫專政」と中国近代史上に位置付けたことである。

湘軍について、羅爾綱氏は太平天国や捻軍などの鎮圧を「利」と評価する。一方で、その存在が、従来朝廷が独占していた「兵権」の下方転移を齎し、「晚清督撫專政的根源」となったことを「病」と批判する。

すなわち、曾國藩と湘軍は軍事面において朝廷を圧倒した。そうした傾向は財政権などに及び、次第に彼らは朝廷の制御を受け付けなくなる。この流れは李鴻章と淮軍、袁世凱と北洋軍へと受け継がれていく。このような督撫の権限増大を羅爾綱氏は「督撫專政」とよび、これが結果として、地方分権、軍閥割拠を招来したものとする<sup>30</sup>。

この羅爾綱氏の指摘は、以後の中国において非常に多くの追隨を受けることとなった<sup>31</sup>。

欧米では、パウエル氏が太平天国から辛亥革命期における軍制を通観した中で、湘軍や淮軍といった勇營を軍閥の根源と見なしている。そして、やがて日清戦争後に、そうした動きが袁世凱の下で軍閥として定着していったことを指摘する<sup>32</sup>。

また、淮軍に関してスペクター氏が研究を行った<sup>33</sup>。スペクター氏は淮軍の駐留地の拡大やその領袖であった李鴻章の政治権力などを論じる。そして、それらの勢力の増大は、自身を守る勢力を求めた朝廷と、体制内での勢力の増大を狙った李鴻章との双方の思惑が一致した中で行われたものであったとする。しかし、結果として、スペクター氏は淮軍と李鴻章の下で地方分権化の進行がみられたとしてい

る。

日本においては、波多野善大氏が清末から国共内戦までの軍制を論じた中で、湘軍や淮軍などの設立から義和団戦争後の袁世凱による軍事改革までを、北洋軍閥の形成期としている<sup>34</sup>。

以上の研究は、いずれも「督撫專政」を支持する立場のものだといえる<sup>35</sup>。

一方、これらの研究に対し、台湾では王爾敏氏が淮軍を題材として反論を行った。それが『淮軍志』である<sup>36</sup>。王爾敏氏の研究は淮軍の歴史を通観しただけではなく、その制度や財源、李鴻章を始めとした将官の詳細なリストに及び、極めて実証的な著作である。その上で王爾敏氏は、淮軍がその出身地である安徽省以外からも人材や軍費の供給を受けていること、また、その駐留が安徽省のみではなかったことを指摘する。そして、その領袖、李鴻章の直隸総督就任などは、全てが朝廷の「願望」や「信任」の下で行われたこととし、「督撫專政」を否定している<sup>37</sup>。

このように、清末の督撫とその権力をどのように位置づけるかについては、大別して二種類の見解が述べられてきた。

だが、いずれにおいても問題とするべき点がある。

まず、「督撫專政」の前提をなす「兵権」の下方転移についてである。例えば、羅爾綱氏はこれを朝廷の兵部から督撫への下方転移だとする<sup>38</sup>。しかし、先述のように兵部と督撫は統属関係になく、更に兵部は軍事行政を所管するが、軍への指揮権は有していない<sup>39</sup>。そのため、下方転移だと断じることは早計に過ぎよう。

また、兵部の緑營から督撫の勇營への転移というように、比較する「兵権」の対象が異なる。故に、その議論は説得力に欠ける。

一方、「督撫專政」を否定する王爾敏氏は、その根拠として朝廷の「願望」や「信任」を挙げる。しかし、例えば一八六〇年代半ばには、北京の防衛を直隸総督の指揮する直隸練軍によるものとするか否かが朝廷において議論された。その際に朝廷の大学士倭仁は、直隸練軍ではなく、在北京の八旗による防衛を求めた。これについて倭仁は「強幹弱支なれば、尾大不掉の患ひ無し」と述べる。ここで倭仁は督撫の軍事権が強まり、制御不能となることを恐れている。

また、一八七五年には、即位したばかりの光緒帝に対して御史の許廷桂が「…軍興自り以來、籌餉募勇、生殺予奪、悉く各省督撫大臣由り主持すること、二十餘年なれば、浸ひに風氣を成し、漸ひに牢として破るべからざるの勢ひ有り：外間議論し、僉謂へらく疆臣の權太だ重く、部臣の權太だ輕し」と述べている。ここで許廷桂は督撫の権限の増大に憂慮を示すと共に、そのような憂慮は「外間」の誰もが述べていることだと、当時の状況を示している。

このような声が当時の朝廷内で聞かれたことを考慮せずに、「願望」や「信任」と断じるのは一方的に過ぎるのではないだろうか。

総じて、これまでの督撫の権限を論ずる諸論は、六部などの朝廷の諸官庁が督撫を率いる、つまり地方を中央の下部組織だとする見方が所与とされてきたものといえる。

これには、督撫の権限増大をめぐる議論の起点となった羅爾綱氏の影響が大きい。羅爾綱氏は「中国近代兵為將有的起源」の冒頭にお

いて、康有為の「裁行省議」と「中国今官制大弊宜改」を引用している。このことからわかるように、羅爾綱氏の議論は康有為の所説に影響を受けている。だが、この両論は辛亥革命前後の各省が自立を行っていく中で著されたものである。

また、康有為は日清戦争後に変法を主張し、戊戌の変法では光緒帝の下で一連の改革を行うものの、直後に政変により亡命を余儀なくされた者である。変法の過程において、康有為は自身に政治権力を集中させるため、督撫の権限を削減しようとした。そして、その正当化を図り、康有為は多くの文章を著して督撫を批判したのであった。そのため、康有為の所説はいずれも督撫批判と中央集権を所与の前提としたもので、その扱いは極めて注意を要する。

羅爾綱氏は或いはこうした康有為の喧伝を無批判に受け入れてしまい、本文中でも述べた「兵権」の下方転移という誤解に繋がったものと考えられる。そして、後の督撫の権限をめぐる諸論においても、このような誤解が暗に前提として引き継がれてしまったのである。だが、この前提が清朝の統治の実情に即していないことは先に述べた通りである。当時の実情、より言えば同時代の目線から、中央と地方の関係を再構築する必要がある。

このような中で、近年では従来の清朝の統治構造に着目した、岡本隆司氏による一連の研究がある。岡本氏は、元來の清朝の統治構造に鑑みて、清末における督撫は反乱などで増大した統治コストに対応するため、その裁量を増加させたに過ぎないとの指摘を行っている。すなわち、中央と地方の役割、比重の変化に過ぎないと指摘



し、「督撫重権」であったとする<sup>22)</sup>。

ここで再び、先の倭仁や許廷桂の上奏を見てみたい。そこには、いかに制度上は対等であったとはいえ、軍事や財政などあらゆる方面において督撫が次第に朝廷を圧倒しつつあるとする、朝廷の官僚たちの実感が吐露されている<sup>23)</sup>。だが、先に挙げた諸研究では、こうした点が十分に加味されているとはいえない。先行研究はいずれも督撫の動向を中心に論じたものだからである。

こうした中で、当該期の朝廷の動向に注目したものととして邱濤氏の研究がある<sup>24)</sup>。邱濤氏は督撫人事や財政、軍事など、多方面に亘って朝廷と督撫の関係を考察している。そして、朝廷が依然として督撫の任免権を掌握していたこと、更には督撫の下にある勇営の將官に対しても、彼らを緑営の將官に任命することで緑営制度の中に取り込み、將官と勇営との分離を促した<sup>25)</sup>ことなどを指摘する。また、湘軍や淮軍内部の派閥争いに乗じて、朝廷はそれらの権力を削減していったとする。やがてこれら一連の措置により、結果的に朝廷は湘軍などを制御下に置き、その統治能力は回復、安定したと述べている。このように、邱濤氏の議論は「督撫専政」を否定するものである。

督撫の権限の増大を論じる際に朝廷を受動的なものとするのではなく、その主体的な動向を重視しようとする点において、筆者は邱濤氏と意見を同じくする。

しかし、邱濤氏の考察は咸豊、同治年間に限定されたもので、以後の光緒年間については展望を述べるとどまっている。

そこでは、右のような朝廷の制御は西太后の死と共に終わりを告げたことが指摘されている。そして、以後の朝廷では摂政王載澧などが時流を解さず、時代錯誤の政策を行ったことで督撫を離反させたこと、深まる「民族危機」により革命運動と立憲運動が高まりを見せていったこと、「帝国主義」勢力が、高まる革命運動から自身の「在華利益」を守るために朝廷ではなく袁世凱を選んだことを挙げて、辛亥革命、清朝の滅亡へと至ったと述べている。

こうした結論を見る限り、督撫の権限の増大とそれに対する朝廷の動向について、邱濤氏がそれを十分に中国近代史上に位置づけたとはいえない。個別の事例において朝廷が湘軍や淮軍を率いた督撫にどのように対応していったのかは詳細に論じられていても、それらに対する中で、朝廷が自らを如何に変容させていったのか、またはいなかったのか十分に論じられていないのである。

以上のような先行研究における問題を踏まえて、本稿では、清末の朝廷が督撫及びその麾下の勇営と接していく中で如何なる動きを見せ、そして自らを変容させていったのかを論じる。そして、改めて当該期の朝廷の動向から、督撫権限の増大を中国近代史上に位置づけることを目的としたい。

その際には、地域を直隸省に限定し、直隸総督及びその麾下の勇営との関係を考察していくこととする。これは、直隸省が首都北京を擁しており、朝廷の意向が最も明確だと考えられるためである。

そして、時期は一八六〇年代を起点とし、一九〇〇年代初頭まで

を区切りとする。このように時期を設定するのは、前述のようなアロー戦争における未曾有の事件から立ち直った朝廷が、再び義和団戦争において大敗を被ることによる。そして、この後の朝廷は面目を一新して立憲君主政体の模索、いわゆる光緒新政を行っていくためである。

しかし、起点を一八六〇年代と設定する最も大きな理由は、この時期に新たな軍が設立されたことにある。

先にも述べたように、アロー戦争により禁旅八旗は大敗を喫した。そこで、戦後には禁旅八旗の再建が急務とされた。こうして新設されたのが神機營であった。また、同時期には捻軍が直隸省に侵入したため、朝廷は直隸省の緑營を再編して直隸練軍を設立した。このように、一八六〇年代に設立された神機營や直隸練軍は清末に特有の軍である。また、一八九〇年代には、日清戦争に際し定武軍（後に改称して新建陸軍）が新設された。これらはいずれも、兵部や、後述の督辦軍務処といった朝廷内の機関が中心となり編成された。この点において督撫が編成を担った勇營とは異なる。

ところで先述のように、本来、勇營は乱の鎮圧後には解散されるべきものであった。当時の朝廷にあって、勇營は「權宜の計」、すなわち弥縫策に過ぎなかったのである。兵部が「夫れ兵の窮變して勇と爲り、勇の撤して仍ほ兵に歸る、此れ必然の勢ひなり；國家經制の兵、二百餘年に垂んとせば、敢へて紛更を輕議せず」と述べたように、勇營はいずれ完全に撤廃されるべきものであった。

しかし、淮軍に顕著なように、「權宜の計」に過ぎなかった勇營の

防衛に占める比重は次第に大きくなり、その存在が常態化するに至った。先に兵部が「いづれ八旗と緑營、つまり従来の正規軍のみの軍制へと回帰すると述べたことに鑑みれば、勇營の常態化とは、朝廷にとつて特殊な出来事であったといえる。

こうした特例ともいえる勇營とそれを基盤とした督撫について、朝廷との関わりを考察するには、先行研究のような従来の制度の枠組みからの考察では不十分である。常態化した勇營と同様に清末に特有な事例を用い対比することで、はじめて当該期の朝廷について、その真意や動向を知ることが可能となるものと考えられる。

そこで、本稿の構成を以下のようにする。

第一章では神機營の設立と運用を論じる。一八六〇年代、朝廷は捻軍の直隸省侵入に際して神機營を派兵した。一方、督撫も麾下の勇營と共に捻軍との戦いを行っていた。こうした中で神機營を通じて朝廷が如何なる勇營観を形成していったのかを考察する。

そして以後は、この勇營観を踏まえて、清末の首都防衛について論じていく。まず第二章では直隸練軍について、その設立の過程と活動を取り上げる。直隸練軍の設立には朝廷内の兵部と、督撫である直隸總督の両者が深く関わった。設立時の両者の動向から、朝廷が督撫をどのように見ていたのか、また、そうした観点を踏まえて朝廷が直隸練軍をどのようには首都防衛に位置づけようとしたのかを論じる。続く第三章では、一八七〇年から日清戦争期にかけて直隸省に駐留した淮軍の動向を概観する。そうした淮軍の中でも盛軍に

注目し、その規模や駐留地を論じ、また新設された定武軍との対比を行う。そして首都防衛の中に盛軍と定武軍を位置づける。第四章では、日清戦争から戦後にかけての督辦軍務処を取り上げる。督辦軍務処は、日清戦争に際して朝廷内に新設された機関であった。一方、日清戦争では各地より勇營が直隸省に集結する。これらの勇營との関わりという観点から、督辦軍務処の設置の背景と、その実態を明らかにする。更に、日清戦争後の督辦軍務処の動きを論じ、戦中

一 『續資治通鑑』卷二、宋紀二、建隆二年七月。

二 坂野正高『近代中国政治外交史―ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで―』東京大学出版会、一九八二年第二刷、三五～三九頁。

三 茅海建「第二次鴉片戦争清軍与英、法軍兵力」『近代的尺度 兩次鴉片戦争軍事与外交 増訂本』八五～九〇頁、生活・讀書・新知三聯書店、二〇一一年。尚、茅海建氏によると、これらの援軍はほとんどが間に合わなかったようである。

四 『籌辦夷務始末（咸豊朝）』卷六三、廷寄、咸豊一〇年八月辛未条。

五 川島真『シリーズ中国近現代史（二） 近代国家への模索一八九四～一九二五』岩波書店、二〇一〇年、四九頁。

六 このような清朝の統治構造について、臨時台湾旧慣調査会『清国行政法』第一卷下、復刻版、汲古書院、一九七二年、一九～二二、三一～四〇頁。狩野直喜「清朝地方制度」『讀書纂餘』みすず書房、一九八〇年（初出は一九〇七年）。同『清朝の制度と文學』みすず書房、一九八四年（初出は一九二三～一九二四年）二九三～二九四頁。李細

から戦後にかけて、首都防衛が如何なる様相を呈するかを論じていく。

結章ではこれまでの考察を踏まえた上で、武衛軍の編成と義和団戦争を展望する。そして、一八六〇年以後の首都防衛の変遷を概観し、督撫権限の増大と勇營の勃興の中において、朝廷が如何に自らを変化させていったのかを論じ、併せて中国近代史上に位置づける。

珠「晚清地方督撫権力問題再研究―兼論清末「内外皆輕」権力格局的形成」『清史研究』二〇二二年第三期、二〇二二年、二頁。尚、本稿で扱う直隸省には巡撫がおらず、総督（直隸総督）のみが置かれていた。

7 Philip A. Kuhn, *Rebellion and Its Enemies in Late Imperial China: Militarization and Social Structure, 1796-1864*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1980, pp.165-180. 鈴木中正『清朝中期史研究』燎原、一九七一年復刻（初版は一九五二年）、一八九～一九六頁。

八 坂野、前掲書、二二七～二二八頁。朱東安「太平天国与咸同政局」『近代史研究』一九九九年第二期、一九九九年、三四～四二頁。

九 例えば、貴州省や福建省、江西省、浙江省などがある。これらについては劉偉『晚清督撫政治 中央与地方關係研究』湖北教育出版社、二〇〇三年、一二九～一三〇、二七〇～二八二頁を参照。

一〇 『湘軍志』について、本稿では文正義責任編集 王闈運 郭振墉

朱德裳『湘軍史專刊之一 湘軍志 湘軍志平議 續湘軍志』岳麓書社、一九八三年および、本書に附録として収められた徐一士「王闈運与『湘軍志』」（初出は『逸経』第一四期、第一五期、第一六期、一九三六年）を参照した。

二 羅爾綱『湘軍新志』商務印書館、一九三九年。尚、前掲『湘軍新志』は一九五七、一九八〇年の二度に及ぶ修訂を経て、一九八四年に『湘軍兵志』として中華書局より出版されている。だが、その大意に変更はない。

三 羅爾綱氏の『湘軍新志』は一九三七年から一九三九年にかけて著された。当時は日中戦争の最中であつた。そのため、地方分権や軍閥割拠、すなわち「督撫專政」を日中戦争に繋がるものと羅爾綱氏は考えたのだと思われる。羅爾綱氏には『湘軍新志』の他にも、同様な問題意識の下で書かれた以下の一連の著作がある。羅爾綱「中国近代兵為將有的起源」鍾文典選編『羅爾綱文選』广西師範大学出版社、一九九九年（初出は『中国社会經濟史集刊』第五卷第二期、一九三七年）。同『晚清兵志 第一卷 淮軍志』中華書局、一九九七年。

四 本稿においては紙幅の都合もあり、これらの研究を逐一明記することはしない。その多くが内容や結論において羅爾綱氏と同様であるためである。これらについては、李細珠、前掲論文、二四頁の注一やこれを基とした李細珠『地方督撫与清末新政 晚清權力格局再研究（増訂版）』社会科学文献出版社、二〇一八年、第二章を参照。

14 Ralph L. Powell, *The Rise of Chinese Military Power 1895-1912*, Princeton: Princeton University Press, 1955.

15 Stanley Spector, *Li Hung-chang and the Hwai Army*, Seattle: University of Washington Press, 1964.

16 波多野善大『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、一九七三年。

17 これらの他に、近年では、王瑞成氏の一連の研究がある。王瑞成氏は、湘軍や淮軍といった勇營を体制外の新たな「軍事政策集団」とし、「権力外移」を提唱する（王瑞成「権力外移」与晚清權力結構的演变（一八五五～一八七五）』『近代史研究』二〇一二年第二期、二〇一二年、「危機与危機利用：日本侵台事件与李鴻章和淮軍的轉型』『復印報刊資料 中国近代史』二〇一六年第七期、二〇一六年（初出は『近代史研究』二〇一六年第二期、二〇一六年。しかし筆者の見るところ、王瑞成氏の議論は地方分権化とする従来の見解の域を出ていないようである。

18 王爾敏『淮軍志』中央研究院近代史研究所、一九六七年。

19 「督撫專政」を否定する、本稿で言及した以外のものについては、李細珠、前掲論文、二四頁、注二を参照。

20 羅、前掲「中国近代兵為將有的起源」。

21 緑營に対する指揮は皇帝の専権事項であつた。だが、実際は本文でも指摘したように各省の督撫の裁量に委ねられていた。これは羅爾綱氏も指摘している（羅爾綱『緑營兵志』中華書局、一九八四年、二七四～二七七頁）。

22 このような清朝の統治構造についての誤解は、李細珠氏においても同様に見受けられる（李細珠、前掲論文、三頁）。

23 『倭文端公遺集』卷二「論直隸添設六軍疏稿」。王爾敏氏は他の研

究でこの倭仁の上奏を引用している（王爾敏「練軍」の起源及其意義）『清季軍事史論集』聯經出版事業公司、一九八五年再版（初出は『大陸雜誌』三四卷六、七期、一九六七年）、九〇〜九一頁）。しかし、王爾敏氏はこれを朝廷が抱いた「窄狹的固本政策」と断じるのみで、督撫との関連において考察していない。尚、こうした直隸練軍と朝廷、督撫の關係については本稿第二章で考察する。

※ 王雲五編『道咸同光四朝奏議 七』臺灣商務印書館、一九七〇年、二七六〇〜二七六三頁、京畿道監察御史許廷桂「遵懿旨敬陳管見疏」光緒元年。「一、部務甚重、請力求整頓也。我朝定制、内外相維、一切錢穀兵刑、各省分其任、各部總其成、權不外移、政由内出、甚盛典也、自軍興以來、籌餉募勇、生殺予奪、悉由各省督撫大臣主持、二十餘年、浸成風氣、漸有牢不可破之勢、即如同治元年、欽奉上諭通飭各省、將兵勇名數、分晰送部、如敢延玩、即著該部嚴叅、聞有多年未報者、部臣無如之何：外間議論、僉謂疆臣之權太重、部臣之權太輕：」また、こうした「外間」の憂慮については、王闔運の一八七〇年における日記の記事が示唆的である。「校五代史二卷。觀其將富兵橫、矛戟森森、與今時無異、恐中原復有五季之勢、爲之輓枕」（王闔運著 馬積高主編『湘綺樓日記 第一卷』岳麓書社、一九九七年、七六頁、同治九年庚午正月一六日条）。

※ 羅爾綱氏が「裁行省議」として引用するものは『康南海文集』巻四「政策 廢省議」の内的一篇「裁省議」である。また「中国今官制大弊宜改」は『官制議』巻六に収められている。これらが著された正確な年代は不明なもの、辛亥革命前後とすることについては、徐

楊「廢省与縮省…民国時期省制改革的探討与实践」『浙江社会科学』二〇一七年第四期、二〇一七年を参照。

※ 例えば、岡本隆司『中国の誕生』名古屋大学出版会、二〇一七年、一九一〜一九二頁を参照。また、戊戌変法や政変期の康有為については以下に詳しい（岡本隆司『袁世凱—現代中国の出發』岩波書店、二〇一五年。宮古文尋『清末政治史の再構成—日清戦争から戊戌政変まで—』汲古書院、二〇一七年）。尚、この「督撫專政」と康有為の影響については、李細珠、前掲書、四四四頁においても指摘されている。この康有為の説について、李細珠氏は「清中期」について述べたもので清末にはあてはまらないという見解を述べている。前掲注

二二で指摘したような清朝の統治構造についての誤解や、康有為の政治的立場への等閑視が李細珠氏においても見受けられる。

※ 岡本隆司「清末の対外体制と対外關係」飯島涉 久保亨 村田雄二郎編『シリーズ二〇世紀中国史（一）中華世界と近代』東京大学出版会、二〇〇九年、『李鴻章—東アジアの近代』岩波書店、二〇一一年、前掲『袁世凱』。

※ 或いは、このような朝廷の官僚による督撫への見方は、身を常に朝廷に置いていた皇帝も同様に抱いていたものではなかったか。例えば、本文で述べたような咸豊帝の會国藩に対する態度などはそれを明示するものであろう。

※ 邱濤『咸同年間清廷与湘淮集团権力格局之變遷』北京師範大学出版社、二〇一〇年。

※ 『穆宗實錄』巻二九七、一〇頁、同治九年一月丁未条。「至軍興

以來舍兵用勇、本係權宜之計」。これは、各督撫の指揮する勇營について、兵部がその人数を朝廷に報告するよう求めた際に発された上諭である。同様の表現は『穆宗實錄』卷八二、五一頁、同治二年一月壬辰条においても見られ、ここでは「軍興以來、各省募勇剿賊、實

因兵力不敷、一時權宜之計」と述べられている。

② 『皇朝政典類纂』卷三二六、六頁、同治一二年兵部上奏。「夫兵之窮變而爲勇、勇之撤仍歸於兵、此必然之勢也…國家經制之兵、垂二百餘年、不敢輕議紛更」。

## 第一章 神機營の設立

はじめに

一八五六年のアロー号事件を発端とするアロー戦争は、一八六〇年には英仏連合軍による北京侵入と咸豊帝の蒙塵、そして禁旅八旗の大敗を齎した。一方、華南では、湘軍や淮軍を中心とした勇營が太平天国と一進一退の攻防を続けながら、やがては圧倒していく。

こうしたことから、勇營の発展に対し正規軍である八旗と緑營は弱体化し、軍としての比重は次第に勇營へと移っていったとされる。「序」でも述べたように、このような背景が「督撫專政」へと繋がったとして、従来、清末の軍隊に関しては、勇營、とりわけ湘軍と淮軍に研究が集中してきた。

しかし、いかに弱体化したとはいえ、一八六〇年代において八旗はまだ北京において皇帝の權威を支え得るものであり、有名無実とはなっていないかった。事実、この時期に禁旅八旗の中に部隊が新設された。それが神機營である。神機營は一八六二年に設立され、人員の数は兵部を超えた。そして、義和團事件では八カ国連合軍と戦い、敗残した神機營は一九〇七年に陸軍部へと吸収されていく。

だが、前述のような背景があるため、神機營はこれまで十分に顧みられてきたとはいえない。

こうした中で神機營に関する先駆的研究として、日本では佐々木寛氏の研究があり、中国では王景沢氏や張能政氏の諸研究がある。

佐々木氏や張能政氏は、いずれもその設立の過程や兵制の解明などに重点を置いている。しかし、両氏共に『光緒欽定大清會典事例』に依拠したもので、それ以上のことを論じてはいない。

一方、王景沢氏は神機營の設立から結末までを簡潔に述べ、更にその役割などを論じる。しかしながら、その論旨は八旗の近代化というにとどまり、神機營の役割についても、列挙はされているものの、やや概括的にすぎる。そのため、神機營の具体的な活動や朝廷内における位置づけなどは十分に論じられていない。

ところで、神機營が設立されて間もなく、捻軍が勇營に追われて直隸省へと侵入する。これに対し朝廷は神機營を動員した。ここに朝廷直属の武力である神機營と督撫直属の武力である勇營が、直隸省で共闘を行うこととなる。捻軍は太平天国に次ぐ反乱であり、督撫の権限に対し大きな影響を及ぼしたものである。その際に神機營は勇營とどのような関係を築いていたのか、そして、それは朝廷の如何なる勇營観に基づくものであったのか。これらの問題は神機營や勇營に関する先行研究では全く論じられていない。

本章は、これらの先行研究では論じられてこなかった点を考察しながら、清末史上における神機營の意義を見出そうとするものである。

### 第一節 朝廷内における神機營

アロー戦争が終結した翌年の一八六一年一月、恭親王を中心と

する総理衙門は清朝を取り巻く現状について分析を行い、今後の対策についての一連の上奏を行った。その中に、アロー戦争で僧格林沁や勝保に率いられ、北京近郊で敗退した禁旅八旗の再編に関する上奏がある<sup>30</sup>。ここでは、当時の朝廷が「心腹の害」としていた捻軍の北上に備えるため、禁旅八旗への再訓練が述べられている。この上奏は朝廷による軍事改革の嚆矢としてよく知られたものである。

実際に、上奏内で述べられた基本方針にほぼ沿って、神機營が設立されている<sup>31</sup>。そのため、この上奏は神機營設立の出発点であると同時に、神機營が朝廷内においてどのように位置づけられていたのかわかる手掛かりとなるものである。だが、先行研究ではこの点は全く顧みられていない。そこで、本節ではこの上奏とその後の史料によって、神機營が当時の朝廷にあつてどのように認識されていたのかを探ることとしたい。

ここで述べられた基本方針とは、禁旅八旗の各營に銃砲の訓練を施すこと、また、銃砲の訓練に特化した營を禁旅内に新設し、それを各營への兵員の補給源とすること、そして、訓練を担当する将官を僧格林沁に推薦させるといったものであった。

この後、御史曹登庸や醇郡王たちによる八旗の再訓練に関する上奏を経て、一八六二年二月一日、朝廷は上諭を下して、恭親王と醇郡王に禁旅各營への訓練の監督と、そのための章程を定めることを命じた<sup>32</sup>。ここで注意したいのは、この二日後に出された、次の上諭である。

御史徐啓文奏するに、請ふらくは大臣を遣派して、京營の兵丁を

教練せしめよ等の語あり。京旗各營の兵丁は、前に已に議政王（恭親王）を派して醇郡王等を會同し、章程を妥議し、認真に訓

練せしむ。該御史欲するに、外に在りて久經ひさしく典兵せる將帥を

以て、昇あふるに京師旗綠各營の提鎮・都統の秩任を以てするは、

諸多の窒礙なれば行ひ難し。該御史の奏する所は、議を庸もつふる

母からしめよ<sup>33</sup>。

これは、禁旅八旗や北京にある綠營への訓練に対し、戦場にいる経験豊富な將官を登用することを朝廷が否定したものである。

だが、この二日前の章程の取決めを命じた上諭では、恭親王や醇郡王と共に禁旅各營の訓練に従事する者として、都統瑞麟、侍郎崇綸、前西安將軍福興、貴州威寧鎮總兵遮克敦布の名前が挙げられている。彼らは皆、太平天国及び捻軍との戦いに参加していた者たちであり、「外に在りて久經く典兵せる將帥」であつたといえる<sup>34</sup>。特に瑞麟は僧格林沁と共にアロー戦争に参加しており、神機營設立の起点となつた先の恭親王らによる上奏の流れに沿つた人事であるといえよう。

では、御史徐啓文がことさらに登用を求めたものの、朝廷が否定した「外に在りて久經く典兵せる將帥」とは具体的には誰を指したもののなか。それは、当時勇營を率いて太平天国と対峙していた両江總督曾國藩を中心とする漢人官僚であり、更には、その勇營の將



官たちであつたと思われ<sup>23</sup>。

それでは、なぜ朝廷は急務の策としていた禁旅八旗の再訓練に、当時軍功の著しかった漢人督撫の関与を否定したのでろうか。その前に、ここで二月一日以後の神機營をめぐる朝廷内の動きについて確認しておきたい。

二月一日に章程の作成を命じられた恭親王と醇郡王は、一八六二年一月八日に一〇カ条からなる練兵章程を上奏した<sup>24</sup>。ここで再訓練を行う新營の名を神機營としたい旨が述べられている。そして、一八六二年一月十七日、朝廷は、先述の恭親王らに文祥を加えた七名に新營の管理を命じ、併せて恭親王を神機營の首班とすることを決定した<sup>25</sup>。

ここに神機營は設立された。神機營の内部の構成について付言すると、王大臣（王公と大臣）が「管理神機營事務大臣」として統括を行うが、その人数には定数がなかった。また、王大臣の下には彼らを補佐するために総理全營事務翼長三名、総理文案処翼長二名が置かれ、以下にはおよそ五百名以上の人員がいた<sup>26</sup>。

兵員については、設立と同時に禁旅各營から抽出されている。しかし、それらの中には訓練を受けた後に原營へと戻る者があり、戦時には禁旅八旗のほかに吉林から派遣された馬隊が訓練を施されている<sup>27</sup>。

このように神機營の兵員が流動的であつたためか、一八六四年七月から一八六五年九月までの間には神機營内に威遠隊という固有の部隊が作られている。威遠隊は同じ禁旅八旗であつた健銳營や火器

營などの一部から構成されたものである。かつて、それらは天津に派遣されてイギリス人から訓練を施されていたが、北京に召還され、威遠隊として神機營に組み込まれたのである。後に威遠隊は再び天津に派遣され、イギリス人から騎馬の訓練を施されている<sup>28</sup>。

ところで、恭親王が神機營の首班とされた背景には、彼が先述の一八六一年一月の上奏を行い、更に練兵章程を作成したことがある。しかし、当時の朝廷内における恭親王の地位とも無関係ではないと思われる。

これまでも述べてきたように、一八六〇年九月、アロー戦争により咸豊帝は肅順、怡親王、鄭親王らを伴い、後宮と共に熱河へと逃亡した。その際に欽差大臣として英仏との講和交渉を委ねられたのが恭親王であつた<sup>29</sup>。

その後、一八六一年八月二日に咸豊帝が熱河で崩御すると、贊襄政務大臣として後事を託された肅順たちと西太后、そして北京にあつた恭親王の間で権力闘争が行われた。当時の朝廷内の派閥について、高中華氏は、肅順を中心とする「熱河集團」、北京の恭親王を中心に僧格林沁、文祥らを含む「京師集團」、熱河で肅順と対する西太后を中心とした「後宮集團」の三つに分類している。また、この時に恭親王と西太后の間で連絡役を担ったのが醇郡王であつたとい<sup>30</sup>。そして、醇郡王は西太后の妹婿であつた。

やがて、一月二日、朝廷が北京に帰還するに際して、西太后と恭親王によるクーデターで肅順及び怡親王、鄭親王らは失脚する。いわゆる辛酉政変である。政変後、一月二日には西太后と東太后に

よる垂簾聽政が行われた。そして、恭親王は議政王の称号を与えられ、併せて首席の軍機大臣となった。

このように議政王及び軍機大臣となり、更には神機營の首班となつた恭親王だが、一八六五年四月二日、「命ずるに恭親王は軍機處に在りて議政を庸ふる母かれ、並びに一切の差使を撤す」との上諭により、議政王の称号及び朝廷における全ての職を剥奪された。この上諭の発端は、日講起居注官編修であつた蔡壽祺が、恭親王を「貪墨、驕盈、攬權」であると弾劾した上奏であつた。翁同龢によると、上諭には、更に続けて恭親王罷免後の軍機處、総理衙門などについての指示が出されていたとあるが、神機營については出されていない。これは、神機營には首班である恭親王以外にも皇族の醇郡王がいたため、恭親王の罷免後は醇郡王の首班昇格が自明であつたためと考えられる。

この後、惇親王、醇郡王たちによる弁護を経て、恭親王は総理衙門、軍機處の職務に復帰した。しかし、そこには議政王の称号や神機營の名はない。以後の神機營は醇郡王が首班となり、恭親王が関与することはなかったものと考えられる。それを裏付けるように、一八六五年一月には神機營官員への人事が醇郡王を通じて行うよう命じられており、一八六五年中には神機營の首班としての醇郡王の地位が確立していたものとみられる。

これまで見てきたように、禁旅八旗への再訓練のために設けられた神機營には漢人督撫の関与が否定された。また、設立につながる

上奏を行い、一度はその首班となつた恭親王もやがては西太后によつて神機營の管理の任を解かれた。そして、その後任となつたのが、西太后の閨閥である醇郡王であつた。

こうした神機營の管理者をめぐる過程にこそ、当時の朝廷において神機營がどのように認識されていたのかが如実に示されている。すなわち、神機營は朝廷内部の権力に直結する武力として認識されていたのである。そのために西太后は漢人督撫や恭親王を関与させることなく、自身の妹婿であつた醇郡王を神機營の首班としたものと考えられる。

また、神機營には他の禁旅八旗を再訓練するという目的があつたため、やがて禁旅八旗と同様に北京の治安維持を担つていた巡捕營との間に接点をもつことになる。一八六五年五月、捻軍により僧格林沁が山東省で戦死したとの報告を受けた朝廷は危機感を深め、直隸總督劉長佑や三口通商大臣崇厚、両江總督曾國藩などに出兵を命じる。また、吉林、黒龍江の馬隊を直隸省に呼び寄せるなどの慌ただしい対応も行われた。

そうした中であつて、朝廷は醇郡王に「命ずるに醇郡王は京城防範の事宜を籌辦せよ。旗綠各營は、均しく節制調遣に歸せ」との上諭を下している。この上諭中の「旗」とは禁旅八旗、「綠」は北京にあつた綠營、すなわち巡捕營を指すと思われるが、北京への危機をきっかけとして、醇郡王が巡捕營への指揮権を与えられたのである。

巡捕營への指揮権を付与された醇郡王は、南苑においてその閱兵

を行い、不備を指摘した上奏を行った。上奏を受けた朝廷は、歩軍統領の存誠らに對して、半年間に渡って巡捕營を整頓、訓練して精銳とするように指示し、その後、再び神機營王大臣たちが巡捕營を「酌量して挑選」するように命じた。こうして醇郡王を介し、神機營が巡捕營の訓練をチェックする機関となったのである<sup>233</sup>。

## 第二節 軍規による勇營の監視

前節で見たように、神機營は禁旅八旗への再訓練を行うことを主目的として新設された。しかし、塩の密売人の武装蜂起（「鹽匪」「梟匪」）や捻軍の侵入のように直隸省が戰場となると、朝廷はこれらの鎮圧のために神機營を派兵した。その際に神機營と共に鎮圧に従事したのが、漢人督撫に率いられた勇營であった。こうして神機營は、直隸省で勇營との間に接点をもつこととなるが、そこではどのような関係が構築されていったのだろうか。

一八六七年七月、直隸省内で塩の密売人が蜂起したとの報告が直隸總督劉長佑や總理衙門によって行われた。同時期に捻軍が山東省を蹂躪していたこともあり、直隸省を防衛するために朝廷は神機營の派兵を決定した。そして八月には、鑲白旗蒙古都統の穆騰阿に率いられた神機營はこれらの塩の密売人を追い、冀州にまで進んでい<sup>233</sup>。

「鹽匪」との戦いには、直隸總督劉長佑も綠營を再編した直隸練軍や麾下の勇營である楚勇を率いて参戦している。そして、史料上か

らは神機營とこれら楚勇などの間には統屬関係は見られない。しかし、やがて両者の関係に変化が現れる。

きっかけは、穆騰阿の下にあった鑲藍旗漢軍副都統の富和が、知州劉景芬からの援軍が無いために敗北をしたと述べたことであった。この報告を受けた神機營は事件のあらましを述べ、劉景芬の処罰と軍規の明確化を求める上奏を行った。それを受け、朝廷は「穆騰阿をして確實に查明して、嚴懲辦せしめよ」との上諭を發した。直隸省の知州であった劉景芬への調査や処罰が、劉長佑やその後任の直隸總督官文ではなく神機營を率いる穆騰阿に命じられたのである<sup>234</sup>。更に軍規の明確化に関して、この上諭では、違反者があれば弾劾して処罰することを穆騰阿に命じている。そして、その対象は「有る所の直隸の帶兵各員及び部する所の各軍」、すなわち直隸省に展開している全ての部隊であるとされた。

しかし、全ての部隊としながらも、朝廷や神機營が特に念頭に置いていたのは劉長佑の楚勇であったと思われる。それは、総兵陳濟清も富和への援軍を怠っていたことが發覺した際、朝廷が穆騰阿と官文に發した、次の上諭から明白である。

並びに申<sup>かき</sup>ねて紀律を明らかならしむるに、もし畏<sup>おそ</sup>慮して前まず、事機に貽誤する者有らば、即ちに嚴參し、軍法に照らして從嚴に治罪せしめよ。直隸の勇隊、もし再<sup>また</sup>に地方を擾害する者有らば、即ちに嚴擧して正法せしめ、劉長佑部する所の楚勇は、仍ほ

厳しく管束を加へしめよ……<sup>380</sup>

ここで朝廷は、勇營が何度も軍規に違反した場合には死刑にせよと述べる。そして、特に劉長佑の楚勇が名指しされている。

この一連の劉景芬や陳済清をめぐる案件において、劉長佑が彼らを率いていた上官であったにも関わらず、朝廷は劉長佑にその調査や処罰を指示することはなかった。実際には、現場の穆騰阿と朝廷内の神機營との間におけるやり取りを通じ、処理が進められたものと思われる<sup>381</sup>。

このように朝廷は軍規の明確化に依拠して、それを発議した神機營と共に勇營に対する関与を深めていった。そして、その背景にあったのが、先の史料中でも「直隸の勇隊、もし更に地方を擾害する者有らば」と表されているような、直隸省の治安維持という観点である。これは、先の案件で劉景芬が「革職留任」と処分を受けた際に、その罪状が「縦勇擾民」（自身の率いる勇を取り締まらず民に危害を加えた）であったことから明らかであろう<sup>382</sup>。

こうした軍規による勇營への関与は、以後の捻軍との戦いにおいても続けられた。

一八六八年一月に「梟匪」が平定され始めると、穆騰阿に率いられた神機營にも北京への帰還命令が下る<sup>383</sup>。しかし、同月一七日には捻軍が直隸省廣平府に侵入するという事態が起こった<sup>384</sup>。

捻軍は、盟主であった張洛行が一八六三年に捕われた後、一八六四年に再起して河南省、安徽省、山東省などで活動し、一時は僧格林沁を破る程の勢いを示した。しかし、一八六六年一〇月、捻軍は山東

省で淮軍に敗北し、山東省に残った東捻と陝西省を目指した西捻とに分裂する<sup>385</sup>。その後、東捻は淮軍によって鎮圧され、陝西省に向かった西捻が、当時欽差大臣として陝西省、甘肅省でムスリムの反乱を鎮圧していた陝甘總督左宗棠に追われ、河南省を経由して直隸省に達したのであった。

この西捻（以下、捻軍）の動きに呼応して、神機營は本来の禁旅八旗としての役割を果たしている。まず、陵墓守備を名目にして、北京周辺の易州、涿州、雄縣へと派遣されている<sup>386</sup>。これらには、神機營で訓練を受けていた前鋒營や圓明園馬隊なども威遠隊と共に派遣されているが、原營の名称のままであるのは、前述した、塩の密売人の武装蜂起の際における内火器營の場合と同様である<sup>387</sup>。

やがて二月に捻軍が保定府に迫った際には、恭親王と神機營王大臣が「辦理巡防事宜」を命じられ、神機營は北京の治安維持をも担うことになった<sup>388</sup>。

一方、捻軍の直隸省への侵入に対し、左宗棠や山東巡撫丁宝楨といった督撫が直隸省へと軍を進め、河南省からは南陽鎮総兵宋慶や前浙江布政使改用総兵張曜が麾下の勇營である毅軍や嵩武軍を率いて来た<sup>389</sup>。しかし、捻軍には騎馬が多く、機動力に富んでおり、官軍はその後を追いつけるばかりで戦況は一進一退の状況であった<sup>390</sup>。

そこで、朝廷は事態を打開するため、前線における指揮権を左宗棠に一本化し、もしその命令に服さない者があれば弾劾上奏を行うよう命じた<sup>391</sup>。この時、山東省には東捻を鎮圧する際に欽差大臣に任命された李鴻章がいたが、朝廷は李鴻章とその淮軍にも直隸省への

出兵を命じていたため、結果的に、捻軍との戦いでは二人の欽差大臣が並立したこととなる。

だが、依然として捻軍の鎮圧は捗らず、こうした状況を憂慮した前戸部侍郎李鴻藻が上奏を行った。

李鴻藻はまず、欽差大臣の並立による弊害を指摘する。そこでは、左宗棠と李鴻藻の配下の各将官が互いに反目して協力しないことが指摘されている。その打開策として、李鴻藻は親王を大將軍に任命し、その補佐役として李鴻藻と左宗棠を参贊大臣とすることを提案した。親王の下に、戦場での指揮権を一本化しようというのである。

これを受けた朝廷はその要請を却下したが、「仍ほ恐らくは各大臣等の意見紛歧し、事權未だ一に歸する能はず、以て呼應の靈ならざるを致す」として指揮系統の乱れについては認めた。そして、

各路統兵大臣並びに各該督撫等をして均恭親王等の節制に歸せしむ。各該大臣督撫等は賊勢・軍情に於いて俱に當に隨時神機營に具報して覈辦すべし。

と、各大臣や督撫を恭親王たちの「節制」下に置くことや捻軍の情報、戦況を神機營に集約することを決定した。しかし、上諭では続けて、臨機応変に対処するためには神機營の指示を特に仰ぐ必要があることも述べるなど、各大臣や督撫の戦場における自由裁量を認めている。これでは、恭親王たちの「節制」下で指揮系統の乱れを解消したことはない。

では、ここでの「節制」とは具体的に何を示したものであったのか。それを知るための手掛かりは、李鴻藻が持っていた問題意識にある。

李鴻藻は、「現兵勇の到る所の處、肆に搶掠を行ひ、民間の被害甚だ深し、應に請ふべきは該大臣等に嚴に飭して申ねて軍律を明らかにし、兵勇を約束するを。もし地方を騷擾する者有らば、帶兵の員弁を將つて治むるに軍法を以てせば、稍や閭閻を靖んずべきに庶し」と、官軍による略奪行為について触れ、軍規による取締まりを求めて先の上奏を終えている。

これで明らかのように、李鴻藻が上奏を行った目的は、官軍、すなわち勇營が直隸省の治安を乱すことの防止であった。同様の指摘は御史游百川も行っているが、特に游百川は、淮軍や左宗棠麾下の楚軍が、かつて山東省や陝西省で行った略奪について述べている。

当時の直隸省には、「鹽匪」の頃に比べると、より多くの勇營が入っていた。そのため、勇營による治安の破壊への恐れは、一層強く朝廷及び神機營に共有されていたと考えられる。

だからこそ、朝廷から各大臣、督撫への「節制」を命じられた恭親王と神機營は、各督撫への弾劾上奏を行う意思を述べ、続けて「各路の兵勇は均應に各の號衣を穿つべく、任意の裝束を准さず、並びに四出して滋擾するを准さず、業に臣等より札もて統兵大臣、督撫を

して約束を厳行せしむ」と述べたのであった。これは、督撫が率いる各部隊に対して制服の着用や騒動の防止を命じたものである。また、神機營は「其の各軍の統帶、帶隊官の職銜名並びに各處防剿の馬歩兵勇の簡明なる數目」を報告することも命じ、各勇營における將官の身分や兵員の数を把握する意向を固めた<sup>230</sup>。

以上からもわかるように、朝廷が命じた「節制」とは直隸省にある各勇營を監視することであった。そして、その監視は、「鹽匪」の頃におけると同様に、軍規に依拠したものであったが、より具体的に明確なものとなっている。

では、こうした神機營による監視について、督撫たちはどのような反応を示したのだろうか。それらを直接に示す史料は見当たらないが、例えば李鴻章はこの直後に上奏を行っている。それは、山東省で東捻を平定した時の自身と淮軍の經驗を踏まえたものであった。

李鴻章は、自分は「祇だ選將、練兵を管するのみ」で、前線の各部隊に過度な関与を行わなかった。そのため、「諸將は牽掣する所無く、以て放手に剿辦して倖いにも成功を告ぐるを得る」とする<sup>231</sup>。

この中では神機營の名が挙げられていないが、これに対応する上諭では、「神機營の指示を聽候して多く牽掣を致すを庸ふる毋かれ」

とされている<sup>232</sup>。恐らく、神機營が李鴻章に対して細々とした指示を行ったのではないか。そのため、李鴻章は、現在の神機營と自身の關係を以前の自身と淮軍になぞらえて、批判的な上奏を行ったものと

みられる。

### 第三節 期限設定と都興阿の派遣

ここで再び捻軍の動きを確認しておきたい。一八六八年三月、直隸省に侵入した捻軍は、丁宝楨や李鴻章の派遣した淮軍に追われて河南省へと移動した。これを受けて、神機營は北京周辺に展開していた部隊の撤収を上奏する<sup>233</sup>。

しかし、捻軍は山東省を経由して再び直隸省に入り、更に北上する動きを見せた。そこで、神機營は捻軍の北上を許したとして各督撫への処罰を求めた。また、神機營は禁旅八旗を用いた防衛策を上奏し、朝廷はこれを裁可した<sup>234</sup>。

この防衛策は当時神機營を率いていた恩承の報告に基づいたものであった<sup>235</sup>。ここでは主に、易州を準備していた神機營威遠精字、銳字の両部隊の定興、任邱への移動と、恩承みずから健銳營と驍騎營を率いて任邱、河間一帯へ赴くことが述べられている。当時、捻軍は南皮へと北上を開始していたため、恩承の派遣はそれに備えたものであったと思われる。

しかし、淮軍などの勇營とは異なり、これらの部隊はいずれも最前線に配置されていない。これは禁旅八旗の温存と考えられる。また、威遠隊が向かった定興や任邱は、より北に位置しており特に北京とも近い。ここから神機營自身、ひいては朝廷が戦力として神機營をどのように位置づけていたかがわかる。つまり、捻軍の鎮圧に

従事している全部隊の中で神機營こそが北京防衛の要と認識されていたのである。もちろん、この全部隊には他の禁旅各營も含まれる。

こうした認識を示すものとして、長圍の策をめぐる醇郡王の動向が挙げられよう。長圍の策とは李鴻章によつて実行された、運河を利用して捻軍を追い詰める作戦だが、これに醇郡王が異を唱えた。

その理由については、李鴻章は「醇邸の疏もて長圍の議を聞けるは、神機營の遠く運西を防ぐを肯じざるが爲にして發するに似たり」と分析している。醇郡王や朝廷は、神機營を遠方に派遣することに難色を示したのであった。

神機營が危惧したように、南皮を目指した捻軍は天津へと北上した。しかし、そこで淮軍と戦つて敗退した。これは神機營が防衛策を上奏する前日の出来事であり、その後、捻軍は山東省に向かった。また、この頃に前線諸部隊への指揮権が李鴻章に統一されている。

捻軍が山東省に追いつめられたことを好機ととらえた恭親王と神機營は、李鴻章に対して鎮圧の期限を設定するように上奏した。その期限は一カ月であり、もし未達成となつた場合には厳しく罰するように述べている。期限が設定された主な理由としては、捻軍が北上して再び直隸省に入る恐れがあったことが挙げられる。

しかし、更に重要な理由は、勇が軍規を守らずに各地で治安を乱し、住民と衝突をする事態にまで発展していたことであつた。上奏でも述べられているように、こうした事態は別な騒乱を引き起こしかねない。そういった騒乱が北京周辺にまで波及することを、恭親王や神機營は最も警戒していたのである。

ここで注目したいのは、依然として勇による治安の悪化が懸念されていることである。先に述べたように、勇營による治安の破壊を防ぐことは、朝廷や神機營にとつて反乱を鎮圧することと同等の課題であつた。そのために弾劾上奏や軍規が用いられてきたのである。

だが、『實録』や『方略』を見る限りでは、弾劾上奏は行われた形跡がなく、軍規についても、どこまでその明確化が徹底されたのかはわからない。例えば、捻軍を鎮圧した直後ではあるが、左宗棠とその配下の郭運昌たちが捻軍の残党を追っている様子について、李鴻章は「郭運昌の馬勇は到る處にて騷擾し、東北一帯に驚疑を致さば是れ賊なり。神機營は屢ば撤防を檄するも、亦た之が顧みず」と、彼らが神機營からの撤退命令を無視していること、その有様がもはや賊と何ら変わらないことを指摘している。

こうした点や先に挙げた李鴻章による批判などから、神機營による指示や監視の実効性については疑問が残る。おそらく、勇營側が服すことはなかったのではないか。そのため、ここで神機營が強いて鎮圧の期限を設定したことは、これまでの監視という姿勢から一歩を進めたことになる。

朝廷と神機營が鎮圧の期限を設定したことに対し、前線で長圍の策を進めていた李鴻章は「醇邸は忽かに長圍を以て然らずと爲す、而して又限りを一月に定めて賊を滅ぼせとせば、知らず何に従りてか滅起せん」と批判している。また李鴻章は、神機營が発議した期限の設定を醇郡王の意向によるものとする。神機營の遠方への派

遣に醇郡王が反対していたことや、それが神機營による防衛策に反映されていたことを加味すると、当時、神機營の首班であった醇郡王が、管内での意思決定において主導的な役割を担っていたことが垣間見える。<sup>99)</sup>

これまでの李鴻章の批判からもわかるように、神機營と前線にある督撫の間には作戦の不一致があった。また、指揮系統の変更による李鴻章と左宗棠の軋轢もあり<sup>100)</sup>、一カ月という鎮圧の期限は守られなかった。そのような中で捻軍は直隸省へと再度の侵入を試みる<sup>101)</sup>。そこで神機營による勇營への関与は新たな段階に至った。神機營は次のように言う。

査するに現在の剿匪の情形は、必ず統兵大員の馬歩勁旅を督率し、親しく前敵に赴き、緊躡して追剿するを須<sup>ま</sup>ちて、方<sup>は</sup>めて迅速に事を蔵すべし。都興阿は久しく行間を歴、素より軍略に嫻たり、且つ能く勞苦に耐ゆ…惟ふに刻下の軍情は、必ず該將軍の詳らかに酌覈を加へ、審慎に辦理するを須<sup>ま</sup>ちて、方<sup>は</sup>めて計の萬全に出づるべし。擬して請ふらくは該將軍に飭下し先行して天津に馳せ赴き、賊勢・軍情を察度し、其の應に如何に進剿する及び隊伍を抽調するべきの一切の機宜は、統<sup>す</sup>べて都興阿より酌覈して迅速に奏明し、旨を請ひて辦理せしめよ<sup>102)</sup>。

ここで神機營は前線の指揮権を改めて大官に統一すること、その大

官には盛京將軍であった都興阿が適任であることを述べる。併せて、春壽などの率いる馬隊以外に宋慶や張曜、陳国瑞といった部隊を都興阿の直屬とすることも述べられている。

朝廷はこれを受けて「都興阿をして管理神機營事務とせしめ、授けて欽差大臣と爲す」とし、都興阿に直屬する部隊についても神機營の上奏通りとすることを決定した<sup>103)</sup>。先述の通り、張曜や宋慶は毅軍などの勇營を率いており、春壽は神機營で訓練を受けていた吉林や黒龍江の馬隊を率いていた<sup>104)</sup>。この四部隊は、李鴻章が捻軍を鎮圧する中心人物となつて以後は、その指揮下にあつたものである。

また、都興阿を欽差大臣に任命した先の上諭は、期限を守ることのなかつた李鴻章らへの処罰についても言及している。その内容は「降三級留任」というものであつた。しかし、この処罰は決して重いものではない。革職留任と同様に、いわば執行猶予のある現状維持ともいふべきものである。

さて、従来は都興阿の派遣は朝廷の動揺を示すものとして批判的に見られてきた。それは当時にあつても同様であつた。例えば、曾國藩や李鴻章は「一國三公」として欽差大臣の乱立、指揮系統の混乱であると指摘している。左宗棠も督撫、大官の多さを批判して自身の動きが束縛されていることを述べている<sup>105)</sup>。

しかし、以上はあくまでも督撫による一方的な見方に過ぎず、これにとらわれては朝廷と神機營の意図を見誤ることになる。

では、朝廷と神機營の意図とは何であつたのだろうか。まず、欽差大臣に都興阿が任命されたことは乱立を意味しない。清史稿の都興



阿の伝では、これを「名を列ねるに鴻章、宗棠の上に在り」とする。都興阿は同じ欽差大臣であっても、実際は李鴻章や左宗棠よりも上位に位置づけられていたのである。

そして、その根拠となったのが「管理神機營事務」の兼務であった。この兼務にこそ朝廷と神機營の意図がある。文祥によると、当時の戦況について「恐らくは督撫大臣各の相下らず、請ふらくは神機營を派して諸軍を節制せしめ、以て事權を一にすべし」と述べた者がいたという<sup>74</sup>。これは、戦場に赴き督撫を指揮することを神機營に求めたものであった。神機營が都興阿を派遣したのは、こうした要請を受けてのことと思われる。都興阿は、いわば戦場での最高指揮官として派遣されたのである。そのため、都興阿が指揮するのは四部隊だけではなかった。実際には李鴻章などの督撫も対象とされていたのである。

ここに、都興阿が「管理神機營事務」として、李鴻章や左宗棠などの督撫を指揮する構図ができあがった。これは都興阿を通じて、神機營が督撫とその下にある勇營を指揮下に置いたことを意味する。これまで神機營は軍規の明確化や弾劾などの間接的な手段で勇營を監視していた。しかし、ここに至って神機營は直接に勇營を指揮する意向を固め、朝廷もそれを認めたのである。

だが、戦場では神機營が意図した通りには進まなかった。都興阿の出馬を受けた前線の様子について、曾國藩は「都公は事に臨みて惧るるも、當に大いに異同有るに至らざるべし、惟だ撥する所の陳、宋の諸軍は、未だ必ずしも果たして其の控馭に服して其の死力を得

ず」と述べている。朝廷や神機營の思惑通りに四部隊が都興阿に服従していないとの観測である。

また、李鴻章は前線の督撫たちはみな慣れ親しんでいると述べた上で「都直夫（都興阿）果し意見無くば、極めて願ふらくは與に周旋を爲すを」と、都興阿とほかの督撫たちとの仲介を申し出た<sup>75</sup>。これは、都興阿と各督撫の間で意思の疎通ができていなかったということである。

以上からも明らかのように、都興阿は督撫や勇營を十分に指揮することができなかった。李鴻章や左宗棠が神機營を批判し、その命に服していなかったことはこれまでも述べた。このような督撫の姿勢に鑑みれば、たとえ「管理神機營事務」という身分であったとしても、都興阿が督撫を指揮することは困難であったに違いない。

都興阿が困難な状況にあったことは彼の上奏にも表れている。都興阿は李鴻章からの報告に基づき、四部隊を李鴻章の指揮下に置くことを上奏した<sup>76</sup>。これに対して朝廷は「…何ぞ張曜等の四軍を以て、仍ほ李鴻章の調遣に歸するを請ふや。此跡は推諉に涉りて、大いに朝廷の委任の意に非ず」と都興阿を叱責している<sup>77</sup>。

だが、四部隊の進退などは、依然として李鴻章により行われている<sup>78</sup>。ここからも朝廷や神機營の思惑が戦場の現実とは乖離していたことがわかる。それでも、朝廷は捻軍の追撃を都興阿に、防衛を李鴻章にそれぞれ命じている<sup>79</sup>。これは捻軍との決着を都興阿に行わせようとしたものだろう。しかし、その前に捻軍指導者の張総禹は行方

不明となり、捻軍との戦いはここに終わった。

おわりに

当初、神機營は禁旅八旗への再訓練を目的として設立された。しかし、訓練が終了した後には、兵員はしばしば原營に帰還していた。このように、本来の神機營は流動的な組織であった。

また、北京の朝廷内において神機營は権力に直結する武力として認識されていた。そこで西太后は神機營の首班として、自身の閹閹である醇郡王を任命した。また、督撫による神機營への関与は許されなかった。

北京の外にあつては、神機營は勇營との共闘を通じてその監視という役割を担っていく。それは軍規による弾劾や期限の設定といった間接的なものであつたが、やがて都興阿による直接的な指揮へと変わっていく。このように勇營への関与が強化されていった背景には、地域の治安維持という目的があつた。しかし、その地域とは直隸省に限定されたものだった。治安の悪化が別な反乱を生み、それが北京に波及するのを防ぐためである。

後年のムスリムの反乱に対し、神機營は遠く離れた陝西省に派兵されて、左宗棠などと共闘を行っている。しかし、ここで朝廷と神機營が勇營に関与した形跡は見られない。また、朝廷は「原、此項の官兵を以て、勢ひ久しく邊外に戍し難し」として神機營を早く

北京に帰還させようとしている。これらは、朝廷が直隸省とその治安維持を特に重視していたことを示している。

そもそも、勇營とは太平天国や捻軍などと根を同じくする集団であつた。そういった性質の勇營が一つの地域に多く集まった場合、そこで多くの略奪や騷擾が行われたことは想像に難くない。

自身も勇營を率いていた左宗棠は、息子の孝心に「然るに淮勇の本は即ち捻逆なれば、其の剽悍なること斷じて改めること能はず」、  
「各軍雲集し、兵勇の騷擾は頗る甚だし」などと、淮軍をはじめとした勇營の様子について書き送っている。また「爾は出京を急ぐべからず、沿途の游勇、惡團、到る處は皆是れあれば、無法無天なるを以て、行旅の時は戒心有るべし」とも述べて、会試のために北京にいた孝心に注意を促している。いずれも、勇營が横行していた、当時の直隸省の状況を表している。

こうした勇營を朝廷は捻軍や「鹽匪」と同等に警戒していた。それは捻軍が平定された後、神機營に出された撤収命令にも表れている。神機營部隊の北京への撤収は、直隸省から勇營が完全に撤退した上でのこととされたのであつた。

神機營の勇營観も朝廷のそれと同じものであつた。次章において詳述するが、捻軍の末期には、以降の直隸省の防衛は勇營を主体とするべきか、朝廷が神機營に諮問した。その答申には神機營の勇營観が集約されているといつてよい。神機營は以下のように述べる。

：且つ復た朝秦暮楚なれば、其の之く所に隨ひて、限制するに從し無し。其の軍事に害爲るは、固より悉數し難きも、即へ剿匪

を以て之を言はば、勇の利とする所は、惟だ人多く氣の盛んなるを恃むのみなり。商るに強悍不馴の性は、究には改革し難く、一に欠餉有らば、刻刻として其の生變を防がんとするも、甚だしきに至りては帶勇せる者は挾制居奇して、幾んど尾大不掉の勢ひ有り。近年將は驕りて勇は惰となり、譁潰なるの事は一にして足らず。…剿匪の喫緊なるに當たり、勉強して之を用ふるは、如何とすべき無きより出づ。

勇は朝廷に対し決して従順ではない。そして、勇營を率いる者はその武力を恃んで朝廷を威嚇し、制御不能に近い様相を呈している。ここでは勇營への恐れや警戒、そして反乱を鎮圧するためには用いざるを得ないことへの苦慮が吐露されている。

こうした朝廷と神機營が抱いた勇營への警戒は、捻軍との戦いにおいて明確に体现されている。朝廷は勇營を前線に配置し、神機營威遠隊を北京近郊に動員した。これは、神機營を温存しつつ、一方では勇營と捻軍を交戦させて、双方の勢力を消耗させようとしたものである。また、この配置には、勇營が翻意して反乱勢力となった場合を想定した、神機營による北京の防衛も意図されていたのではないか。

これらから、本章では以下の点を神機營の機能として指摘しておきたい。まず、禁旅八旗への再訓練がある。これは設立の趣旨に沿ったものであった。

次に、勇營とそれを指揮した督撫への牽制、監視があった。更に首

都北京の防衛が挙げられる。北京の防衛については、捻軍などの反乱勢力はもとより勇營をも対象としたものであったと考えられる。

そして、この二点はいずれも捻軍との戦いにおいて、朝廷が勇營の実態を間近に見たために付加された、神機營の機能であった。

総じて、神機營とは、勇營という武力を基にした督撫に対する、朝廷の武力的な裏付けであったといえる。

しかし、こうした神機營による牽制や監視は、反乱を鎮圧することが第一義であったこと、そして、勇營が向背常ならないものであったことによつて、不徹底とならざるを得なかった。期限を守らなかった李鴻章たちへの処分が「降三級留任」という比較的軽いものであり、都興阿に従わなかった各勇營が黙認されていた背景にはこのような理由もあったものと思われる。

だが、本章で述べたような朝廷や神機營が抱いた勇營観は看過されるべきではない。やがて捻軍や一八七〇年の天津教案を経て、朝廷は勇營を首都の防衛に用いざるを得なくなる。その際に、朝廷や神機營が有した勇營観がどのように首都防衛に反映されていくのか。その一端を担うこととなる直隸練軍の編成と共に、章を改めて論じていくことにしたい。

一坂野、前掲書、二二九頁。

〃王景沢「神機營―晩清八旗軍事近代化的嘗試」『求是學刊』一九九〇年第三期、一九九〇年、八八頁。神機營の名称は火器を中心に扱っていた明代の京營の一つである神機營に由来するものと思われるが（久芳崇『東アジアの兵器革命 一六世紀中国に渡った日本の鉄砲』吉川弘文館、二〇一〇年、一六五頁）、詳細は不明。

〃例えば、神機營に関しては、赫治清・王晓衛『中国兵制史』文津出版社、一九九七年や中国軍事史編写組『中国歴代軍事制度』解放军出版社、二〇一〇年などが、軍制史を概観した中で言及している。また、劉鳳翰「清季自強運動與軍事初期改革（一八六一―一八九五）」『清季自強運動研討會論文集 上冊』一九八七年も言及している。しかし、これらの理解は依然として禁旅八旗に西洋式訓練を施したものとといった程度である。

〃佐々木寛「洋務と練兵」中嶋敏先生古希記念事業会『中嶋敏先生古稀記念論集 上巻』汲古書院、一九八〇年。王景沢「關於清末神機營的幾個問題」『北方論叢』一九九〇年第六期、一九九〇年。同、前掲「神機營」。張能政「清季神機營考述」『史學月刊』一九八八年第五期、一九八八年。なお、王景沢氏の上記二本の論文は、王景沢・李徳新・劉荊『褪色的龍旗―晩清八旗探研』吉林文史出版社、二〇〇八年に再録されている。

〃王景沢氏が列挙する神機營の役割や性質は、「軍事訓練機構」「以操演新式火器為主」「軍事參謀機構」「執行軍事任務是：在守戍方面」

「一個軍火集散機構」である（王景沢、前掲「神機營」八七―八八頁）。

このように極めて概括的すぎるものの、これらの指摘には本稿も多く依拠した。また、神機營に密接に関わった皇族、醇郡王については陳一容氏の論文があり、醇郡王が神機營や八旗の近代化において果たした役割について述べられている。しかし、神機營の朝廷での位置づけや督撫との関係については述べられていない（陳一容「奕譞与晩清八旗陸軍近代化嘗試述論」『西南師範大學學報（哲學社會版）』一九九五年第一期、一九九五年）。

〃朝廷による勇營観について、朝廷が勇營をあくまでも臨時的なものに見なし、勇營の領袖もその規模を拡大して朝廷の疑いを生むことを恐れていたと王爾敏氏は述べている（王爾敏「清代勇營制度」『清季軍事史論集』聯經出版事業公司、一九八五年再版、二八頁（初出は『中央研究院近代史研究所集刊』第四期、一九七三年）。しかし、これだけでは朝廷の勇營観を十分に表したことはない。

〃『籌辦夷務始末（咸豐朝）』卷七一、欽差大臣恭親王・大学士桂良・戸部左侍郎文祥上奏、咸豐一〇年一月壬戌条、卷七二、恭親王等上奏、咸豐一〇年二月癸酉条。僧格林沁は内蒙古科爾沁左翼後旗、勝保は滿洲鑲白旗に属し、それぞれ『清史列傳』卷四五、四七に伝がある。僧格林沁については、坂野正高『清僧格林沁奏疏畧解』について「故村松祐次教授追悼事業会編『故村松祐次教授追悼論文集 中国の政治と経済』東洋経済新報社、一九七五年。山下裕作「僧格林沁軍の登場―清朝の兵力上の変遷―」に関する一考察」『社会文化史

『学』第三二号一九九四年三月、同「忠親王僧格林沁の死」野口鐵郎編『中国史における教と国家―筑波大学創立二十周年記念東洋史論集―』雄山閣出版、一九九四年九月がある。

神機營に関する先行研究は、どれもがみなこの上奏に触れている。しかし、王景沢氏は上奏中に神機營の名称がないことから、神機營との直接の関連を否定している（王景沢、前掲「關於清末神機營的幾個問題」）。

尚、神機營設立に至るまでの具体的な史実過程については前掲の張能政氏や王景沢氏による先行研究を併せて参照。

① 『穆宗實錄』卷九、四〇～四一頁、咸豐十一年一月甲午條。

② 『穆宗實錄』卷一〇、七〇八頁、咸豐十一年一月丙申條。「又諭御史徐啓文奏、請遴派大臣、教練京營兵丁等語。京旗各營兵丁、前已派議政王會同醇郡王等、妥議章程、認真訓練。該御史欲以在外久經典兵之將帥、昇以京師旗綠各營提鎮都統秩任、諸多窒礙難行。該御史所奏、著毋庸議」。尚、京營という語が指す具体的な内容として、王爾敏氏は禁旅八旗と区別して火器營・健銳營・巡捕營・圓明園旗營を指すとしている（王爾敏、前掲「「練軍」の起源及其意義」）。しかし、赫治清・王曉衛、前掲書、二九二頁では禁旅八旗を京營八旗としている。また、植田捷雄・魚返善雄・坂野正高・衛藤藩吉・曾村保信共編『中國外交文書辭典（清末篇）』學術文献普及會、一九五四年、二八頁では、京營を在京綠營、すなわち巡捕五營（巡捕營）としているが、これは『清国行政法』によったと思われる（臨時台湾旧慣調査會『清国行政法』第四卷、復刻版、汲古書院、一九七二年、二七〇頁）。本

稿では、この徐啓文への上諭中において、京營に対応させて「京旗各營」や「京師旗綠各營」という語が使われていることから、当該時期において、京營は禁旅八旗と巡捕營といった在京諸營を広く指したもので、後には同じ禁旅八旗の一つである神機營も含まれていたのではないかと考えている。

③ 瑞麟は滿洲正藍旗、崇綸は漢軍正白旗、福興は滿洲正白旗に属し、伝記はそれぞれ『清史列傳』卷四六、五二及び『清史稿』四一七、列伝二〇四にある。なお、福興は後述する都興阿の弟にあたる。遮克敦布について伝未詳だが、『清史稿』卷二一、本紀二一、穆宗本紀に散見する。

④ 曾國藩と湘軍は一八六一年九月五日には安慶を奪還して、次第に太平天国を圧倒しつつあった。このため、この頃の北京における曾國藩の名声は、それ以前とは異なっていたものと思われる。以前の曾國藩は、声望のある滿人政治家を介することでしたか、北京における発言権を得ることができなかったという（坂野正高「總理衙門設立の背景（二）」『國際法外交雜誌』第五一卷第五号、一九五二年、七八頁。また、一八六〇年の江南大營の陥落を受け、始めて咸豐帝が曾國藩を兩江總督に任じたことや、それまでの咸豐帝が曾國藩ら漢人に抱いた警戒、咸豐帝死後から同治初年に曾國藩たちが朝廷に重用されていたことについては、朱東安、前掲論文。高中華『肅順与咸豐政局』齊魯書社、二〇〇五年、二七二～二七五頁。

⑤ 『穆宗實錄』卷二二、五八～五九頁、咸豐十一年二月壬戌條。一〇カ條の章程は、禁旅各營から神機營に集める人員の数や訓練を

行う場所の確定などの実務的な内容となっており、全文は光緒順天府志に再録されている（『光緒順天府志』京師志八、兵制、神機營、北京古籍出版社、一九八七年、二四八～二五〇頁）。

『穆宗實錄』卷一三、四七～四八頁、咸豐十一年二月辛未条。後述のように神機營を管理する王大臣には定数が定められていないが、恭親王には首班の象徴である印鑰（鍵）が与えられている（『咸豐朝上諭檔』（一七六九）咸豐十一年二月十八日条）。文祥は滿洲正紅旗に属する旗人。伝記は『清史列傳』卷五一を参照。また、王景沢氏はこの上諭中に初めて文祥の名が出ていることから、文祥が神機營設立において主導的役割を担ったとする従来の説を批判している（王景沢、前掲「關於清末神機營的幾個問題」）。

『光緒欽定大清會典事例』卷一一六六、一～二頁。また、王景沢、前掲「神機營」八六頁も参照。

設立とともに抽出された兵員の内訳は、護軍營から擡槍兵五〇〇名と馬隊兵五〇〇名の合計一〇〇〇名、圓明園護軍營より擡槍兵九〇〇名、健銳營と外火器營から馬隊兵一〇〇〇名、八旗滿蒙驍騎營から擡槍兵二四〇〇名、八旗漢軍槍營から排槍兵八〇〇名、八旗漢軍牌營から籐牌兵四〇〇名、八旗漢軍礮營一二〇〇名、各旗營から雜技兵一四〇〇名、内務府精捷營から刀矛兵二〇〇名、内務府三旗から鳥槍兵七〇〇名、合計で一〇〇〇〇名となる（『光緒順天府志』二四九頁、『光緒欽定大清會典事例』卷一一六六、四頁）。また訓練を受けた兵員の原營帰還や吉林馬隊の訓練については『光緒欽定大清會典事例』卷一一六六、四頁や『穆宗實錄』卷一五八、一二頁、同治

四年一〇月甲寅条を参照。

『中國史學會主編』『中國近代史資料叢刊 洋務運動（三）』上海人民出版社、一九六一年、四七六頁、總理神機營事務奕譞等摺、同治四年七月二十九日。佐々木、前掲論文、六一八頁。王景沢、前掲「神機營」八六頁。張、前掲論文、六一頁。尚、實際に威遠隊がどのような過程を経て作られるに至ったか等については、威遠隊に言及した史料が極端に少ないために依然として不明である。王景沢氏は威遠隊を神機營の「本体」であったとし、張氏は威遠隊の設立によって神機營が「面貌一新」したとする。また、神機營の兵員に定数がなかったことは、『光緒順天府志』二五一頁を参照。

坂野、前掲書、二五四頁。以後、咸豐帝崩御から辛酉政変に至る事實経過については、高、前掲書の五章を特に参照した。

高、前掲書、二四八～二四九、二五六頁。

高、前掲書、二六七頁。議政王となった恭親王の朝廷内での権力については、宝成関『奕訢慈禧政争記』吉林文史出版社、一九九〇年、一五〇～一五三頁を参照。また、当時の朝廷は同治帝、恭親王、西太后のいわば帝、相、後の「三角政治格局」であったという（高、前掲書、二七一頁）。坂野氏は当時を恭親王政權とし、召尻氏は当時を西太后、恭親王、地方漢人官僚の三者鼎立と指摘しつつも、恭親王の政治的基盤の脆弱さを指摘する（坂野、前掲書、二七二～二七四頁。召尻政徳「辛酉政変について——恭親王考察の一助として——」『東洋史学論集』三号、二〇〇〇年、四一～四二頁）。

『穆宗實錄』卷一三二、二三頁、同治四年三月壬寅条。「命恭親王

毋庸在軍機處議政、並撤一切差使」。

※ 徐徹「慈禧巧擬奕訢的議政王職考」『徐徹晚清史論』遼沈書社、一九九三年、二六二頁。事件の詳細な経過は徐、前掲書を参照。この弾劾は、西太后と恭親王の権力闘争の一環で、蔡寿祺は西太后の意向を受けていたとされている（賈熟村「慈禧何以要殺勝保？」『江海學刊 文史哲版』一九八五年第三期、一九八五年、三八頁。石泉『甲午戦争前後之晚清政局』生活・読書・新知三聯書店、一九九七年、三七頁。加藤徹『西太后 大清帝国最後の光芒』中央公論新社、二〇〇五年、一三三〜一三四頁）。加藤氏はこの後の恭親王の復職について「議政王の肩書きを失った以外は、以前の役職をすべて回復した」としているが（加藤、前掲書、一三四頁）、本稿で見えていくように、神機營についてはその限りではないといえる。

※ 翁方戈編 翁以鈞校訂『翁同龢日記』中西書局、二〇一二年、同治四年三月初八日条。徐、前掲書、二六五頁。

※ 『翁同龢日記』同治四年三月一日、一五日、一六日条。『穆宗實錄』卷一三六、一〇頁、同治四年四月戊寅条。徐、前掲書、二六五〜二七一頁。

※ 『穆宗實錄』卷一五五、一三三頁、同治四年九月己丑条。以後の神機營に関する論功行賞においても恭親王ではなく醇郡王の名が記されている（『穆宗實錄』卷一五六、二五頁、同治四年一〇月丁酉条）。

※ 西太后と恭親王は共に辛酉政変を起こしたとはいえ、肅順一派を処刑した二日後には、各省や各方面からの軍事報告といった、上諭を必要とする案件は全て、まず両太后に知らせた後に恭親王に報告

するよう上諭が出された。そして、同じ一〇月中には恭親王を監視するために御史による弾劾が奨励されている（宝、前掲書、一五四〜一五八頁）。ここからも政変後早くから西太后が恭親王を警戒していた様子がわかる。また、神機營には醇郡王の引き立てにより、後述する榮禄が加わるが、榮禄はおよそ九年間に渡って神機營に在職する。後には榮禄との人的関係により、朝廷内の北派とよばれる派閥を吸収した「神機營系統」が、西太后を支持する派閥（后党）の中心勢力となったという（林文仁『派系分合與晚清政治 以『帝后黨争』爲中心的探討』中国社会科学院出版社、二〇〇五年、四二、五三二頁。劉鳳翰『武衛軍』中央研究院近代史研究所、一九七八年、二四〜二五頁）。これからも神機營が西太后にとって重要視され、その権力の基盤ともなっていたことがわかるが、本章で見たように、その淵源は成立時よりあったといえる。

※ 巡捕營は綠營から成っており、歩軍統領の下、北京の外城と城外を管轄した。巡捕營と歩軍營については、渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」『史苑』四一巻一号、一九八一年がある。

※ 『穆宗實錄』卷一三七、三八〜三九、四六〜四八頁、同治四年四月癸巳条、五四頁、同治四年四月甲午条。

※ 『穆宗實錄』卷一三八、一二頁、同治四年五月乙未条。「命醇郡王籌辦京城防範事宜、旗綠各營、均歸節制調遣」。

※ この後、捻軍への備えに神機營が派遣された時には巡捕營も共に赴いている（『穆宗實錄』卷一三九、五八頁、同治四年五月癸丑条では「其神機營派去之圓明園擡槍隊及巡捕營兵共二千名」とある。これ

は、卷一四〇、二六頁、同治四年五月壬戌条では「神機營所派京兵二千名」とされている。京營とはされていないものの、禁旅八旗や巡捕營などの在京諸營が京兵という名称で一括されている。

『穆宗實錄』卷一四一、一三〇一四頁、同治四年閏五月戊辰条。ここで指摘された巡捕營の不備とは、名簿の記載と実際の兵の名前の不一致、軍需品の不足などである。半年後に、醇郡王は訓練の成果が現れているとして、従来通りに巡捕營を歩軍統領の指揮下に置くようにとの上奏を行った。しかし、朝廷は、「各旗營統卒無人」を理由にして、訓練のチェックとその際の弾劾については醇郡王が行うように命じている（『穆宗實錄』卷一五八、一〇三頁、同治四年一月壬子条）。ここでは神機營王大臣ではなく醇郡王個人が指名されていることから、以後は神機營が訓練のチェック機関から外れた可能性がある。なお、単に訓練をチェックしただけではなく、実際に巡捕營の兵員が神機營で訓練を受けたことが指摘されている（渡辺、前掲論文、二七頁）。

『劉武愼公遺書』（以下『劉遺書』）卷一三「剿捕梟匪片」同治六年六月一日、卷一四「鹽匪被剿南竄出省督軍疏」同治六年七月一日。『穆宗實錄』卷二〇六、一〇二頁、同治六年六月己亥条、卷二〇七、二四頁、同治六年七月辛酉条、卷二〇八、一三頁、同治六年七月丙子条。「鹽匪」との戦いでは、神機營内で訓練を受けていた内火器營がその名称を変えることなく、穆騰阿の下にあったことが確認できる（『穆宗實錄』卷二一四、三九頁、同治六年十月己酉条）。穆騰阿は先に挙げた一〇カ条の章程で特に指名されて神機營に入った者で

ある。彼は後の同治七年一月にあっても神機營にいる（『光緒順天府志』二四九頁。『穆宗實錄』卷二二二、二五頁、同治七年正月乙丑条）。

『穆宗實錄』卷二二五、二二頁、同治六年一月乙卯条。尚、この直前に、劉長佑は戦果の芳しくないことを理由に革職された。しかし、引き続き楚勇を率いて鎮圧に従事するよう命じられ、後任の直隸総督には官文が任命された（『穆宗實錄』卷二二五、一三〇一四頁、同治六年一月癸丑条）。富和は捻軍との戦いに備えて盛京から派遣されてきた者である（『穆宗實錄』卷二二〇、一四〇一五頁、同治六年八月己亥条、卷二二四、三七頁、同治六年一月丁未条）。また、劉景芬やその父劉坤儀、そして兄の総兵劉景芳が率いていた部隊は、実際には「鹽匪」を多数含んだものであり、それらとの内通疑惑さえあった（『穆宗實錄』卷二二六、一九頁、同治六年一月甲子条）。

『穆宗實錄』卷二二五、一三三頁、同治六年一月丙辰条。陳濟清は楚勇の中の雲字營という部隊を率いており、これは楚勇裁撤の折、劉長佑によって特に直隸省に残された部隊である（『劉遺書』卷七「楚勇撤回湖廣片」同治三年七月初八日）。

『穆宗實錄』卷二二六、九〇一〇頁、同治六年一月壬戌条。「…並著申明紀律、如有畏葸不前、貽誤事機者、即著嚴叅、照軍法從嚴治罪。直隸勇隊、如再有擾害地方者、即著嚴拏正法、劉長佑所部楚勇、仍著嚴加管束」。また、前掲注三五『穆宗實錄』同治六年一月丙辰条では、劉長佑は革職後であるにも関わらず、陳濟清の調査と弾劾は劉長佑と穆騰阿が行うよう命じられている。しかし、すぐ後のこ



の史料では劉長佑ではなく、穆騰阿と官文が指名されていることから、実際の調査と弾劾は穆騰阿が中心となつて行われ、それが朝廷の意向でもあつたと思われる。

『穆宗實錄』卷二二七、一六頁、同治六年一月乙亥条。また、『穆宗實錄』卷二二六、一七頁、同治六年一月丙寅条では、穆騰阿が劉景芬の調査を神機營に一任しようとしている。これからも、この案件の処理が、戦地の穆騰阿と朝廷内の神機營とのやり取りによつて進められていたことがわかる。

『穆宗實錄』卷二二七、三〇頁、同治六年一月己卯条。陳濟清への処分は具体的には示されていないものの、「梟匪」が鎮圧された時に、その功績によつて「復已革總兵官陳濟清職、賞還花翎……」とされていることから、同じく革職留任であつたと推察される（『穆宗實錄』卷二一九、七頁、同治六年二月壬辰条）。

『穆宗實錄』卷二一九、四頁、同治六年二月壬辰条、一二頁、同治六年二月甲午条。

柯上達『捻乱及清代之治捻』文史哲出版社、一九八八年、二〇一頁。白井健子「捻軍期に於ける郷勇―捻軍の反乱と漢人官僚―」『史苑』第四一巻第二号、一九八二年、一九頁。以後の捻軍の動向については、これら諸氏の研究による。

僧格林沁の戦死によつて巡捕營が神機營で訓練を施されるようになったことは前節で述べた。この時、捻軍の山東省からの直隸省侵入に備えて、神機營は河間一帯に派遣されている。しかし、捻軍が分裂して直隸省が小康状態となると、「鹽匪」の蜂起まで『實錄』等の

史料上からは神機營の名は見られなくなる（『穆宗實錄』卷二二九、三六頁、同治四年五月辛亥条）。

『穆宗實錄』卷二二二、一六〇―一七頁、同治七年正月甲子条、卷二二四、四頁、同治七年二月己卯条。陵墓守備については、醇郡王が自ら赴きたいとの上奏を行っているが裁可されなかつた。しかし、ここからは醇郡王が北京で神機營を統括していた様子がわかる（『穆宗實錄』卷二二二、一三〇―一四頁、同治七年正月癸亥条）。

『欽定剿平捻匪方略』（以下『方略』）卷二九六、三〇四頁、二六〇―二八頁、同治七年正月一三日壬戌条、十五日甲子条など。

『穆宗實錄』卷二二二、一二頁、同治七年正月甲子条。『方略』卷二九六、二八頁、同治七年正月一五日甲子条。また、『穆宗實錄』卷二二二、二五頁、同治七年正月乙丑条。『方略』卷二九七、六〇七頁、同治七年正月一六日乙丑条も参照。渡辺、前掲論文、二七頁。

『豫軍紀略』（中國史學會主編『中國近代史資料叢刊 捻軍（二）』神州国光社、一九五三年所収）四四四頁。宋慶については『清史稿』卷四六一、列伝二四八、張曜については前掲書、卷四五四、列伝二四一を参照。毅軍と嵩武軍は、河南巡撫李鶴年の下でその規模を整理拡充している（『豫軍紀略』四二八―四二九、四三九頁）。なお、毅軍と嵩武軍はその出身である河南省の名をとつて豫軍とも総称されている。豫軍については白井、前掲論文、二五〇―二八頁を参照。

直隸省に侵入した捻軍は、易州、固安まで北上して丁宝楨と交戦し、南下して定州を経由し河間へと向かつた（一連の捻軍の動きに関しては、柯、前掲書、二〇二頁と四一一頁の地図を参照）。このよ

うな状況に対し、朝廷は各督撫に督促や叱責を行っている（『穆宗實錄』卷二二二、三三四頁、一一頁、同治七年正月辛酉条、壬戌条など）。  
④ 『穆宗實錄』卷二二三、一六〇一七、一九頁、同治七年正月乙亥条。

⑤ 山東省の李鴻章やその下にあった淮軍、特に劉銘伝への出兵命令は、『穆宗實錄』卷二二二、一一頁、同治七年正月壬戌条のほか、卷二二二、二〇三頁、一七頁、二〇頁、二四〇二五頁、同治七年正月庚戌条、丙辰条、丁巳条、己未条など。

⑥ 以下、李鴻藻による上奏は全て『方略』卷三〇〇、二九〇三二頁、同治七年二月初五日癸未条。李鴻藻の上奏の全文は以下の通り。「同日前戸部右侍郎李鴻藻奏言捻匪由陝豫復竄畿疆、聞各路諸軍統計不下十萬、而未聞痛加剿洗、推求其故、由於帶兵之員事權不一、未免互相觀望也。臣伏讀邸抄、已命左宗棠總統調度各軍、似權有專屬矣。臣以爲左宗棠・李鴻章皆欽差大臣、分位相埒、則統轄較難、在該大臣等受恩深重、必不至各存意見、而所部將士各不相下、誠恐呼應弗靈、貽誤非淺。臣查咸豐三年粵匪竄擾直隸、文宗顯皇帝特命將軍・參贊・督辦軍務、北路旋即肅清。此責有攸歸、將士用命之成效也。此股捻匪雖非粵匪可比、而衆號數萬、到處蹂躪。現當民間耕作之際、曠日持久、必致農業失時、則裹脅愈多、辦理愈難、措手可否特派親王爲大將軍、坐鎮京師、以固北路、左宗棠・李鴻章爲參贊大臣、分紮保定・河間、東西兩路各率所部兵勇、相機剿辦、陳國瑞爲幫辦軍務、專統一軍爲遊擊之師、策應各路、直隸總督官文專顧省城、籌備諸軍餉需、以資接濟、丁寶楨駐紮直東交界、防賊東竄、李鶴年駐紮直豫交界、防賊南竄、直

晉交界處所、可否命左宗棠等分撥勁旅、扼要駐紮、防賊西竄、並請飭下各該大臣和衷商辦、務期迅速奏功。現兵勇所到之處、肆行搶掠、民間被害甚深、應請嚴飭該大臣等申明軍律、約束兵勇、如有騷擾地方者、將帶兵員弁治以軍法、庶可稍靖閭閻。奏入」。

⑦ 左宗棠と李鴻章のこの時期の確執を物語るものとして、劉體智『清代史料筆記叢刊 異辭錄』「李鴻章左宗棠各不相下」中華書局、一九八八年、五七頁がある。また、親王を大將軍に任命することについて、李鴻藻はかつての太平天国による北伐を先例としている。太平天国による北伐の時には、朝廷は惠親王を奉命大將軍に、僧格林沁を參贊大臣に任命した。当時の上諭については、中国社会科学院近代史研究所近代史資料編輯室編『太平軍北伐資料選編』齊魯書社、一九八四年、五三一頁を参照。また、奉命大將軍に関する記述では、李楊華『紙上談』（中國史學會主編『中國近代史資料叢刊 捻軍（一）』神州國光社、一九五三年所収）三七三〜三七四頁がある。ここからは、奉命大將軍の地位が「最尊」とされながらも、多分に形式上の存在に過ぎなかったことがわかる。惠親王が奉命大將軍に任命された当時の北京および北伐の様子については、菊池秀明『北伐と西征——太平天国前期史研究——』汲古書院、二〇一七年、七九〜八四頁。尚、康熙朝や雍正朝、乾隆朝などの従来の軍事行動における大將軍の任命例については簡単ながらも、胡思敬『近代史料筆記叢刊 國關備乘』中華書局、二〇〇七年、二六〜二七頁に列挙されている（宝、前掲書、三五頁）。

⑧ 『方略』卷三〇〇、三二二頁、同治七年二月初五日癸未条。「…現據

前任戸部侍郎李鴻藻奏請派親王爲大將軍、左宗棠・李鴻章爲參贊督辦。直隸軍務、現在各路統兵大臣並各省督撫帶兵入直、剿辦捻匪、雖經派左宗棠總統前敵各軍、仍恐各大臣等意見紛歧、事權未能歸一、以致呼應不靈。本日已明降諭旨、令各路統兵大臣並各該督撫等均歸恭親王等節制矣。各該大臣督撫等於賊勢・軍情俱當隨時具報神機營覈辦。惟軍情變幻靡常、一切進止機宜、仍應責成各該大臣等隨時相度辦理、不得專俟神機營指示、俾免稽遲貽誤」。

『方略』卷三〇二、二〇頁、同治七年二月一四日壬辰條。

『方略』卷三〇一、四頁、同治七年二月初七日乙酉條。

『方略』卷三〇三、三頁、同治七年二月一七日乙未條。この上奏は『淮軍平捻記』(中國史學會主編『中國近代史資料叢刊 捻軍(一)』神州国光社、一九五三年所収)一九五〜一九六頁に同一と思われるものが収録されている。それによると山東省德州から直隸省天津、河間一帯へ速やかに赴くようにとの上諭に対してのものである。

『方略』卷三〇三、九頁、同治七年二月一七日乙未條。

『方略』卷三〇五、二〇〜二二頁、同治七年三月一三日辛酉條。易州に駐屯していた内火器營馬隊などの撤収が計画されているが、ここでも原營の名が用いられている。また、この間の淮軍を中心とした部隊による捻軍追撃については『淮軍平捻記』一九四〜一九八頁を参照。

『方略』卷三〇六、三五頁、同治七年三月三〇日戊寅條。この結果、李鴻章と左宗棠、李鶴年、丁宝楨たちを叱責する上諭が出されている(『方略』卷三〇六、三七〜三八頁、同治七年三月三〇日戊寅條)。

また、官文、崇厚を河間に派遣することや李鴻章、左宗棠への督促についても上奏している(『方略』卷三〇七、五〜六頁、同治七年四月初三日辛巳條)。神機營による防衛策とその裁可については、『方略』卷三〇八、一〜三、六頁、同治七年四月初六日甲申條。

恩承は滿洲正白旗人、僧格林沁が戦死した際にはその棺を北京に護送し、その後、一時は翼長として神機營を率いて奉天の馬賊鎮圧に従事したこともある。伝記は『清史列傳』卷五七を参照。また、捻軍の第一次直隸省侵入時には、醇郡王の推挙により神機營を率いて雄縣に派遣された(『穆宗實錄』卷二二二、一六頁、同治七年正月癸亥條)。後述の捻軍の第二次直隸省侵入に際しては、実際に神機營を率いて李鴻章や左宗棠と共に捻軍鎮圧に従事している。

『李文忠公全集』朋僚函稿卷八「復丁稚璜中丞」同治七年閏四月初二日。後に「醇邸初不以長圍爲然、恐京營遠出、遂無敢請調京兵者」とも言われており(『李文忠公全集』朋僚函稿卷八「復英西林中丞」同治七年閏四月初九日)、ここでも神機營を指すものとして京營や京兵の名称が使われている。

『淮軍平捻記』二〇五〜二〇六頁。

『穆宗實錄』卷二二八、三三頁、同治七年四月戊子條。また、この上諭では左宗棠が直隸省と山西省の境界、李鴻章が直隸省と山東省の境界をそれぞれ担当するように部署が定められている。しかし捻軍は主に李鴻章の担当する方面にいたということを考えると、捻軍との戦いにおける実質的な中心は、左宗棠から李鴻章に移って行ったものと思われる。

② 『方略』卷三〇九、二四〇二五頁、同治七年四月一七日乙未条。  
『穆宗實錄』卷二二九、一八頁、同治七年四月乙未条。

③ 例えば、潘鼎臣などの淮軍将官たちの遅延に対しては、李鴻章に調査や弾劾が一任されている（『穆宗實錄』卷二二八、二〇頁、同治七年四月甲申条）。

④ 『李文忠公全集』朋僚函稿卷八「復會相」同治七年七月一五日。

⑤ 李鴻章や左宗棠に対しても、これまでにその進軍を督促してはいなかったものの、期限を設定するといった形での関与は行っていない（『方略』卷三〇八、八頁、同治七年四月初七日乙酉条）。

⑥ 『李文忠公全集』朋僚函稿卷八「復張振軒廉訪」同治七年四月二四日。

⑦ 醇郡王が捻軍を包围する長圍の策よりも期限設定による速やかな鎮圧を優先したことは、『穆宗實錄』卷二二九、二三頁、同治七年四月丁酉条にも見える。

⑧ この李鴻章と左宗棠の軋轢に対して、朝廷は折に触れて左宗棠への配慮や両者の間に優劣のないことを述べ、両者の融和を図っている（『穆宗實錄』卷二二〇、一四頁、一九頁、同治七年四月癸卯条、乙巳条）。また、捻軍との戦いに従事している各省からの部隊が、互いに独立性が強く足並みが揃わなかったことは白井、前掲論文、二七頁においても指摘されている。

⑨ 期限を設定したにも関わらず督撫より何ら報告がないことを挙げ、恭親王と神機營は催促を求め上奏を行った（『方略』卷三一、二六頁、同治七年閏四月初一〇日丁巳条）。この時、東光に迫った捻軍

は淮軍により山東省に追われた（『淮軍平捻記』二〇七〜二〇八頁）。

⑩ 『方略』卷三一一、二一〇〜二二頁、閏四月一六日癸亥条。全文は以下の通り。「恭親王奕訢・神機營王大臣會奏言、查現在剿匪情形、必須統兵大員督率馬步勁旅、親赴前敵、緊躡追剿、方可迅速蕩事。都興阿久歷行間、素嫻軍略、且能耐勞苦。現在防剿各軍中以吉林黑龍江馬隊最為驍健、擬將副都統春壽所部吉林馬隊一千名・副都統富和所部吉林馬隊四百名・侍衛春山所部吉林西丹馬隊一千名・都統明慶所部黑龍江馬隊四百名・侍衛那斯琿・協領莫爾賚額所部黑龍江西丹馬隊九百名、再加副都統安佳所部黑龍江馬隊七百餘名、共計馬隊四千餘名、並將提督張曜・總兵宋慶所帶步勇三十一營約計一萬五千餘名、均交都興阿總統調遣。惟刻下軍情、必須該將軍詳加酌覈、審慎辦理、方可計出萬全。擬請飭下該將軍先行馳赴天津、察度賊勢・軍情、其應如何進剿及抽調隊伍一切機宜、統由都興阿酌覈迅速奏明、請旨辦理。至陳國瑞一軍、現在前敵、是否調令合隊、亦由都興阿量為調遣。至於兜圍堵截之事、仍請飭令李鴻章・左宗棠・官文・丁寶楨・英翰・崇厚等分定地段、各當一面、儻任捻匪竄突出圍又致蔓延、是該大臣・督撫等既不任剿、又不任防、即請重治其罪。該大臣・督撫等應將所部隊伍均勻分布、嚴密兜圍、不得心存觀望、有意掣肘、務期將該逆一鼓殲除、勿留餘孽、奏入。上從之」都興阿は滿洲正白旗に属しており、伝記については『清史稿』卷四一七、列伝二〇四がある。先に恭親王と神機營によって期限が設定されたと同日に盛京將軍都興阿の来京が命じられている。都興阿の来京に関しては、誰が発案者なのかは明記されていない。しかし、前後の状況から考えると、期限内に捻軍を鎮圧

できなかつた場合に備えて恭親王と神機營が呼び寄せたものと思われる(『穆宗實錄』卷二二九、一六頁、同治七年四月乙未条)。

二 『方略』卷三二二、三三〇、三四頁、同治七年閏四月二四日辛未条。

三 『穆宗實錄』卷二二二、二五〇、二六頁、同治七年閏四月辛未条。

四 『穆宗實錄』卷二二一、一六〇、一七頁、同治七年正月丙辰条。陳国瑞は勇營を率いていたとはいえ、その勇營は神機營勇銳隊の名を与えられていた。陳国瑞は恭親王や醇郡王との個人的関係が強く、逆に李鴻章や劉銘伝、左宗棠、曾國藩といった督撫及びその配下とは乱闘などの確執を抱えていた。このように際立った性質を持つ陳国瑞を、敢えて神機營が取り立てたことについて、筆者はこれも神機營による勇營対策の一環だったのでないかと考えている。陳国瑞については、賈熟村「太平天国時期的無頼——陳国瑞」、『安徽史学』一九九二年第四期、一九九二年を参照。

五 『曾國藩全集』書信九、岳麓書社、一九九四年、六六一—九頁「復朱蘭」同治七年五月一日、六六二—九頁「復李瀚章」同治七年六月初九日。李鴻章は都興阿を「不合時宜之人」であるとも批判している(『李文忠公全集』朋僚函稿卷八「復曾相」同治七年五月初四日)。「左文襄公全集」書牘卷一〇「答楊石泉」。また、王爾敏氏もこの流れに沿って朝廷の動揺と捉えている(王爾敏、前掲『淮軍志』三八二頁)。

六 『文文忠公事略』卷三、年譜下、五九〇—六〇頁。

七 『曾國藩全集』書信九、六六三—〇頁「復李鴻章」同治七年六月初九日。「李文忠公全集」朋僚函稿卷八「復鮑華潭侍郎」同治七年五月初四日。

八 『方略』卷三一四、一六頁、同治七年五月一日丁亥条。

九 『穆宗實錄』卷二二三、二二頁、同治七年五月丁亥条。

一〇 『方略』卷三一五、二五頁、同治七年六月一三日己未条、卷三一六、一頁、八〇—九頁、同治七年六月一八日甲子条、六月二〇日丙寅条など。

一一 『方略』卷三一六、一三頁、同治七年六月二〇日丙寅条。

一二 原營への帰還については、『穆宗實錄』卷三四八、二九〇—四〇頁、同治一二年正月戊申条にある醇郡王の上奏でも述べられている。

一三 神機營だけではなく他の禁旅八旗に対しても督撫は関与していない。一八六四年に火器營から当時江蘇巡撫であった李鴻章の下に人員が派遣されている。しかし、これはあくまでも火器製造の技術を習得するためであり、人数も「武弁八名、兵丁四十名」と極めて少数である(『籌辦夷務始末(同治朝)』卷二五、恭親王等上奏、同治三年四月戊戌条。トーマス・J・ケネディ著 細見和弘訳『中国軍事工業の近代化 太平天国の乱から日清戦争まで』昭和堂、二〇一三年、五四頁)。

一四 この神機營派兵は綏遠城將軍定安の要請によるもので、規模も少なかった(『穆宗實錄』卷二四六、三二〇—三三頁、同治七年一月戊子条、卷二四七、二〇—四頁、同治七年一月庚寅条)。

一五 『穆宗實錄』卷二五二、二二頁、同治八年二月庚戌条。

一六 宮崎市定「太平天国の性質について」佐伯富ほか編『宮崎市定全集一六 近代』岩波書店、一九九三年(初出は『史林』四八卷二号、一九六五年)。

※ 『左文襄公家書』卷下、四頁、戊辰（同治七年）正月二十五日、六頁、三月初一日、七頁、四月一八日。左宗棠の家書を用いた研究には、波多野善大「左宗棠のパーソナリティー」同『近代中国の人物群像—パーソナリティー研究—』汲古書院、一九九九年がある。

※ 『穆宗實錄』卷二三七、二六頁、同治七年七月甲申条。

※ 『方略』卷三二〇、二五—二六頁、同治七年九月二十九日癸卯条。

全文は以下の通り。「神機營王大臣奏言、臣等遵旨妥議善後章程、查英翰原奏其請撤直隸練軍、另選淮・皖・豫精銳一萬八千人、仍分六軍、以三千人爲一軍、立一統帶。而以兩軍併作一路、擇一大將領之。不過因練軍初設、未經大敵、不能得力。淮・皖・豫各勇皆百戰之餘、現籌安插、正可藉以布置、而於勇丁流弊及不宜近紮畿輔之處、則並未議及、非經久良策也。至如都興阿・崇厚・左宗棠・李鴻章各摺、皆極言客軍之不宜久駐、練軍之不宜盡撤、頗爲深切著明。官文七月間初奏以今春南勇追賊北來、與民團互相搆擗、與其留客兵而別開生面、莫若循舊制而汰弱強留。九月間續奏以直隸附近、京畿並兩陵重地、宜用兵而不宜留勇、因而統籌善後、分別留撤練兵、並請將各營練勇擇地分布、通融飭撥固本餉項、以濟要需。臣等謹就各該大臣所議互證參觀、非特留勇有弊、即練軍亦未嘗無弊。然天下無無弊之事、要在明其弊之所在、可治與不可治、能經久與不能經久、而別擇以定其指歸。留勇之弊、各該大臣固已言之罄罄、而猶有未盡者。軍中習氣、官以募勇爲利藪、勇以投營爲利藪。虛名冒餉、任意開支。且復朝秦暮楚、隨其所之、無從限制、其爲害於軍事者、固難悉數。【即以剿匪言之、勇之所利、惟

恃人多氣盛、而強悍不馴之性、究難改革。一有欠餉、刻刻防其生變、甚至帶勇者挾制居奇、幾有尾大不掉之勢。近年將驕勇惰、譁潰之事不一而足。至其擾害閭閻、倚衆滋事、尤屬習爲故常。當剿匪喫緊、勉強用之、出於無可如何。】若賊股已平、猶欲畜養此輩、以期保衛、竊恐無事生事、維持調護、日不暇給、安能從容訓練、令其悉守軍規。【設或遣撤無期、閭閻騷動、其爲害於地方者尤大。】臣等公同商酌、英翰所請留勇扼紮一節、應毋庸議。至練軍一事、同治五年總理各國事務衙門以京師四路無軍、不足以固根本、因請選練直隸六軍。復會同戶部、兵部一再籌商、定立經制、行知直隸總督、內外合謀、時閱一年、始將備糧餉・製器械・紮營壘・派將領及一切緊要事宜、次第料理、稍有眉目。而捻已由楚而豫、由豫而東、直隸爲鄰近之區、亟圖守禦、即以六軍酌調、或令防卡、或令防河、藉經費爲口糧、而兵實未嘗練成。英翰謂其有名無實、洵屬不誣。然前此練尚未成、不妨再加精覈、尚非終不可用。且亦未能舍六軍而別求奇策。臣等查直隸營伍如提標・正定・大名・廣平等處、素稱樸實壯健、加籌經費、調集訓練、非不可成勁旅。惟是練軍有利亦有弊、知其弊而設法整頓、即是經久良圖。左宗棠摺內謂營伍習氣已深、驟難更革。劉長佑練兵章程精密、所演陣圖亦極合式、議將翼長斟酌去留、未經戰陣之參・遊・都・守等撤退、以久於戰陣屢經保擢者充之、庶幾營伍習氣可以蠲除。李鴻章摺內謂欲化弱爲強、立法與用人二者不可不大加變通。所陳均屬切要。現在大學士曾國藩由兩江總督調任直隸、於練兵一事、責無旁貸、且該督久於戎事、自能按時勢而力求實效、必不徇衆論而敷衍目前。應請飭下曾國藩於履任後、將總理各國事務衙門及部臣會議練兵各條暨劉長佑推廣變通辦

法・左宗棠・李鴻章等現議各節、斟酌損益、悉心籌畫、妥議舉行。直隸甫經安定、土匪游勇恐未絕跡。練軍未成之先、直隸・山東・河南各交界應否暫撥勇隊扼紮、統由該督一併酌定、奏明辦理。至都興阿請將臣營隊伍撥赴通州・盧溝橋等處輪替紮營、查現在北路一律肅清、通州等處距京甚近、若輪替駐紮、與在南苑訓練無異、應毋庸議。奏入」。この神機宮の上奏は『清朝續文獻通考』卷二一七、兵一六にも再録さ

れているが、【】の部分削除されている。王爾敏氏は前掲「清代勇營制度」八四頁において本上奏を引用するも、それは『清朝續文獻通考』に依拠したものである。そのため、王爾敏氏は、この上奏を勇營駐留に対する神機宮の反対意見として捉えるのみで、なぜ神機宮が反対を述べるに至ったのか、削除部分で論及されたような根本的な勇營観にまでは触れていない。

## 第二章 直隸練軍の成立

はじめに

前章では、一八六〇年代における神機營の設立とその活動について述べた。そして、その実態は、捻軍などの反乱勢力のみならず、勇營にも相対していくための、朝廷の武力的な裏付けであったことを指摘した。

しかし、威遠隊の動向にも表れているように、神機營の機能はあくまでも北京及びその近郊における防衛であった。北京を守るためのより広域的な活動は神機營に課せられたものではなかったのである。

ところで、神機營が設立された一八六〇年代には直隸省で新たな軍が編成されている。それが直隸練軍であった。直隸練軍とは直隸省にあった緑營を抽出、再編したものである。こうした抽出や編成に携わったのは、当時直隸総督であった劉長佑や曾國藩などである。そして、その際には彼らの麾下にあった勇營の制度が参照された。やがて一八六三年に直隸練軍が編成されると、後には直隸省以外の各省においても同様に緑營が抽出、再編されていった。この直隸練軍は、編成後まもなく、第一章で述べた捻軍の直隸省侵入に際会する。そして神機營や勇營と共に動員されたのである。

こうした直隸練軍に関して、これまでに王爾敏、冀満紅、汪林茂、

皮明勇、佐々木寛の諸氏が専論を著しているほか、羅爾綱氏や施渡橋氏が各研究の中で言及している<sup>1)</sup>。

先に述べたように、直隸練軍の編成には劉長佑や曾國藩などが関与した。そのため、これらの先行研究では、いずれも緑營の勇營化という文脈において直隸練軍を論じる。ここでは兵制及び設立過程での史実説明が一樣に重視されてきた。つまり、「腐敗」した緑營から「有能」な勇營へという単線的な発展過程、そしてそこから派生した、緑營か勇營かという二者択一の視点が所与の前提とされてきたのである。

このため、なぜ再編が一八六三年の直隸省で行われたのか、そこには中央のどのような意向が働いていたのかなどについては、十分な検討が行われてこなかった。

更に、直隸練軍が設立された後、先述のように直隸省では捻軍の侵入や、更には天津教案が起こった。これらを受け、朝廷は神機營、直隸練軍、そして勇營を用いた直隸省全域の防衛を再考していく。だが、先行研究ではこの点については全く論じられていない。

本章では、以上のような先行研究では論じられなかった点を踏まえ、主に朝廷の視点から直隸練軍について論じる。そして、それが首都防衛、ひいては直隸省の防衛の中でどのように位置づけられていったのかを考察する。これらを論じて直隸省での練軍と勇營の在り方を解明することは、先述の単線的、二者択一的であった清末における軍事バランスの変化の再検討に繋がるだろう。



## 第一節 劉長佑期の直隸練軍

一八六〇年代初めに、山東省と直隸省の境界一帯では張錫珠などの白蓮教徒が蜂起した（「教匪」）。朝廷は直隸總督文煜らに鎮圧を命じたが、戦況は一進一退であった。そこで朝廷は文煜を解任し、新たに当時兩江總督であった劉長佑を直隸總督に任命した。劉長佑は着任すると、麾下の楚勇の一部を直隸省に移動させ、直隸省の綠營や勇と併用した。このような劉長佑と楚勇の抜擢は、迅速に反乱を鎮圧するためであり、文煜と綠營の例に鑑みたものと考えられる。ここからは、直隸省の治安回復を最も重視した朝廷の姿勢がうかがえる。そして、一八六三年五月には「教匪」の蜂起は一定の鎮静を見た。

この状況を受け、劉長佑は湘軍に倣い綠營を再編する意向を示した。その理由として、軍費の節約、檢軍への備えなどが挙げられている。また、劉長佑は「鈴束具はる無ければ、即ち紀律も明らかにし難く、宿村索饗し、積習相沿ふは、尤も安内攘外の道に非ず」と述べ、更に自身がこれまで數省を転戦して勝利を得たのは「固より士卒の用命に由るも、亦た實に營制の合宜なり」と述べる。つまり、容易に命令に服さず、却って治安を悪化させる兵や勇を取締るための再編でもあった。折しも、署札部左侍郎薛煥が対外的見地から直隸省及び北京防衛の必要性を説いていたこともあり、朝廷は劉長佑に再編を命じた。

劉長佑は直隸省各地から綠營兵を抽出し、楚勇や直隸省の勇と併

せて、七つの軍を編成する計画を立てた。これらの軍は統領または總統と呼ばれる将官が率いる。そして總統は總督に直屬した。七軍は保定、河間、正定、大名、威県、宣化、天津に常駐する。だが朝廷が常駐に難色を示したため、七軍は訓練時にもみ編成され、平時は以前と同じく各汛に分駐することとされた。

やがて、一八六五年八月から九月にかけて馬賊が直隸省に侵入したことを受け、一八六六年八月に總理衙門が抜本的な見直しを上奏した。總理衙門は七軍を六軍とし、東北方面を重視して遵化、易州、天津、河間、古北口、宣化に常駐させることとした。

では、朝廷の中でも軍事行政を担う兵部は、この直隸練軍に対してどのような見解を示したのだろうか。總理衙門が先述の上奏を行うと、兵部は戸部との協議を行った。その結果は、上奏の内容を大體において認めるものであった。

だが、兵部は總理衙門の上奏に対し、

：但だ營を各路に移すを議するのみなれば、未だ必ずしも即ちに勁旅に成らず、：臣等以爲へらく其の京外に改駐するよりは、各軍を將て陸續と京師に調至せしむるにしくは莫し。城外の間地を擇びて屯駐せしめ、知兵の大臣を簡派し勤めて訓練を加へ、練の成るを俟ちて、更に更番し歸伍するを議さん。

とも述べている。直隸練軍を交互に上京させ、北京では朝廷が直接にその訓練と指揮を行うというのである。いわば、中央と地方に直隸練軍を兩属させるものであった。

ところで同時期の一八六六年九月に、兵部左侍郎胡家玉が直隸練

軍ではなく、北京にある旗緑各兵の再編を上奏した<sup>10</sup>。胡家玉はこれを神武營と名付けている。この胡家玉の上奏は兵部と同じく、先の総理衙門の上奏に対し行われた。だが、この上奏は兵部の意向とは言えず、胡家玉がこの機会を捉えて自身の見解を述べたものである<sup>11</sup>。

胡家玉の目的として二点が挙げられる。まず、当時、経済的な困窮下にあった北京の旗緑各兵の救済である<sup>12</sup>。次に、一八六八年に予定されていた中英天津条約改正を念頭に、イギリスに対する備えであった<sup>13</sup>。

ここで先の兵部の見解に戻ろう。兵部の見解は、その類似性から胡家玉と同様に、対外的見地からの北京防衛が発端であったと思われる<sup>14</sup>。だが兵部は直隸練軍の両属を意図した。これは何を意味するのだろうか。

先述のように直隸練軍設立の目的は、訓練と共に兵の監視にあった。監視は身近において行われる必要がある。これは反面では、従来緑營に比して総督と直隸練軍の結合を強めることになる。直隸練軍がただ総督のみに直属することを兵部は警戒したのではないか。上奏の利点として「近きに就きて」と強調し、監視や結合の強化を挙げているのは、このためであると考えられる<sup>15</sup>。兵部は、イギリスに對すると同等に、直隸練軍を指揮下に置いた総督の動向をも警戒していたのである<sup>16</sup>。

他方、総理衙門は先の上奏で直隸練軍の総督への専属を容認した。これは総統に充てるべき提督や総兵の人事にまで及ぶものであった。

だが同時に、大官を随時に派遣し訓練をチェックする等も提議している<sup>17</sup>。専属を容認しながらも、中央による最小限の監視を提案したものと見える。これは、総督への専属が、機動性の確保など、直隸練軍の強化につながると考えたためであろう。

結果として総理衙門の上奏は裁可されたが<sup>18</sup>、この背景には早期の直隸省の治安回復、維持という目的があった。先述の劉長佑の抜擢にもみられるように、これらは朝廷が最も重視したものである。例えば「教匪」の蜂起が鎮静化し始める中で、朝廷は今後の方針として、直隸省にいる楚勇の転出を命じた。また、直隸練軍に用いる勇は直隸省出身とすることも命じた<sup>19</sup>。次節でも述べるように、他地域から来た兵や勇（「客軍」「客勇」）は容易に略奪などを行い、当地の民や団練と衝突して治安を乱すものと認識されていたためである<sup>20</sup>。

ところで、「全ては將に其の人を得るに在るのみ」と述べるように、劉長佑は総統の人事を重視していた。やがて劉長佑は六軍の総統を選定した<sup>21</sup>。

だが、その中の易州総統である祝壇の資質に対し、吏部左侍郎兼署戸部左侍郎の毛昶熙が異論を唱えた。これを受けて朝廷は別の人选を劉長佑に命じた<sup>22</sup>。しかし劉長佑は後任人事を朝廷に委ね、その結果、前直隸布政使唐訓方が易州総統に充てられた<sup>23</sup>。

このように朝廷は依然として直隸練軍と総督の動向には注意を払っていた。劉長佑においても、自身の総統選任について自負を述べた。一方で、「仍ほ臣より隨時察看し、もし得力ならざれば、即ちに擬派を請はん」とする。更に、自身が赴任に際し帯同した「南來の將弁

の留直して差委せる者」については、その資質を理由に、総統や翼長といった直隸練軍の上級武官には充てないことを表明する<sup>80</sup>。これらは朝廷や兵部の警戒に対する配慮であったと思われる。

## 第二節 捻軍鎮圧後の再建

### 一 捻軍鎮圧後の防衛体制

これまで述べたように、直隸省では、一八六七年七月から塩の密売人の蜂起や捻軍の侵入が起こった。特に捻軍は直隸省を縦横に巡り、一時は北京周辺に迫った。これらに対し、直隸練軍のみでの鎮圧は困難であった。そこで淮軍、楚軍、皖軍（英翰）などの勇営が各地から招集された。そして、一八六八年八月によく捻軍は鎮圧された。

捻軍鎮圧の後、直隸省各地では地元の団練と「客勇」の間で衝突が多く見られた。また、除隊された勇（「游勇」）による騒動なども発生した。このため依然として直隸省の治安は不安定であった<sup>81</sup>。そこで朝廷は治安悪化を防ぐために、各勇営に対して直隸省からの退去を命じた。特に李鴻章に対しては、山東省德州にある、淮軍の一部の銘軍などを黄河以南に移動させるよう命じている<sup>82</sup>。

こうした中で、一八六八年八月、安徽巡撫の英翰が、反乱に対して有効ではなかった直隸練軍を解散し、淮軍などの各勇営から選抜した勇を直隸省に配置（「留勇」）することを上奏した<sup>83</sup>。直隸省の治安

を勇営によって維持しようというのである。

この上奏について、朝廷は、捻軍との戦いに従事していた都興阿、官文、崇厚、李鴻章、左宗棠の五名および神機營にその検討を命じた<sup>84</sup>。尚、都興阿は欽差大臣管理神機營事務、官文は署直隸總督、崇厚は三口通商大臣であった<sup>85</sup>。概して言えば、これらの答申は「留勇」に否定的であり、直隸練軍の維持、再編という点において一致している。いずれも、「留勇」による治安悪化を懸念したものであった。その中でも、直隸練軍の維持を直隸省の防衛の中に位置づけている点で、官文と都興阿は注目に値する。官文は、北京近郊（涿州、固安）やその後背地（宣化、古北口、遵化）には直隸練軍を、直隸省中部（保定、河間、正定）には直隸省土着の勇を、そして省南部で山東省や河南省との境界地帯には他省からの「客兵」を、それぞれ配置することを述べた<sup>86</sup>。

このように他省からの軍を南部に配置する理由は、官文も述べるように、主に治安状況にあった。当該地の治安については、李鴻章も将来の悪化を懸念している<sup>87</sup>。

だが後に官文は「：惟だ是れ練軍未だ盡くは撤するに宜しからざる者有り、誠に直隸附近の京畿並びに兩陵は重地なるを以て宜しく兵を用ふべし、勇を留むるに宜しからず。蓋し兵は紀律を厳申すべきも、勇は則ち約束するに難し」と述べている<sup>88</sup>。ここで官文は勇営と直隸練軍の用途を明確に区別し、「重地」の軍として直隸練軍を位置づけたのである。

その背景には制御し難い勇に対する警戒があった<sup>89</sup>。これに鑑みれ

ば、南部への配置には、勇を北京から遠ざけようとする意図もあったものと考えられる。

やがて、直隸省南部での治安悪化については、朝廷も懸念を抱いた。そして勇営退去の方針を転換し、銘軍駐留の可否について李鴻章に検討を命じる。李鴻章は、銘軍が大規模な「客軍」であることとを理由に、代替案として南部に接する山東省張秋での駐留を上奏した。これを朝廷は裁可し、約一万人規模の銘軍が張秋に駐留することとなった。

これらの情勢や先に述べた五名の答申を集約して、神機營による上奏が行われた。この神機營の上奏は前章においても論及したが、ここでは次期直隸總督の曾國藩に練軍再編を委ねる旨が述べられている。また、治安の悪化をもたらすとの理由から「留勇」が否定された。一方では「游勇」などに備えるため、直隸、山東、河南の省境に暫定的に勇を置くことが提案されている。南部への勇の配置や、北京周辺では兵を用いるべきだとする官文の上奏が引用されていることに鑑みると、この神機營の上奏には官文の上奏が大きく反映されていると考えられる。

## 二 曾國藩による直隸練軍の再編

先に触れたように、捻軍が鎮圧された直後に両江總督曾國藩が直隸總督に任命された。この人事も直隸省の治安回復を目指したものであった。例えば、趙烈文は曾國藩の「威望」を理由に挙げる。だ

が、これは曾國藩の資質に因るのみではない。当時、曾國藩は既に湘軍を解散しており、直隸總督就任時には、自身に直隸する勇営を持たなかった。これまで見たように、朝廷は「客勇」を治安の悪化要因と見なしていた。この点に鑑みると、湘軍の解散が、この人事のより大きな理由として考えられる。

曾國藩は着任すると、直隸省の治安が依然として不安定であることなどを挙げ、銘軍の直隸省移駐の必要性を訴えた。そのため、やがて銘軍の一部が張秋から保定に移駐した。

更に直隸練軍の再編が行われた。再編にあたり、曾國藩は一八七〇年五月にかけて数度の上奏を行っている。その過程で兵部による意見が繰り返して述べられていたことを、曾國藩は書簡中に述べている。それらは「別省の人を撻たぜ」ないことと「減兵増餉」を行わないことであった。

こうした兵部の目的は、直隸練軍への召募を名目として「游勇」などが直隸省に入ることや、解雇による兵の失業を防ぐことであったと思われる。いずれも直隸省の治安悪化を防ぐためであった。

また先の書簡からは、直隸練軍の再編には兵部の他に戸部も関与を行っていたことがわかる。だが戸部による反論等は書かれておらず、行われた形跡もない。このため、直隸練軍の再編に際して、曾國藩と議論を専らに行ったのは、兵部であったと推測できる。そして、これら兵部の要求は、結果的に直隸練軍に反映された。

こうした中で、曾國藩は直隸練軍に勇営の制度を援用する意向を

示している。その一つとして統領の権限の拡大がある。当時の直隸練軍では総督に権限が集中した。また、朝廷内では各々が程度の差こそあれ、総督と直隸練軍の直結を危惧していた。以上は第一節で見たとおりである。

その結果、直隸練軍には「層層の検制」が行われ、各統領には「人材を進退し、餉項を綜管するの權」が無かった。曾國藩はこれらが却って將兵の結束を乱すなど、弊害であると考えた。そこで、平時の人事や給与支給などを総督ではなく統領が行うように述べる。直隸練軍が各統領の下で分権的となることを意図したのであった。

その統領について、曾國藩は「部臣：又弱を轉じて強と爲すに必ずしも才を異地より借りずと言ふ等語あり」と述べる。そして、その上で「：南人の戰將を調して北人の新兵を練するのみ」と論じた。先述の兵部の動向に鑑みれば、この「部臣」とは兵部である蓋然性が高い。つまり、これは統領の人事に対し、兵部が自身の意向を表明したものだといえよう。

だが先行研究では、これら兵部とみられる「部臣」の意向は考慮されず、曾國藩の動向のみが注目されてきた。そのため、直隸練軍は曾國藩によって勇營化が進み、直隸総督の「子飼い」としての性格を強めたとされる。

しかし、実際に曾國藩が新たに登用した「南人戰將」は、限定されたものであった。曾國藩は一連の上奏中で古北口、正定、保定を指定する。そして前二者は直隸提督傅振邦、正定鎮總兵譚勝達らの「本管官」を統領とし、後者の保定についてのみ「南將」、つまり前瓊州鎮

總兵彭楚漢を充てるとの意向を述べる。

また、直隸練軍は曾國藩以前に官文の下で再編が進められていた。官文は、直隸練軍を保定、宣化、古北口、遵化の四軍とし、それぞれ「本提鎮の統帯に歸す」とした。だが、保定の直隸練軍は「中軍副將の統帯に歸す」とされた。このように、官文の頃より保定の直隸練軍の統領は欠員であったといえる。曾國藩はこれら既存の直隸練軍には変更を加えず、統領の人事についても変更した形跡はない。つまり、曾國藩が新たに採用した「南人戰將」は彭楚漢のみであったことになる。そして、それは欠員であった保定の統領に充てたに過ぎない。

このように統領の人事は、実際には兵部の意向に大きく反するものとはならなかった。では、兵部は何を意図していたのだろうか。それは、直隸練軍と総督の結びつきを弱め、牽制しようとしたものと考えられる。捻軍や曾國藩の総督就任を経て、直隸省には勇營が駐留することとなった。やがて駐留は中部の保定にまで及ぶ。それに伴い直隸練軍は主に「重地」の軍と位置づけられた。そのため、直隸練軍が総督に直属することへの警戒が、より強く意識されるようになったのだろう。

以上のように見れば、曾國藩の下での直隸練軍は総督の「子飼い」ではなく、兵部の意向に沿ったものであったことがわかる。この兵部を含めた当時の朝廷について、曾國藩は「雀鼠の見」や「齟齬」等と批判している。だが曾國藩は批判しつつも、その意向を全面的に汲んだ。ここからは、兵力の確保では銘軍の保定移駐を要求し実現

した一方で、直隸練軍については譲歩を行った曾國藩の姿勢がうかがえる。

### 第三節 天津教案と西征

先述のように、捻軍を鎮圧後、朝廷は勇營を組み込んだ直隸省の防衛体制を構築した。

一八七〇年六月、こうした中で天津教案が発生する。教会をめぐる群衆の暴動に端を発した天津教案はフランスとの外交問題となり、曾國藩や総理衙門による交渉が行われた。その最中でフランスは武力行使を示唆し、また実際に軍艦を天津に派遣した。これらを受けて、朝廷も軍事的な措置を講じた。

まず、張秋や保定の銘軍を直隸省滄州に移動させた。また、天津に軍艦が到着したとの報告を得ると、フランスの「意は開釁に在り」と朝廷は見た。そして直隸省に来ることを淮軍に命じる。当時、淮軍は郭松林の武毅軍、周盛伝の盛軍などの部隊を含んでいたが、これらは李鴻章に率いられ、ムスリムの反乱に対するため陝西省に向かっていた。朝廷はこれら淮軍を直隸省獲鹿、河南省彰徳、山西省平定に分駐させた。これらの勇營の規模は銘軍が約一万名、淮軍が約一万名の合計二万名であった。

一方、この他に北京では秋季訓練を名目に神機營が動員された。その規模は城内に五八〇〇名、城外のすぐ南にある南苑に六五〇〇名である。また、古北口では直隸練軍に対して動員準備が指示され、

更にはモンゴル、吉林、黒龍江の馬隊約三〇〇〇名が集められた。

このように天津教案では、淮軍がフランスに対する形で直隸省南部などに動員された。そして北京とその周辺では神機營と練軍、モンゴルや吉林等の馬隊が動員されている。

朝廷は直隸省に淮軍を動員したが、その動向には注意を払っている。李鴻章が淮軍の布陣について報告を行った際には、その取締りを厳命した。当時の直隸省は干害のため治安が悪化していた。そして黄河以北では水害の影響も重なり、淮軍は兵糧の補給が困難であった。また、当時の直隸省には依然として「游勇」などがいた。天津教案という有事であったため、朝廷はこれらをより警戒した。そして兵糧の欠配などから、淮軍がこれらと共に治安を破壊することを、朝廷は危惧していたのである。

そのため、天津教案が解決して戦争の恐れがなくなった一〇月には、朝廷は銘軍や淮軍の移動を検討し始める。折しも当時、陝西省や甘肅省では左宗棠が欽差大臣としてムスリムの反乱に対峙していた。だが鎮圧は遅々として進まなかった。そこで朝廷は李鴻章に対し、劉銘伝を陝西省に派遣（「西征」）することを命じた。

これに対し、李鴻章は覆奏を行った。覆奏の中で李鴻章は、派遣の条件として劉銘伝の下に指揮権を一本化することを求めた。だがその前では、左宗棠が「毎に専ら楚軍を用ひて回匪を平らぐるを欲」しているなどと述べ、そのような処遇が実際には困難であることを示唆する。そして劉銘伝の派遣は不要との見解を示している。

朝廷はこの覆奏を受理した。しかし、その後ただちに劉銘伝に「西

征」を命じる<sup>30</sup>。李鴻章の覆奏を汲むことなく、朝廷は淮軍の移動を断行したのである。

他方で、天津教案後にはそれへの反省から、工部尚書毛昶熙や安徽巡撫英翰が様々な制度の改変を上奏した<sup>31</sup>。その中に天津から北京への途次にあたる楊村、河西務などへの銘軍の移駐がある。これは総理衙門による検討が行われた。だが実際には、先述のように当時銘軍は「西征」を命じられていた。そのため、この銘軍の駐留は、当初より実現の可能性がほとんどなかったものと思われる<sup>32</sup>。移駐の検討を命じられた李鴻章も、銘軍が「遠去」したとの理由から、自身の親軍二營を天津に移駐させたのみであった<sup>33</sup>。

また、英翰は天津に「海防提督」を置くことを求めた。従来の緑営では陸軍と海軍の指揮が分散していたため、天津に両者を直接に指揮する「海防提督」を設けようというのである。英翰はこの「海防提督」とその部隊に、淮軍、特に郭松林や周盛伝とその麾下の淮軍各部隊を充てようとしていた。そのため、これらの部隊の移動に異を唱えた。だが淮軍の移動は中止されず、「海防提督」も設置されなかった。銘軍と武毅軍の一部は西征に赴き、残りの武毅軍は湖北省へ派遣された<sup>34</sup>。そして、盛軍が「畿輔を拱衛するの師」と位置付けられたが、その駐留地は、英翰が求めたように天津ではなかった。かつての銘軍と同じく、直隸省南部の景州と滄州であった<sup>35</sup>。

おわりに

一八六〇年代前半から「教匪」などにより、直隸省では治安の悪化が進む。更に鎮圧の過程で官軍は無規律であり、却って治安を乱すものとなる。そこで、こうした兵勇の監視や管理を行う必要性が生じた。これが直隸省における練軍設立の一因であった。だが監視や管理は間近より行い、兵を直属下に置かなければならない。直隸練軍においては、結果的に総督がその指揮を担うこととなったが、朝廷は種々の牽制、監視などを講じた。首都北京を擁する直隸省に、総督のみに直属した武力が存在することを危惧したためである。

このような危惧を朝廷内で最も抱いたのが兵部であった。

やがて、捻軍の侵入を経て、この状況は変化する。捻軍との戦いの結果として、「游勇」などの問題が発生したため、直隸省の治安の悪化は恒常的なものとなる。

そこで、兵力の不足などを補うため、朝廷は勇營の駐留を容認した。だが、前章で挙げた神機營の勇營観にも述べられていたように、元来より勇營は向背常ならず、また治安を容易に乱す存在であった。そのため朝廷は勇營による直接の北京防衛を望まなかった。勇營の駐留は最前線ともいえる南部に限定されたのである。そして北京を直接に守備する軍として神機營が配置され、その外周にあたる地域に直隸練軍が置かれた。朝廷は直隸練軍を勇營と自身の間の、いわば緩衝役として位置づけていたといえる。

こうした中で兵部は、直隸練軍の再編に際しては自身の主張を實現していく。その結果、直隸練軍において直隸総督の影響は限定的なものとなったのである。

また、天津教案に際して、捻軍後と同様の防衛体制が採られた。天津教案ではフランスとの戦争が予想される中で、淮軍がその前線に動員されたのである。

このような防衛体制について、前章で述べたような朝廷や神機營の動向を加味すると、以下の指摘ができるのではないか。つまり、フランスとの交渉が決裂して、たとえ戦争が起こったとしても、その勢力を消耗するのは主に淮軍である。一方、禁軍ともいえる神機營はアロー戦争時とは異なり温存される。また、敗退した淮軍による治安の破壊に対しても、直隸練軍や神機營により北京の治安は守られることとなるのである<sup>28</sup>。

このように、当時の直隸省では重層的な防衛体制が構築されていたことがわかる。朝廷は出自の異なる三種の軍について、各々の用途を明確に区別し、選択的に併用していた。そこには先学の研究で述べられていたような、軍事力の二者択一的な状況は見られない。

そして、この重層的な防衛体制の下で、神機營と直隸練軍、そして勇營の軍事バランスは保たれ、北京の安全保障がなされていたのである。

やがて幾多の外交案件などを経て、以後の直隸省では淮軍の駐留地が拡大する。こうした淮軍の駐留地の拡大は、前述の防衛体制の下でどのように行われていったのか。また、駐留地の拡大と共に、朝廷は淮軍とどのような関係を構築していったのか。そして、その関係は均衡を保っていた軍事バランスに対し、如何なる影響を及ぼし

ていくのか。これらについては、淮軍の実態を踏まえた上での考察が必要であろう。そのため、次章において述べていくこととしたい。



「王爾敏、前掲「練軍」の起源及其意義」。冀滿紅「清季練軍建立原  
因探略」『湘潭大学学报（哲学社会科学版）』一九九五年第二期、一九  
九五年。汪林茂「晚清練軍中的集權与分權之爭」『河北學刊』一九八  
八年第五期、一九八八年。皮明勇「晚清練軍研究」『近代史研究』一  
九八八年第一期、一九八八年。佐々木寛「練軍について」岡本敬二先  
生退官記念論集刊行会『アジア諸民族における社会と文化―岡本敬  
二先生退官記念論集―』国書刊行会、一九八四年。羅、前掲『緑營兵  
志』八二〜八六頁。施渡橋『晚清軍事變革研究』軍事科学出版社、二  
〇〇三年、四六〜四八頁。

朝廷の意向として、冀滿紅氏や汪林茂氏は「軍權下移」（冀滿紅、  
前掲論文、四七頁）に対する警戒を挙げる。この見方については本稿  
も大きな示唆を得た。だが両氏とも、これを直隸練軍の勇營化とい  
う文脈でしか捉えていない。

王爾敏氏はこれについて「主國政者自然仍重視練軍、不欲勇營參與  
畿輔防務」と述べる（王、前掲『淮軍志』三八二頁）。だが「主國政  
者」とは具体的に誰を指すのか、なぜ「參與」を欲しなかったのか、  
その結果、どのように具体的な「畿輔防務」が構築されたのかなどに  
ついては全く論じられていない。この点は、王爾敏氏を踏襲した佐々  
木氏についても同様である（佐々木、前掲論文、三八九頁）。

『穆宗實錄』卷五三、三八〜三九、四一頁、同治元年一二月甲辰条。  
緑營制度の原則は兵力の分散と指揮系統の細分化にあった。各省  
では兵力が散在し、指揮系統もそれに対応して細分化されていた。

上層では督撫と提督が相互に牽制し、有事に際してのみ各駐屯地か  
ら兵が寄せ集められた。このため、迅速な動員や集中的な訓練が行  
われなかった。これら緑營制度については、例えば坂野、前掲書、三  
九頁。大谷敏夫『清代政治思想史研究』汲古書院、一九九一年、四二  
頁。羅、前掲『緑營兵志』Powell, *op. cit.*, pp. 12-19. これは「民政・  
軍政の兩權を掌握する地方権力（軍團）」を防ぐためであった（大谷  
前掲書、四二頁）。

直隸省の治安維持を優先したことは、これより以前に「教匪」が直  
隸省から山東省に移動した際に、朝廷が神機營の出兵を撤回したこ  
とからも推察される（『穆宗實錄』卷五一、三八〜三九、四四頁、同  
治元年一二月乙酉、丙戌条）。

『劉遺書』卷五「直東肅清撤留兵勇疏」同治二年五月初二日。「…  
而且鈴束無具、即紀律難明、宿村索饑、積習相沿、尤非安内攘外之道。  
臣歷事戎行、轉戰數省、所恃以戰勝攻取者、固由士卒之用命、亦實營  
制之合宜」。

当時の官軍兵勇の質の低下については、例えば菊池秀明「太平天国  
における私的結合と地方武装集団」『歴史学研究』第八八〇号、二〇  
一一年、四〇頁。

『籌辦夷務始末（同治朝）』卷一六、署礼部左侍郎薛煥上奏、同治  
二年五月庚戌条。『穆宗實錄』卷六六、一七〜一八頁、同治二年五月  
庚戌条。

『劉遺書』卷六「遵籌直隸全局練兵募勇以重畿輔疏」同治二年一

○月一二日、「覆陳練兵募勇疏」同治二年一月二四日、卷一一「陳明近年練兵情形疏」同治五年九月二三日。

㉒『籌辦夷務始末（同治朝）』卷四三、恭親王等上奏、同治五年七月壬戌条。

㉓以上、直隸練軍の史実経過については、前掲注一も参照。尚、後に易州が保定へと変更された（『穆宗實錄』卷一九六、三〇〇～三〇一頁、同治六年二月丙申条）。

㉔神機營が後述の胡家玉の上奏を兵部と共に検討した際に、この兵部と戸部による協議の結果が簡潔ながらも引用された（『洋務運動（三）』四八八頁）。他に、兵部は戸部と「練兵章程一七條」を上奏したというが（『穆宗實錄』卷一八三、三二頁、同治五年八月甲寅条）、これは劉長佑の上奏に断片的に引用されているのみである（『劉遺集』卷一一「推廣練兵章程疏」同治五年一〇月二四日）。このように当時の兵部を含む朝廷内の動向は、残存する史料が少なく不明な点が多い。

㉕『兵部公牘』卷上「籌餉練兵奏底」。本史料は黄雲鵠による『兵部公牘』に収録されている。黄は当時兵部の郎中であり、上奏等の草稿を書いてきた（同書、序文）。本史料は上奏の草稿とみられるが、日付が明記されていない。だが冒頭には、総理衙門の上奏を戸部と協議、検討するよう命じた上諭が引用されており、それに対するものであったことがわかる。このような兵部の上奏は、管見の限りでは『穆宗實錄』等には収録されていない。そのため、いずれの先行研究も本史料を用いておらず、兵部の動向も論じていない。或いは、本史

料は戸部との協議により、上奏されるには至らなかった可能性がある。だが当時の兵部の直隸練軍に対する姿勢を示すものである。尚、黄雲鵠については、『碑傳集補』卷一八、一三〇～一四頁。「：但議移營各路 未必即成勁旅 … 臣等以爲與其改駐京外、莫若將各軍陸續調至京師。擇城外間地屯駐、簡派知兵大臣勤加訓練、俟練成、再議更番歸伍」。

㉖指揮については、同右「籌餉練兵奏底」に「：近畿有事、即遣之出剿」とある。

㉗『洋務運動（三）』四八四～四八六頁。

㉘前掲注一三で述べたように、神機營と兵部がこの上奏の検討を行ったためである。その結果を踏まえた上諭として、『穆宗實錄』卷一八三、二八〇～二九頁、同治五年八月甲寅条。

㉙佐々木、前掲「練軍について」三八七頁。当時大学士であった倭仁も、困窮した旗兵の救済を挙げて同様の上奏を行った（『倭文端公遺書』卷二「論直隸添設六軍疏稿」）。両者の上奏は王爾敏氏も取り上げるが、旗兵の困窮とは関連づけていない（王爾敏、前掲「練軍」的起源及其意義」七五頁）。旗兵の困窮が当時の重大な問題であったことについては、劉小萌『清代北京旗人社会（修訂本）』中国社会科学出版社、二〇一六年、第八章。

㉚一八六八年の条約改正に関しては坂野正高『近代中國外交史研究』岩波書店、一九七〇年、二三一～二四二頁を参照。

㉛例えば胡家玉は神武宮の費用については総理衙門より支給し、神武宮をその指揮下に置くことを述べる。兵部も、北京にある直隸練

軍の費用については、同様に総理衙門より支給することを提案している。このように総理衙門が神武嘗ないしは在京練軍の指揮の主体とみなされた一つの理由として、条約改正交渉を担うことが挙げられる。また、黄雲鵠の意見書にも胡家玉と類似の箇所がある（『兵部公牘』巻上「京師添設重兵議」）。

『前掲「籌餉練兵奏底」』：「就近團操、額之虚實、兵之強弱、將領之善否易於稽查：用人爲當今急務、軍興以來人材輩出、擇其忠勇素著膽藝素優者、畀以將副教練之任、該員等得近依天日、益思效其忠悃盡其器能、朝廷就近考察、亦易收得人之效」。

結果的に、在北京の旗緑各兵が既存の直隸練軍かといった違いはあるが、中央に直属する武力を意図した点においては兵部と胡家玉の意向は共通している。

『前掲「籌辦夷務始末（同治朝）」』巻四三、恭親王等上奏、同治五年七月壬戌条に「所有將領、提鎮主之：如提鎮不能得人、准將平日深知堪勝此任文武大員、不論在官在籍、由該督專摺保奏：此次六軍以直隸總督統之、仍請不時欽派老成廉幹大臣前往抽查校閱、嚴加考覈」とある。だが提（提督）や鎮（総兵）といった緑營の高級武官の選任は、従来は兵部による候補者のリストアップを経て行われていた（羅、前掲『緑營兵志』二九七～二九八頁）。そのため、この総理衙門の上奏は兵部の職権に抵触する可能性を含んでいたといえる。

『穆宗實錄』巻一八三、三一～三二頁、同治五年八月甲寅条。尚、総理衙門の上奏を裁可した当時の朝廷では、政策決定の最高機関である軍機処に四名（恭親王、文祥、寶璽、胡家玉）の軍機大臣がいた。

その内の胡家玉を除く三名が総理衙門大臣を兼務していた。ここから、軍機処と総理衙門の意向は大体において一致していたものと考えられる。吳福環『清季総理衙門研究』新疆大学出版社、一九九五年、三七～三八頁を参照。

『穆宗實錄』巻八四、二九頁、同治二年一月戊申条。結果的に劉長佑は楚勇のほぼ全てを直隸省から退去させた（『劉遺書』巻七「遵派楚軍赴皖片」同治三年六月初六日、「楚勇撤回湖廣片」同治三年七月初八日、前掲「陳明近年練兵情形疏」）。

総理衙門も「有缺就地募補」と命じている（前掲『籌辦夷務始末（同治朝）」』巻四三、恭親王等上奏、同治五年七月壬戌条）。

『前掲「劉遺書」』「陳明近年練兵情形疏」、「分練六軍請增二軍疏」同治五年一〇月二四日。「：於兵事粗識徑途、其道無他、全在將得其人而已」。

『穆宗實錄』巻一九一、二六頁、同治五年二月辛卯条。毛昶熙の上奏は『曾國藩全集』奏稿九、岳麓書社、一九九一年、五四七五～五四七六頁。祝壇については、戸部尚書羅惇衍も直隸練軍への反対を表明した上奏の中で、その資質を非難している（王雲五編『道咸同光四朝奏議 五』臺灣商務印書館、一九七〇年、二〇四四～二〇四六頁、戸部尚書羅惇衍「請用固本京餉於京營疏」同治五年）。

『穆宗實錄』巻一九三、一八頁、同治五年二月壬子条。『前掲「分練六軍請增二軍疏」』。「仍由臣隨時察看、如不得力、即請擬派：至南來將弁留直差委者、：雖皆慣經戰陣、卓著勞績之員、然大半粗笨樸拙、是以未敢派充總統翼長之任」。

② 『方略』卷三二八、一〇五頁、同治七年七月初九日甲申条。

③ 『穆宗實錄』卷三二七、三六頁、同治七年七月乙酉条。

④ 『方略』卷三二七、二三〇二四頁、同治七年七月初五日庚辰条。  
本上奏は『道咸同光四朝奏議 五』二一三八〜二一四一頁にも収録されている。

⑤ 『方略』卷三二七、二八〇二九頁、同治七年七月初五日庚辰条。  
卷三一八、二七〇二九頁、同治七年七月初一〇日乙酉条(官文)、卷三一八、一〇三頁、同治七年七月一日丙戌条(都興阿)、八〇九頁、同治七年七月一日己丑条(崇厚)、二五〇二七頁(左宗棠)、二七〇二九頁(李鴻章)、同治七年七月二三日戊戌条。尚、左宗棠と李鴻章の上奏はそれぞれ全集に収録(『左文襄公全集』奏稿卷二八「覆陳善後事宜摺」同治七年七月二十日。『李文忠公全集』奏稿卷一四「覆議凱撤南勇並籌西事摺」同治七年七月二十日)。

⑥ 前章でも述べたように劉長佑は梟匪鎮圧の最中に、戦果の芳しくないことを理由に直隸總督を革職されている(『穆宗實錄』卷二二五、一三〇一四頁、同治六年十一月癸丑条)。

⑦ 「臣愚以爲與其留客兵而別開生面、莫若循舊制而汰弱留強。涿固等州縣、地居衝要、擬仍於六軍之中認真選擇、酌留精銳數營、選將統帶、分駐各要隘、無事則勤加簡練、有事即可就近徵調。宣化古北口遵化等處、擬即擇留各該提鎮本營練軍、就近巡防彈壓。…保定河間正定等處、擬即於本省各勇隊內擇其精強素經行陣者、酌留數營、…惟直省東至景州南至大名西南至磁州順德、皆與豫東壤地相錯爲入直門戶、各該處伏莽亦多、誠不可不嚴加戒備、或於此數處中酌留客兵數隊、俟

留駐一半年後、察看地方情形、再行分別辦理」。尚、ここで「客兵」とあるが、後掲注三八の官文による上奏と併せると、実際には「客勇」を指すものと考えられる。都興阿は更に北京近郊の南苑、蘆溝橋、通州などと天津から涿州、易州一帯にかけての直隸練軍の配置を述べる。また、より遠い保定から正定にかけては、保定付近で勇を募り配置するように述べている。「…今若以練軍仿照該撫分撥勇數、以兩軍合併一路、加以洋槍・步隊、每路湊足六千、教演步伍、整修器械、激勵勸懲、餉需充裕、遇有緩急、輔以馬隊、似亦能如六千南勇之用、京旗各營似毋須遠出防剿。若在南苑・盧溝橋・通州等處攜帶鍋帳紮營、勤加訓練、一三月一換班、則輦轂之下聲威愈重。天津現經崇厚布置極爲周密、所有原設練軍一萬五千名分爲三隊、每隊再派洋槍步隊千名、自天津迤南至涿州・易州等處、擇其扼要處所、分紮三路、各派知兵大員總統調遣、臣現將吉林・黑龍江馬隊整頓、妥協酌覈兵數、分紮距步隊數十里之地、不時往返稽察、聯絡聲勢、隨時相機辦理、不惟於拱衛畿輔重地俾壯聲威、且於防剿情形亦當有益。至陳國瑞、帶勇聲譽尚優、或可交官文於保定附近酌令募勇保衛省城、兼防正定一路、又可會合馬步進剿…」。

⑧ 『李文忠公全集』奏稿卷一四「張總愚投水確實並各軍裁撤片」同治七年七月二十日。

⑨ 『方略』卷三二〇、一八頁、同治七年九月初九日癸未条。「…惟是練軍有未宜盡撤者、誠以直隸附近京畿並兩陵重地宜用兵、不宜留勇、蓋兵可嚴申紀律、而勇則難於約束」。

⑩ 官文は滿洲正白旗に属する旗人。これより先の太平天国との戦い

では、荊州將軍や湖広總督を歴任した。その際には湘軍を率いた曾國藩らを監督、牽制する役割を担った（菊池、前掲書、三九七頁）。  
公文が上奏を行った背景にはこのような経験があるものと考えられる。

㉔ 『方略』卷三二〇、四頁、同治七年八月初五日己酉条。

㉕ 『穆宗實錄』卷二四〇、二五頁、同治七年八月丙辰条。『李文忠公全集』奏稿卷一四「銘軍暫紮張秋摺」同治七年八月初八日。張秋は黄河と運河の結節地であり、物資の調達に便利であった。捻軍時には李鴻章によって転運局が置かれた（『李文忠公全集』奏稿卷一三「渡黄察辦轉運相機調度摺」同治七年正月二八日）。張秋が選ばれた背景には、このような理由もある。

㉖ 『方略』卷三三〇、二四〇二九頁、同治七年九月二十九日癸卯条。

また『曾國藩全集』奏稿一〇、岳麓書社、一九九三年、六一二八〜六一三二頁にも収録されている。

㉗ 『穆宗實錄』卷二三八、二五頁、同治七年七月乙未条。

㉘ 『能靜居日記』（朱漢民・丁平一主編『國家清史編纂委員會・文獻叢刊 湘軍』第七卷、社会科学文献出版社、二〇一三年所収）同治七年七月壬寅条。尚、趙烈文は曾國藩の幕僚であり、その資質を特筆するのは当然であるといえる。

㉙ 羅、前掲『湘軍兵志』一九三頁。湘軍の解散については同、一八一〜一八四頁を参照。

㉚ 捻軍後の朝廷が非常に「客勇」を恐れた様子については、『曾國藩全集』書信九、岳麓書社、一九九四年、六八三八頁「復劉盛藻」同治

八年八月二三日を参照。

㉛ 『曾文正公全集』奏稿卷二七「略陳直隸應辦事宜摺」同治八年正月一七日、卷二八「銘軍統領無庸更換片」同治八年八月二十七日。湘軍の解散が却って銘軍の保定移駐に繋がったといえる。

㉜ 『曾國藩全集』書信九、六八一七頁「復李鴻章」同治八年八月一日、六八四〇頁「復李宗義」同治八年八月二十五日。『曾國藩全集』書信一〇、岳麓書社、一九九四年、六九〇二頁「復楊昌濬」同治八年九月初八日。「減兵增餉」とは当時各省で行われていた緑營再編の一つである。老弱の兵を解雇し、その分を残った兵の給与に上乘せする方法であった（冀、前掲論文、四五頁）。

㉝ 直隸練軍の再編が兵の解雇に繋がり、治安の悪化をもたらすことについては、捻軍鎮圧の直後から崇厚も懸念を示している（『方略』卷三一九、八頁、同治七年七月一日己丑条）。

㉞ 『曾文正公全集』奏稿卷二九「試辦練軍酌定營制摺」同治九年四月一六日。『曾國藩全集』書信一〇、七〇三一頁「復楊昌濬」同治九年正月二四日。

㉟ 『曾文正公全集』奏稿卷二八「覆議直隸練軍事宜」同治八年五月二一日。

㊱ 『曾文正公全集』奏稿卷二八「再議練軍事宜摺」同治八年八月二十七日。

㊲ 前掲「再議練軍事宜摺」。「部臣：又言轉弱爲強不必借才於異地等語。：一曰、調南人之戰將練北人之新兵而已」。

㊳ 佐々木、前掲「練軍について」三九四頁。汪、前掲論文、八四頁。

『前掲「再議練軍事宜摺」。譚勝達、彭楚漢ともに湘軍の系列である（波多野、前掲書、七八頁）。彭楚漢のみ、この直前に曾國藩の推挙を受けた『穆宗實錄』卷二六〇、一九頁、同治八年六月甲寅条。これは直隸練軍に備えたものと考えられる。

『方略』卷三二〇、一八〇～一九頁、同治七年九月初九日癸未条。尚、この副将は冷慶という者であり（前掲「再議練軍事宜摺」、劉長佑の頃より總統唐訓方の下で保定練軍の中軍副将を務めていた『劉遺書』卷一二「遵旨入覲順閱練軍疏」同治六年三月一二日）。

前掲「試辦練軍酌定營制摺」。尚、以後の直隸練軍は前述の官文の四軍を基本とし、後に正定、大名が加えられた（黄彭年等撰『畿輔通志』卷一二〇、兵制二、六四～六八頁）。

統領の人事に関し兵部が殊更に介入したのは、前掲注二三で見たように、自身の職権に抵触するためであったとも考えられる。

『能靜居日記』同治八年八月戊辰条。

天津教案に関しては、吉澤誠一郎『天津の近代 清末都市における政治文化と社会統合』名古屋大学出版会、二〇〇二年、六七～七〇頁。

『穆宗實錄』卷二八五、二二一～二三頁、二六頁、同治九年六月癸亥条、甲子条、卷二八七、五頁、同治九年七月壬午条。

『穆宗實錄』卷二九一、二七頁、同治九年九月壬辰条。

『穆宗實錄』卷二八七、三頁、同治九年七月庚辰条。

『穆宗實錄』卷二八五、二〇～二二頁、二五頁、同治九年六月壬戌条、癸亥条。この馬隊の動員はムスリムの反乱に備えるためとさ

れた。しかし、実際には天津教案に備えたものであった（『李文忠公全集』奏稿卷一六「請撤古北口馬隊摺」同治九年九月一九日）。

『穆宗實錄』卷二八八、二四頁、同治九年八月辛丑条。

『李文忠公全集』奏稿卷一六「布置後路擬暫駐保定片」同治九年八月初六日。『穆宗實錄』卷二八三、四～六頁、同治九年五月壬午条、卷二八八、二八頁、同治九年八月癸卯条。

例えば、正定府において淮軍の勇が教案を起こしたとの報告があった。これは後に誤報であることが判明するが、この調査報告の際に、李鴻章は各地で「游勇」を取締りながら進軍したことを述べる。

これへの上諭などからも、当時の直隸省では「游勇」が容易に騒動を起こす情勢であったこと、そして朝廷がその動向に留意していたことがわかる（『籌辦夷務始末（同治朝）』卷七六、同治九年八月癸卯条、協辦大學士直隸總督李鴻章片奏。廷寄）。

『穆宗實錄』卷二九一、一〇頁、二六～二八頁、同治九年九月甲申条、壬辰条。壬辰条では淮軍を「或酌留直隸若干、以資剿賊」することの検討も述べられている。しかし朝廷は、劉銘伝が「西事不甚相宜」ならば「他省軍務」への派遣を検討せよと命じている。ここから、朝廷が強調しているのは淮軍を直隸省以外に派遣することであったと思われる。

『李文忠公全集』奏稿卷一七「覆奏劉銘傳督辦陝西軍務摺」同治九年一〇月初三日。「…然左宗棠每欲專用楚軍平回匪：似無須別置一軍、致左宗棠或生疑忌。儻聖意必責成以陝事、似須破除常格、兼任地方、事權歸一」。

『穆宗實錄』卷二九二、九〇一頁、同治九年一〇月丙申条。ここでは郭松林や周盛伝の部隊についても、移動を検討するよう李鴻章に命じている。

『籌辦夷務始末（同治朝）』卷七七、同治九年九月己卯条、工部尚書毛昶熙上奏、卷七九、同治九年閏一〇月戊子条、安徽巡撫英翰上奏。

総理衙門もこの毛昶熙の提案には賛意を示している（『籌辦夷務始末（同治朝）』卷七八、同治九年一〇月壬子条、總理各國事務恭親王等上奏）。しかし、朝廷内にあつて銘軍の西征を最も主張していたのは、他ならぬ恭親王であつた（『李文忠公全集』朋僚函稿卷一〇「上會相」同治九年一〇月二一日）。

『李文忠公全集』奏稿卷一七「裁併通商大臣酌議應辦事宜」同治九年一〇月二六日。

『穆宗實錄』卷二九三、一八〇一九頁、同治九年一〇月戊午条、

卷二九九、五頁、同治九年二月癸亥条。尚、李鴻章自身も、英翰の求めたような「海防提督」の設置には反対であつた。（『李文忠公全集』奏稿一七「籌議天津設備事宜摺」同治九年二月初一日）。

『李文忠公全集』奏稿卷一七「會商銘軍赴陝分撥各軍摺」同治九年一〇月二四日。『穆宗實錄』卷二九三、二五〇二六頁、同治九年一〇月庚申条。

天津教案における淮軍と神機營については、弱い神機營から強い淮軍に北京の防衛の担い手が変わったとするような見方がある。Liu, Kwang-Ching and Richard J. Smith, "The Military Challenge: The Northwest and the Coast" John K. Fairbank and Kwang-Ching Liu, eds., *The Cambridge History of China*, vol. 11, Cambridge: Cambridge University Press, 1980, p.205. しかし、こうした見方が妥当でないことは、本稿の考察から明らかであろう。

### 第三章 首都防衛における兵と勇

—定武軍と盛軍を中心に—

はじめに

前章で見たように、一八七〇年の天津教案において朝廷は、李鴻章及び淮軍に直隸省への来援を命じた。その最中に李鴻章は曾國藩より直隸総督を引き継ぐ。以後、その在任は一八九四年の日清戦争までのおよそ四半世紀に亘る。また、来援した淮軍も李鴻章と共に直隸省での駐留を続けた。やがて、その駐留地は直隸省内の各地へと拡大していく。これは、日本による台湾出兵、ロシアによるイリ地方の占領、清仏戦争などに備えるためであった。もちろん、この駐留地の拡大は李鴻章の独断によるものではなく、朝廷の支持の下で行われたものであった。こうした朝廷の支持と、彼じしんの外交手腕、淮軍という武力の存在によって、李鴻章はその地位を「磐石」とした。そして、およそ二〇年余りに亘る安定が、清朝はもちろんのこと、極東に齎されることとなった。

これを直隸省において見れば、北京を取り巻く重層的な防衛体制の下で、神機營、直隸練軍（兵）と、淮軍（勇）の軍事バランスが保たれることで、安定が齎されていたのであった。だが、この安定を齎した淮軍が一方では朝廷の警戒の対象であったこと、それ故に朝廷が淮軍による直接の北京防衛を望まなかったことは前章で述べた通りである。

ところで、このような淮軍の駐留地、特に一八七〇年より日清戦争までのその推移については、これまでも波多野善大、王爾敏、羅爾綱、スペクターの諸氏により論じられてきた。これらの先行研究によって、当該期の淮軍の規模や駐留地に関しては明らかにされている。だが、こうした先行研究は、いずれも淮軍の領袖であった李鴻章の政治、財政、軍事上の権力の拡大を説明することを目的としている。そのため、朝廷と李鴻章の関係に触れることはあっても、朝廷と淮軍の関係が論じられてはいない。つまり、淮軍が如何なる実態の軍であったか、そして、それを朝廷がどのように見ていたのかなどが、十分には論じられていないのである。

また、直隸総督李鴻章の失脚を齎し、一八七〇年以降の安定を破壊に追いやった日清戦争では、盛軍をはじめとした淮軍の動員が行われた。一方、淮軍が動員された後には天津で新たな軍、定武軍が編成された。

定武軍について、近年では王紅梅、王浩、馬忠文の諸氏が専論および著書の中で言及をしている。また、前述の波多野氏や羅爾綱氏もその著書の中で言及する。これらの先行研究では、定武軍の設立に至る過程やその際の朝廷内の動向に関しては詳細に述べられており、本章も依拠した。だが、定武軍の編成は淮軍の動員が一つの契機であるにも関わらず、先行研究では淮軍との関連、そして直隸省の防衛体制の中での位置づけなどが述べられていない。

そこで本章では、これらの点を踏まえ、一八七〇年から日清戦争までの淮軍と定武軍を考察する。淮軍については、特に盛軍に焦点



をあて、その駐留地の変遷や実態、そして朝廷との関係を述べる。これは盛軍を率いた周盛伝が自ら年譜を著しており、その動向が淮軍の中でも比較的把握し易いこと、また、前章でも述べたように、李鴻章が特に盛軍を「畿輔を拱衛するの師」と位置付けていたことによる。

このように盛軍と定武軍を論じることで、本稿においてこれまで論じてきた重層的な首都防衛体制が、安定とされる当該期の中にあつてどのような変遷を遂げていったのか。また、その変遷を齎した原因について、朝廷と淮軍、定武軍の関係の中から明らかにすることを本章の目的としたい。

## 第一節 「淮軍最大の軍」としての盛軍

まず本節では、一八七〇年以後の淮軍、特に盛軍が如何なる経緯を辿ったのかについて、その概略を先学の研究に依拠しながら述べることにする。

盛軍を指揮した周盛伝は、安徽省合肥西郷の出身である。周氏はその地の土豪であつた。だが、太平天国の進撃を受け、自衛のため、一八五〇年代には近隣、同族の壮丁を集めて団練を結成する。やがて、周盛伝は、一八六一年末より淮軍を組織し始めた李鴻章の呼びかけに応じ、兄の周盛波と共に団練を率いて淮軍に参加した。ここに淮軍の一部として盛軍が誕生した。盛軍では将官の大部分が周盛伝の同族で占められており、「周家軍」とも称された。

やがて盛軍は李鴻章と共に太平天国や捻軍と戦い、一八七〇年には前述のように直隸省へと移駐する。こうした中で、李鴻章は直隸総督に加え、新たに北洋大臣を兼務した。

「北洋」とは山東省、直隸省、山海関以東を指す地域概念である。そして、北洋大臣の主要な職能は、これらの沿岸地域における海防の指揮、管轄であつた。李鴻章はこの北洋大臣を直隸総督と兼務することにより、直隸省のみならず、山東省と奉天での海防を所管することとなつた。

朝廷は李鴻章への上諭の中で、「…天津の洋務海防は、之を保定の省防に較ぶれば、關繫なること尤も重し…海防は緊要なれば、尤も須らく全局を統籌し、選將練兵、大ひに整頓を加へるべし」と述べている。ここからは、先述の各地の中でも特に天津における海防が、朝廷の重視するものであつたことがわかる。

この海防に対処するため、一八七三年初めより、天津と大沽の間に位置する要衝、新城での築城が開始された。この築城を担つたのが盛軍であつた。

やがて一八七四年に、日本による台湾出兵が起こると、これに対するため、「西征」に従事していた銘軍が召還された。この銘軍の規模は二二營で、その駐留地は山東省濟寧、江蘇省徐州一帯であつた。他方、台湾出兵を受けて海防の強化が求められる中で、盛軍は屯田を行うために馬廠から新城に至る窪地を開墾し、ここを新農鎮と名付けた。この新農鎮が後に小站と呼ばれる地である。

この頃には新城の築城が完成しており、盛軍は新城から小站(新

農鎮)、馬廠にかけて駐留することとなった。その総数は二三營、およそ一万千五百名であったとみられる。そして、一八七八年九月には新城に駐留していた一六營の内、五營の削減が行われた。これは、軍費の削減を目指した朝廷が、各省にある勇營の一角を削減するよう命じたことによる。

一八八〇年になると、ロシアがイリ地方を占領したことから、清とロシアの間で数度に亘る外交交渉が行われた。いわゆるイリ問題である。この最中にロシアが軍艦を渤海湾などに派遣したため、朝廷は煙台や大連、營口などの沿岸地域の防衛を李鴻章に命じた。また同時に、山東省などにあつた淮軍の直隸省への移動を命じている。

こうした朝廷の命令に基づき、李鴻章は山東省にあつた銘軍を直隸省静海の唐官屯、次いで興濟鎮に移動させた。更に、朝廷は陸路よりのロシアの動きを警戒し、張家口の防衛を命じた。これに応じ、銘軍の内、二營が宣化に行き、宣化の直隸練軍と共同で防衛を担った。

また、李鴻章は湖北省にあつた武毅軍四營を直隸省に呼び、蘆台に駐留させた。この武毅軍を指揮していたのは、郭松林の部下、李長樂であつた。李長樂は直隸省への移駐に伴い、直隸省の武官のトップである直隸提督に任じられた。このように武毅軍や銘軍の移動が行われる一方で、盛軍は依然として小站、馬廠にあつた。

また、武毅軍、銘軍以外にも、保定や天津、北塘などの沿岸地域に淮軍は分散して駐留した。だが、その規模は盛軍などに比して少な

いものであつた。当時、直隸省全域にあつた淮軍はおよそ四四營とみられるが、その内、武毅軍が四營、銘軍が一五營、そして盛軍が一六營であつた。

一八八二年から一八八三年にかけては、朝鮮で勃発した壬午事変に対するため、山東省にあつた慶軍六營が朝鮮に派遣された。また同時に、ベトナムでは清とフランスとの間に武力衝突が起こつたものの、直隸省にあつた淮軍について大きな変化は見られない。一方、この間に盛軍は江蘇省徐州や安徽省潁州より、若干の勇を補充している。

一八八四年には、朝鮮で甲申事変が起こつたため、その備えとして奉天や旅順などに淮軍が移駐した。だが、直隸省における淮軍の分布により影響を齎したものは、同年に本格化した清仏戦争である。一八八三年末から一八八四年三月にかけて、ベトナムの山西、北寧で清軍が大敗を喫した後、清仏両国による外交交渉が行われた。だが、六月には再びベトナムで武力衝突が起こり、戦闘が再開されていった。このようなかでフランス海軍の北上が意識され、朝廷は李鴻章に防衛について詳細を報告するよう命じた。これに応え、李鴻章は北洋における各地の防衛状況を報告した。

この報告で述べられた盛軍、銘軍、武毅軍の状況について見てみたい。盛軍、武毅軍については駐留地に変更はない。だが、銘軍が「京東の門戸を顧み」るため、興濟鎮から山海関付近の撫寧、永平一帯へと派遣されている。尚、これら三軍共に規模は前年と変わっていない。三軍について李鴻章は「大沽の守將は副將羅榮光爲りて、

後路は湖南提督周盛傳の盛字等の營を以て接應と爲す」「北塘の守將は署廣西提督唐仁廉爲りて、後路は直隸提督李長樂の武毅等の營を以て接應と爲す」「山海關は…守將は廣東水師提督曹克忠・正定鎮總兵葉志超爲りて、其の後路の撫甯・永平一帯は、記名提督劉盛休の銘字馬歩十一營を以て接應と爲す」と述べている<sup>28</sup>。このように、三軍はいずれも沿岸諸部隊や地域の「後路」、すなわち後方部隊として位置づけられていた。ここからは、三軍が直隸省における淮軍の中核であったことがわかる。

しかし、共に中核を成していたとはいえ、三軍の比重が同等であったわけではない。清仏戦争時には、前述のような配置が行われた一方で、戸部からの支出に基づき、淮軍も含めた北洋の各勇營に対して増強が図られた。これにより新たに約二六營の勇營が組織されたが、その内の一九營が淮軍に対する増強であった。その中でも盛軍の増強は一〇營に上っている。実に、北洋の全勇營ではおよそ四割、淮軍に限っても約五割を盛軍の増強が占めていたことになる<sup>29</sup>。この増強において、李鴻章は淮北より勇を募るよう盛軍に命じた。これを受けて、当時安徽省に戻っていた周盛波が徐州、潁州などから勇を募り天津に派遣している<sup>30</sup>。

結果的に、一八八四年での朝鮮駐留も含めた北洋の淮軍は、およそ六九營となり、その内の二六營が盛軍であったこととなる<sup>31</sup>。

また、一八八五年初頭には、御史方汝紹の上奏に基づき、周盛波を天津に召還して盛軍の指揮を執らせるよう、朝廷が上諭を発している。これは天津の防衛を重視するための措置であった<sup>32</sup>。これに対し、

李鴻章は「現在直防の淮練各統將、勳望才略は皆周盛波の下に在り」などと述べ、盛軍のみならず、大沽や北塘一帯にかけての軍の指揮を周盛波に命じている。そして朝廷もこれを裁可した<sup>33</sup>。

やがて清仏戦争が終結すると、朝廷は軍費を軽減するため、各勇營の削減を命じた。これにより先の増強した内の大部分が解散され、蘆台にあった武毅軍においても、その半数にあたる二營が解散された。だが、盛軍については李鴻章の要請によって砲隊一營が留められている<sup>34</sup>。

以上で述べてきたように、武毅軍や銘軍などの直隸省の淮軍、より言えば、北洋にある全ての勇營の中でも、盛軍は最大の規模を誇っていた。まさしく淮軍の中核であった。こうした盛軍を重視したのは、その領袖であった李鴻章のみではない。朝廷においても同様であった。また、盛軍は他の淮軍とは異なり、常に小站、馬廠にあった。これらは、盛軍の駐留地であった小站、馬廠の重要性を示すものに他ならない。天津近郊の小站と馬廠は、北洋の海防、ひいては首都北京の防衛にとって最重要地域であった。

一八八五年半ばから一八八八年にかけて、盛軍ではその指揮官であった周盛伝、周盛波が相次いで死去する<sup>35</sup>。これにより、彼らの下で盛軍を指揮していた寧夏鎮總兵衛汝貴と永州鎮總兵賈起勝の二人が、以後の盛軍を率いることとなった<sup>36</sup>。一方、武毅軍においても一八八九年に李長樂が死去して葉志超が直隸提督に就任するなど、淮軍内での世代交代が進んでいった<sup>37</sup>。しかし、それらの規模については清仏戦争以後、主だった変更は見られない。駐留地に関しても、銘

軍が大連湾へと移駐したのみであった<sup>35)</sup>。

## 第二節 朝廷と盛軍

### 一 一八七七年の暴動

一八七〇年代以来、盛軍は北洋のみならず直隸省における最大、最強の軍隊でもあった。では、このような盛軍に対し、朝廷は如何なる姿勢で臨んだのだろうか。朝廷もまた、盛軍を重視していたことは前節でも述べた通りである。しかし、一方で盛軍はしばしば弾効を受けている。

まず、小站、馬廠一帯に移駐して間もなくの一八七七年二月半ばに、盛軍の一部が暴動、脱走を起こした<sup>36)</sup>。この事件について、当初、李鴻章は報告を朝廷に行わなかった。朝廷が事件を知ったのは、当時日本公使を務めていた、森有礼の書簡によってであった。二月九日付の書簡で森有礼は天津領事からの報告として、二月一五日の夜に突如として小站の勇二千名が上官を殺害して蜂起し、付近の住民を略奪、殺害したこと、そして翌一六日の早朝には略奪や殺害を繰り返しながら南下を行っていったことを述べている<sup>37)</sup>。

この情報に接した総理衙門は、翌二〇日には李鴻章に書簡を発して事件の報告を求めた。これに対し、李鴻章は周盛伝からの上申を引用しながら報告を行っている。ここでは、哥老会の教唆により勇が暴動、脱走を起こしたが、周盛伝によってただちに鎮圧されたと

述べられている。その上で、天津や他地域の治安の悪化は見られず、「日本森使の稱する所の各節は自ずから傳聞の訛に係る」と断じている<sup>38)</sup>。

その後、李鴻章は改めて調査、報告を上奏した。ここでは、哥老会の教唆が発端であったこと、暴動を起こした勇は西南方向に向かったものの、周盛伝の迅速な対応により滄州、塩山で鎮圧され、直隸省以外の地方には波及しなかったこと、暴動を起こした勇は中軍前営、前軍右営の一部、百人余りであったことなどが述べられている。そして管理が不十分であったとして、李鴻章はこれら二営を直接に指揮していた記名総兵姚禮士、記名提督張九林の免職を申し出た。だが、周盛伝については「應に得べきの咎有り」としながらも、病軀をおして迅速な鎮圧を行ったことを挙げ、更には「近く聞くなり日斯巴尼亞國屢ば謠傳有り、該營は海防の大枝勁旅爲りて、西洋の鎗礮を操演すること均嫻熟に就かば、此次の小失は既に未だ大隊を搖惑せず、擬して請ふらくは該鎮の處分を寛免し、其れをして勤督操練せしめ、以て緩急に備へ、而して後效を觀るを」と述べている<sup>39)</sup>。

ここで挙げられている「日斯巴尼亞國屢ば謠傳有り」とは、台湾での商船遭難に端を発したスペインによる報復の示唆である。当時、このためにスペインが軍艦三隻の派遣を行うとの情報が総理衙門に齎されていた<sup>40)</sup>。李鴻章はこのような状況を理由に、処罰が周盛伝に及ぶことを避けたのであった。

李鴻章の報告を受けた朝廷ではその要望を容れ、姚禮士、張九林の免職を命じると共に、周盛伝の処罰を行わなかった。だが同時期

には、御史王昕より、逃亡をした勇が多数に上ることや、それらが山東省に侵入したとの上奏が行われている。これに朝廷は「奏するに據るに：勇丁の各の散去せること百餘名なりと。恐らくは尚ほ此の數に止まらず」として、李鴻章の報告した人数に対し疑義を呈した。そして、逃亡先の再調査や各地での騒動の防止を李鴻章や各省の督撫に命じる。

この上諭を受けた李鴻章は再調査を行った。その結果、脱走した勇の数が二百人余りに訂正された。しかし、山東省への侵入や各地での治安悪化についてはなかったものとの結論が下されている。その上で、李鴻章は王昕の上奏を誤報に依拠したものと断じた。この李鴻章による再調査は朝廷の裁可を得た。以後、この盛軍の暴動、脱走についての調査、処分が行われることはなかった。

この事件について、当時戸部右侍郎であり光緒帝の師傅でもあった翁同龢はその日記において若干の記述を残している。翁同龢は脱走した勇が二千人であったことや、それらが山東省へと侵入し、当地の窮民を引き入れて規模を拡大したこと、結果的に周盛伝によって鎮圧されたことなどを書き記している。

鎮圧という結末は同様であっても、翁同龢による記述は李鴻章の報告とは異なっている。そのため、翁同龢は「李相の奏は則ち甚だしく輕易なり」と記している。更に「又信有りて云へらく原報は恐らく中堂の處分を担す、故に情形の説得輕し」と、天津よりの情報を引用する形で李鴻章への不信を露わにしている。

## 二 「扣餉」と「漁利」

ところで、先に李鴻章はこの事件の原因を哥老会の教唆と断じた。だが、翁同龢は異なった事情を記している。翁同龢は「天津探報を見るに、云へらく：三色旗を樹て、克扣軍餉、郷勇歸家の字様を上書し：邵莘卿の家信は則ち盛んに言へらく周統領の部下を扣餉し、往往に小店を開設して利を漁ることあれば、此の舉を醸すを致す」と、天津からの情報を引用している。「扣餉」すなわち勇の給与を将官が横領し、また、周盛伝自らが店舗を経営し不当な価格で勇に物資の購入を強いる「漁利」が、日常的に行われていたというのである。そしてこのような状況であればこそ、勇たちは「克扣軍餉、郷勇歸家（給与を横領されたので、私たちは故郷に帰る）」という旗を立てて行動を起こしたのだという。

先述の調査では李鴻章はこれらを否定している。だが、こうした横領や物資の強制購入などの盛軍の実態には、以後も弾劾が相次ぐ。まず、天津での暴動、脱走事件の翌年には、翰林院編修吳觀禮による弾劾に基づき、朝廷は李鴻章に調査を命じている。

更に、一八八二年二月にも弾劾上奏が行われた。これを受けた朝廷は李鴻章にその調査を命じる。

この弾劾では、これまでと同様に、給与の横領、米塩、野菜、タバコ、紙など日用品の不当な価格での購入の強制が挙げられている。また、些細な過失によって勇を懲戒免職にし、その分の費用が着服されていること、そして、勇たちが怨みを抱き、報復の機会を狙って

いることなども指摘されている。

その上で先述の暴動事件に触れ、「一旦有事にて、儻し桀黠の者の機に乗じて眾を煽り、禮臂して反戈せば、該提督等死するも矜れむに足らず、而れども盛字營は天津に近駐せば、必ず畿輔に震驚を致さん」とされた。ここで看過できないのは、盛軍を潜在的な脅威と見なしている点である。そして、この弾劾は周盛伝の更迭や兵権の剥奪を求めている。

この弾劾上奏に対し、李鴻章は盛軍を西洋に匹敵する軍だと称賛する一方で、弾劾の各条項については否定した。この李鴻章の上奏に対し朝廷が何らかの命令を発した形跡はなく、周盛伝及び盛軍は以後も小站に駐留することとなる<sup>46</sup>。

しかし、この二年後の一八八四年四月には再び盛軍への弾劾が行われた。

この弾劾について「有人奏す、風聞すらく現在天津にて淮軍を統帯せる湖南提督周盛傳、兵丁を盤剝し、異常なる刻苦あり。該提督の行為は跋扈なりて、李鴻章其の挾制を受くる等の語あり」と述べられている。これを受けた朝廷は、李鴻章に盛軍の調査を命じた<sup>47</sup>。

やがて李鴻章は覆奏を行う。ここでは盛軍への称賛と弾劾の各項目の否定が行われた。そして、朝廷はこれを容認した<sup>48</sup>。

こうした一連の動きは前回の弾劾におけるものと同様である。しかし、今回、朝廷は李鴻章の報告を受けながらも、左都御史錫珍や内閣学士廖壽恒といった者を盛軍の実態調査のため、独自に派遣した。これは、朝廷が李鴻章の報告に対し不信、不安を覚えたものといえ

る。

では、いったい何が朝廷の不信、不安をかきたてたのだろうか。まず、発端となった匿名による弾劾上奏を見ると、そこでは「兵丁を盤剝」したこと、すなわち周盛伝の「兵丁（勇）」に対する搾取が記されている。これは前回までの弾劾と同様である。

しかし、その後に「該提督の行為は跋扈なりて、李鴻章其の挾制を受くる」とされている。つまり、周盛伝が専横を極め、淮軍の領袖であった李鴻章でさえ、それに従わざるを得ないというのである。この点が前回までの弾劾と異なるものであった<sup>49</sup>。

当然のことながら、弾劾の各項目について否定した李鴻章は、この点も否認している。

一方で、朝廷が派遣した錫珍らによる結果報告では、横領などについては全て否定された。だが、そうした否定にも関わらず、「聞くならく該統領は資格最も深く、情形最も熟なれば、毎に軍務を縦談し、輒ち一切を睥睨す、即ひ李鴻章に謁見する時あるも、亦た往往に人の敢へて言はざる所を言ふ、人遂に驕横を以て之を目さば、原叅の指す所は因無きと爲さず」と、周盛伝の態度について論及し、弾劾にも一理があるとされた。

その上で「臣等伏して維ふに敵に臨み將を易ふるは、兵家の忌む所なり。此れ海疆有事に値たり、周盛傳久しく防營を統ぶれば、即使たひさしく過失有るも、亦た當に聖主矜全の列に在るべし」と述べら

れている。

これらから、錫珍らが周盛伝の李鴻章に対する態度を「過失」と認めていたことがわかる。だが、錫珍らは「海疆有事」という現状に鑑みて、その更迭を行わないように求めたのであった。やがて、この報告を受け、朝廷は周盛伝を慰撫する。

ここで見方を変えれば、こうした周盛伝の「過失」は平時であれば更迭に値するものだったということになる。すなわち、李鴻章でさえ制御が不可能とされた周盛伝の態度こそ、朝廷が最も警戒し、独自の調査に踏み切った理由であったと考えられるのである。

### 第三節 盛軍から定武軍へ

#### 一 盛軍の出征

朝廷の盛軍に対する警戒は次第に強まっていく。しかし、盛軍、銘軍、武毅軍などの淮軍を用いた首都の防衛体制は、清仏戦争以後も継続された。これは第一節で見た通りである。やがて、この防衛体制に決定的な変容を迫る出来事が起こる。一八九四年に勃発した日清戦争である。

一八九四年六月、朝鮮において東学党の乱が起こると、朝鮮政府はその鎮圧のため、清に出兵を要請する。これに応じて李鴻章は直隸提督葉志超と太原鎮総兵聶士成が率いる「淮練の勁旅一千五百名」を派兵した。この際に派兵された「淮練の勁旅」とは、淮軍と練軍

を指すが、その内訳は古北口と正定の直隸練軍、そして武毅軍であった。

一方、清の派兵に対し、その直後に日本も出兵し仁川に上陸した。だが、東学党の乱が日清両軍の到着を待たずに鎮圧されたため、両軍の共同撤兵を求める清とそれを拒否する日本が対立することとなる。このように日清両軍が膠着状態となる中で、牙山に駐留していた葉志超が清軍の増派を求めたものの、李鴻章は増派について明らかにすることはなかった。だが、同時期に李鴻章は淮軍の増派を検討している。その際に派遣を検討されたのが盛軍であった。

やがて、七月一四日にいわゆる第二次絶交書が日本側より提示されると、朝廷は李鴻章に戦争の準備を指示する。これに基づき李鴻章は盛軍の派兵に踏み切った。

衛汝貴に率いられ朝鮮に赴いた盛軍はおよそ六〇〇〇〜七〇〇〇名とされた。その規模から、この派兵に際し、盛軍の大半が動員されたものと考えられる。しかし、豊島沖の海戦、成歙、牙山の役など、朝鮮における一連の戦闘で清軍は敗北を続けた。そして清軍は北上して平壤へと集結する。この状況下で李鴻章は平壤の北、安州に銘軍四〇〇〇名を派遣した。こうして武毅軍、盛軍、銘軍といった淮軍の中核を成した軍は、全て朝鮮へと派兵されたのである。

#### 二 定武軍の成立

盛軍が朝鮮へと派兵されたため、天津は、李鴻章が「此の時津防は

空虚」だと述べる状況となった<sup>60</sup>。この「空虚」化は小站や馬廠も同様である。このような中で盛軍に代わり小站、馬廠に駐留して「津防」を担う軍が新たに編成された。定武軍である。

定武軍の編成は、当時北洋海軍にあったドイツ陸軍軍人ハネケン (Konstantin von Hanneken) の建議に端を発する<sup>61</sup>。平壤が陥落して日本軍の鴨緑江渡河を目前にした一八九四年一〇月二三日に、総理衙門は「面詢の事件」があるとして、ハネケン在北京に呼び出す<sup>62</sup>。総理衙門はハネケンに対し日本軍に勝利するための方策を問うた。そこでハネケンは三カ条からなる対策を具申ししたが、その一つに、兵数が十万人の新たな軍の編成があった。これは北京防衛の観点から述べられたものであったが、総理衙門は「皆竅要に中る」として、その詳細を提示するよう求める<sup>63</sup>。

この要請に応え、ハネケンは自らの構想を列挙した書簡を総理衙門に提出した<sup>64</sup>。ここでは新たな軍（陸路新軍）の編成について、兵の雇用と将官の登用、教官として西洋人の招聘、武器と軍需物資の購入が挙げられている。また、

計るに陸軍の應に練すべき戦兵は十萬人なりて、前後に兩隊を分作し、軍制は悉く德國の良法に照らし、統帥を一にして之を主らしめ、其の號令を一にし、其の軍械を一にし、其の陣法を一にす。謹みて按ずるに大清開國の初め、將勇ましく兵強し、其の功效は一人の號令を聽くに在らば、意見の分無く、用ひて能く敵に克ち果を致し、寰宇を統一す。今倭人を禦し、國勢を強くせんと欲さば、天子 身は行間に在る能はざると雖も、然れども

必ず須らく一親藩に代行を命じ、各統將をして奉令惟謹せしむるべし。親藩恐らくは未だ西法を周知せず、是を以て大帥は一洋員を用ひて之が軍師と爲し、各營の統將も亦た各の一洋員を延きて之が教習と爲し、幫同辦事す。

と述べられている<sup>65</sup>。ここで看過できないのは「陸路新軍」における指揮の所在が明確に述べられた点である。つまり、「陸路新軍」は皇帝や「一親藩」が直接に指揮するものとされたのであった。この点について、後にハネケンは「陸路新軍」を「御林軍」、すなわち朝廷に直属する近衛部隊であったと述懐している<sup>66</sup>。

このハネケンの構想は、光緒帝とその師傅、戸部尚書翁同龢により強く支持される。そして「陸路新軍」の編成が検討される場となったのが、翁同龢もその構成員である朝廷内の機関、督辦軍務処であった。また、その実務をハネケンと共に担ったのは、当時、天津にいた广西按察使胡燏棻である。ハネケンと共に実務を担うよう胡燏棻に指示した上諭では、天津において糧台（東征糧台）を設置、管理することも命じている<sup>67</sup>。

この東征糧台とは日清戦争における兵站を一元的に管理しようとしたものである。設置に際しては胡燏棻が資金について戸部に指示を仰ぐなど、東征糧台は朝廷の監督下にあったものと考えられる<sup>68</sup>。ハネケンの構想では、「陸路新軍」の経費はこの東征糧台よりの支出とされていた<sup>69</sup>。また、その編成の最中には、胡燏棻が「一に成營を経れば、隨時稟もて督辦王大臣の核奪を請ひて遵辦せん」と述べており、督辦軍務処による管轄、指揮が想定されていた<sup>70</sup>。これらは、



先にハネケンが「陸路新軍」を朝廷に直属するとした考えに符合するものであった。

また、胡燏棻はハネケンと相談し、即座に十万の兵員を集めることは不可能だとし、まずは三万人を目標として兵員を募ることとした。これらの兵員は、山東省、河南省、長城以北の朝陽、そして北京から天津にかけての地域で募られていく<sup>170</sup>。

だが、このように実務を担っていた胡燏棻や、督辦軍務処の構成員であった榮祿などは「陸路新軍」に対し異を唱えた。これは、十万の兵と西洋人二〇〇〇人を雇用するための経費として、およそ四〇〇〇万兩をハネケンが求めたこと、そしてハネケンや「陸路新軍」内の西洋人が兵権を掌握することへの恐れといった観点から行われたものであった<sup>171</sup>。

やがて一二月初旬には、アメリカによる仲介や日本との講和のため、元駐米公使前張蔭桓が召喚され、光緒帝より謁見を命じられた。そこで光緒帝はハネケンの「陸路新軍」構想について、張蔭桓に意見を求めた。この後に張蔭桓は天津で李鴻章と面会、相談し、ハネケンが御し難い人物であることや、教練のために兵権を付与することへの警戒を深める。そして、一月一日に張蔭桓は光緒帝に改めて謁見し、上述のような天津での見聞を述べた。その際に光緒帝は「領いたという。また、督辦軍務処の首班であった恭親王も張蔭桓や榮祿と同様に反対の意向であったことから、一九日には「陸路新軍」の編成を停止する旨の上奏が督辦軍務処によって行われた<sup>172</sup>。

督辦軍務処による上奏では「洋隊は應に暫く停辦を行ひ、經費を

留めて購置械の用と爲すべし」と述べられている<sup>173</sup>。こうして、ハネケンの構想した「陸路新軍」の編成は中止され、その経費は軍需物資の購入に転用されることとなった。

ハネケンは免職されたものの、上述のように当時進められていた兵員の雇用は胡燏棻の下で継続された。そして規模を縮小して新たな軍が編成された。これが定武軍である。

定武軍は一八九四年中には三營が編成されていたが、胡燏棻はその規模を一万人とすることを想定していたようである。一八九五年一月には胡燏棻に対し、まず十營、五〇〇〇人とするよう規模の拡充が命じられている<sup>174</sup>。その際には督辦軍務処が指示を行っていることから、定武軍は依然として督辦軍務処の管轄下にあったものと考えられる。また、定武軍の費用は東征糧台より支出されている<sup>175</sup>。これらに鑑みると、定武軍も「陸路新軍」と同様に朝廷に直属する「御林軍」としての性格を有していたこととなる。

このような定武軍が設立され、駐留したのが天津、そして馬廠、小站であった。当初は馬廠に駐留していたようだが、その規模を拡大していく中で馬廠が手狭となったことから、一八九五年十月には小站へと移駐している<sup>176</sup>。

おわりに

一八七〇年以降、直隸省では日本の台湾出兵、イリ問題や清仏戦争などによって淮軍の駐留地が拡大する。しかし、それは大体にお

いて沿岸地域に限定されたものであった。一方で、モンゴルや熱河などにおける土匪の鎮圧、また直隸省内での「鹽匪」の鎮圧には、主に直隸練軍が動員されている。このように見ると、一八六〇年代より採られた、重層的な首都の防衛体制は依然として継続していたものと考えられる。

そして、この防衛体制における淮軍の中核は盛軍であった。同じく淮軍であった武毅軍や銘軍などは削減や駐留地の変更が行われたが、盛軍は一八七〇年以降、一貫して天津南方の小站、馬廠に駐留した。更に、その規模は淮軍の中でも最大であった。まさしく、李鴻章が周盛波について「防海以來、部する所は淮軍最大の軍爲り」と述べた通りである。同時に、これは小站、馬廠といった地域の重要性を示すものに他ならない。

このような盛軍であったが、その規律の乱れは次第に夥しいものとなっていく。そして、一八八四年には淮軍の領袖、李鴻章でさえ制御ができなくなったとの情報が朝廷に齎される。ここに至り朝廷は従来の態度を変え、自ら盛軍の調査を行う。従来は盛軍をはじめとした淮軍に対し、警戒を抱きつつもその動向については李鴻章に一任していた。しかし、当時は清仏戦争という有事であったため、朝廷は盛軍への処分を行うことはなかったが、こうした朝廷の態度の変化は看過されるべきではない。督撫直属の勇営に対し、朝廷は認識をより硬化させていったものと考えられるのである。

やがて勃発した日清戦争では、武毅軍、銘軍、盛軍、そして直隸練軍などが動員される。朝鮮において盛軍は略奪などを行い、その規

律の乱れを李鴻章は数度に亘り戒めている。このような盛軍を始めとした淮軍の規律については朝廷も懸念を示し、李鴻章に軍規の徹底を命じている。

一方、日清戦争さなかの天津では定武軍が編成されていた。その駐留地は盛軍と同様の小站、馬廠であった。しかし、定武軍は盛軍と異なり、朝廷に直属する軍であった。また、定武軍は神機營や直隸練軍とも異なる。その兵員は八旗や綠營からの抽出ではなく、主に直隸省北部などで募られた者であった。いわば、定武軍は朝廷に直属する勇営であったともいえよう。

小站、馬廠を舞台とした、李鴻章を領袖とする盛軍から朝廷に直属する定武軍への交代からは、これまで本稿で論じてきた首都防衛体制の動揺が看取できるだろう。そして、この動揺を齎したものが、先述した朝廷の認識の硬化であった。

「陸路新軍」の構想の下、朝廷が自身に直属する軍を編成していた中の一八九四年一月末には、翁同龢が西太后に謁見した際に「兵事を論じ、李相の貽誤を斥す、而して深く淮軍の馭し難きを慮り、以て暫く動かすべからずと爲す。礼邸、高陽頗や此の論に賛ず」との状況があったという。西太后の面前で、翁同龢は淮軍を制御できないといった警戒を吐露し、礼親王や李鴻藻といった者たちも同意を示したというのである。西太后がこれに対し如何なる姿勢であったか、翁同龢は記していない。だが、日清戦争の最中に、西太后の面前で淮軍がどのように論じられたということは、首都防衛体制における淮軍の位置づけの変化を端的に示すものであった。

「岡本、前掲『李鴻章』一六六頁。同、前掲「清末の対外体制と対外関係」。

②波多野、前掲書、七八〜八五頁。王爾敏、前掲『淮軍志』三五四〜三六一頁。羅爾綱、前掲『淮軍志』七二〜七七頁。Spector, *op. cit.*, pp. 140-151.

③王紅梅「胡燏棻と晚清軍制改革」『安徽理工大学学報(社会科学版)』第六卷第四期、二〇〇四年。王浩「胡燏棻と甲午新軍計画探微」『巢湖学院学報』第一八卷第四期(総第一三九期)、二〇一六年。馬忠文『榮祿と晚清政局』社会科学文献出版社、二〇一六年、一〇五〜一〇六頁。

④『清史稿』卷四一六列伝二〇三周盛波伝。

⑤盛軍に関しては、小野信爾「淮軍の基本的性格をめぐって―清末農民戦争の一側面―」『歴史学研究』二四五号、一九六〇年。同「李鴻章の登場―淮軍の成立をめぐって―」『東洋史研究』第一六卷第二号、一九五七年。

⑥北洋大臣とは、従来の三口通商大臣を改変したものである。李鴻章が北洋大臣を兼務する過程や三口通商大臣からの改変については、荻惠里子「北洋大臣の設立―一八六〇年代の総理衙門と地方大官―」京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告『近現代中国における社会経済制度の再編』二〇一六年を参照。

⑦張華騰『北洋集團崛起研究(一八九五―一九一一)』中華書局、二〇〇九年、一頁。星加美沙子「清末北洋における兵員徵募と学兵」陸

軍第二・四鎮を中心に」『人間文化創成科学論叢』二〇一七年、一〇三頁。

⑧『籌辦夷務始末(同治朝)』卷七八、同治九年一〇月壬子条、廷寄。「…而現在情形、則天津洋務海防、較之保定省防、關繫尤重：海防緊要、尤須統籌全局、選將練兵、大加整頓」。

⑨天津は北京に近く、東は渤海、北は山海関に通じる地域であった。そのため、近代以前の天津は「首都を衛る軍事拠点」「天子・天下のまもり」という役割を持っていた(天津地域史研究会編『天津史―再生する都市のトポロジー』東方書店、一九九九年、一〇〜一一頁)。

⑩『周武壯公遺書』卷首「年譜(原名磨盾紀實)」(以下、周年譜)同治一二年癸酉条。尚、当時の盛軍は景州や滄州より北上しており、天津の南方、青県と静海の境にある馬廠に駐留していた(『李文忠公全集』奏稿卷二〇「覆陳畿輔邊防摺」同治一一年二月初五日。『周年譜』同治一〇年辛未条)。

⑪『李文忠公全集』奏稿卷二三「派隊航海防臺摺」同治一三年六月初一〇日。尚、当時の銘軍では、「西征」の間に劉銘伝が病を得たこともあり、その指揮は劉銘伝の一族である劉盛藻、劉盛休が行っていた(波多野、前掲書、七八〜七九頁。羅、前掲『淮軍志』、七三〜七四頁)。

⑫『周年譜』光緒元年乙亥条。周盛伝原著 劉景周整理『周武壯公遺書(上)』天津古籍出版社、二〇一七年に収録の郭鴻林「整理本序」。後藤岩奈「天津の文化、及びその背景を知るための基礎的研究(二)」

『国際地域研究論集』第五号、二〇一四年、二三二頁。

18 『李文忠公全集』奏稿卷二六「津郡新城竣工摺」光緒元年一二月一八日。

19 『李文忠公全集』奏稿卷二五「周盛傳陳濟清互調片」光緒元年六月二十九日。ここでも李鴻章は、その役割について「籌辦海防、拱衛畿輔」と述べている。

20 『李文忠公全集』奏稿卷三二「淮軍裁勇就餉摺」光緒四年八月一八日。『周年譜』光緒四年戊寅条。

21 イリ問題については坂野、前掲『近代中国政治外交史』、三二五～三三二頁。『徳宗實録』卷一〇八、五～六頁、光緒六年正月己丑条。

22 『李文忠公全集』奏稿卷三六「遵旨密籌防務摺」光緒六年三月初一日、卷三九「籌辦察哈爾防餉摺」光緒六年一二月一日。

23 これは、毅軍を指揮していた郭松林が移駐の最中で死去したことによるものである。郭松林は移駐に際して直隸提督に任命されていたため、李長樂がその官職と武毅軍を引き継いだこととなる（波多野、前掲書、七九～八〇頁）。

24 『李文忠公全集』奏稿卷四二「淮軍軍需報銷摺」光緒七年一二月二〇日。波多野、前掲書、八〇頁。尚、以後の淮軍の決算報告書である「淮軍（軍需）報銷」では、北洋淮軍の総数が示されるものの、そこに蘆台の武毅軍は加算されていない。これは武毅軍が直隸省に移動した後も、その軍費が湖北省より出されていたことによる。そのため、本稿では「淮軍（軍需）報銷」に示された数字に武毅軍の数を加算した。湖北省から武毅軍への軍費の支給が停止されたのは一八

八八年からで、以後は武毅軍も「淮軍（軍需）報銷」中に記載されることとなる（『李文忠公全集』奏稿卷六〇「湖北調防兩營由直籌餉摺」光緒十三年一〇月一三日を参照）。

25 『李文忠公全集』奏稿卷四八「淮軍報銷摺」光緒九年一〇月二十九日、奏稿卷五一「淮軍報銷摺」光緒一〇年一十二月初一日。尚、一八八二年の淮軍の分布については「：分防直隸、保定、天津、北塘、正定、滄州等處」とされている。いずれも沿海地域や直隸省南部である。

26 『周年譜』光緒九年癸未条では「：三月：是時法事漸警、越南已有戰事。五月傳相奉旨經略越南事宜、余上書力請率隊從征、乃不果行、因益講求操練、以備不虞。八月復將前裁槍隊八營之二成隊伍、一律補足、飭衛總兵汝成前往徐穎一帶招募、十月杪成軍」とあり、この補充は当時のベトナムにおけるフランスの動きに備えたものであったことがわかる。また、この補充については「淮軍盛字步隊八營、前於光緒三、四年間抽裁正勇二成、以節餉項。：當於九月間飭派記名總兵衛汝成前赴南省、陸續募足。該八營二成勇丁七百八十四名：」とも李鴻章は述べている。歩隊と槍隊など若干の異同があるものの、ここから、補充された勇の数などがわかる（『李鴻章全集』奏議一〇、安徽教育出版社、二〇〇八年、G10-03-020「盛軍添勇增餉片」光緒一〇年三月一七日）。尚、衛汝成は衛汝貴の弟。

27 清仏戦争の経過については坂野、前掲『近代中国政治外交史』三四七～三六六頁を参照。

28 『李文忠公全集』奏稿卷五〇「力籌戰備摺」光緒一〇年閏五月一三日、卷五一「遵呈海防圖說摺」光緒一〇年七月二三日。

『李文忠公全集』奏稿卷五〇「覆陳後路布置片」光緒一〇年閏五月一三日。

『李文忠公全集』奏稿卷五〇「覆陳後路布置片」光緒一〇年閏五月一三日。  
『李文忠公全集』奏稿卷五〇「覆陳後路布置片」光緒一〇年閏五月一三日。  
「…大沽守將爲副將羅榮光、後路以湖南提督周盛傳盛字等營爲接應。北塘守將爲署廣西提督唐仁廉、後路以直隸提督李長樂武毅等營爲接應。山海關：守將爲廣東水師提督曹克忠・正定鎮總兵葉志超、其後路撫甯・永平一帶、以記名提督劉盛休銘字馬步十一營爲接應」（前掲「遵呈海防圖說摺」）。ここで挙げられた中では、羅榮光、唐仁廉、葉志超が淮軍將官であり、曹克忠は湘軍の出身であった。しかし、當時、彼らが率いていたのはその多くが練軍などであった（王爾敏、前掲『淮軍志』一五八、一七五、一七七、一八〇頁。波多野、前掲書、八二〜八三頁）。

『李文忠公全集』卷五五「裁遣新營停領部餉摺」光緒一一年一月二一日で示された、北洋の各勇營における増強は以下の通り「計廣東水師提督曹克忠新募津勝六營一哨駐山海關、四川提督宋慶添募毅左四營駐旅順口、署湖南提督周盛波添募盛字十營與總兵徐邦道添募拱衛兩營、分扼津沽海要地、廣東陸路提督唐仁廉添募仁字副營一營駐北塘口北岸、吳大澂添募綏字等三營駐樂亭洋河口、以上共新募步隊二十六營一哨。この内の淮軍に関するものは「…添募津勝、盛、仁、拱衛新軍共十九營」とされている（『李文忠公全集』奏稿卷五五「淮軍報銷摺」光緒一一年一月一三日）。

『李文忠公全集』奏稿卷五一「請飭周盛波募勇來津片」光緒一〇年七月初五日、卷五一「新募盛軍到津摺」光緒一〇年九月二十四日。『周年譜』光緒一〇年甲申条に「七月、添募新軍十營、以厚兵力、奏由四

兄統領。時四兄尚在籍奉親、爰飭各管帶分赴徐穎歸汝等處招募、并飭分辦軍食器械旂幟號褂棉衣等件、維日不足。至八月杪成軍、會同老軍、逐日操練」。また「徐穎歸汝」について、「徐穎」は本文でも述べたように徐州、穎州を指す。「歸汝」に関して、詳細は不明なもの、淮北という李鴻章の言葉より見るならば、河南省歸德府及び汝州を指すものと考えられる。

前掲注二六「淮軍報銷摺」。尚、この史料では、増強されなかった淮軍について「…淮軍分駐直隸沿海各口要地並奉天、旅順口、共原部馬步水師四十營」としている。これについては「淮軍原有馬步隊及舢板礮船計四十七營十六哨四十二棚、其官弁兵勇二萬四千餘人」とも述べられている（『李文忠公全集』奏稿卷五四「議覆開源節流摺」光緒一一年六月一日、「覆陳直省出入款項摺」光緒一一年七月初八日。また、波多野、前掲書、八二〜八四頁を参照）。王爾敏氏は「有原駐北洋馬步水師四十營、及由湖北供餉的武毅軍馬隊二營、分駐朝鮮及旅順口的慶軍六營。新成軍者、則有改編護軍一營、添募新軍九營。合計北洋共有淮軍六十七營」とする（王爾敏、前掲『淮軍志』三五九〜三六〇頁）。これでは合計したいが六七營にならず、武毅軍や増強の淮軍を見誤ったものと考えられる。このように、淮軍の実数については確定が困難なもの、さしあたり、本文で述べたように増強の前が四〇營で、一九營の増強が行われたものと考えたい。

『德宗實錄』卷一九九、二二頁、光緒一〇年二月乙酉条。

『李文忠公全集』奏稿卷五三「周盛波總統前敵摺」光緒一一年正月一八日。『德宗實錄』卷二〇二、三頁、光緒一一年正月庚申条。

※ 前掲注二六「裁遣新營停領部餉摺」。この史料によると、朝廷は削減にされた分の費用を北京にある八旗の費用に充てようとしていたようである。『李集』巻五七「酌裁湖北武毅軍摺」光緒一二年四月初一〇日。この武毅軍の経費が、この後に直隸省より支給されることについては前掲注一九「湖北調防兩營由直籌餉摺」。

※ 『李文忠公全集』奏稿卷五四「周盛傳請卹摺」光緒一一年七月初六日。『德宗實錄』卷二六〇、九頁、光緒一四年一〇月甲午條。

※ 『李文忠公全集』奏稿卷七一「衛汝貴丁憂留營摺」光緒一七年二月二六日。衛汝貴、賈起勝ともに盛軍が組織された頃からその中にあった者たちである。また、衛汝貴は周盛波、周盛伝の祖母、衛氏の一族であったと考えられている（小野、前掲「淮軍の基本的性格をめぐって」三一〜三二頁）。

※ 『德宗實錄』卷二七七、六、一一頁、光緒一五年一月甲子、丁卯條。葉志超は淮軍でも銘軍の出身であった。伝記は『清史稿』卷四六二列伝二四九。

※ この銘軍の移駐は、清仏戦争後に新設された海軍衙門の要請によるものであった（『李文忠公全集』奏原卷五九「威海大連灣籌撥防款片」光緒一三年三月二六日。海軍衙門については第四章を参照）。

※ この暴動事件について、小野、前掲「淮軍の基本的性格をめぐって」三七頁では、盛軍の勇の窮乏や将官の苛斂誅求の事例として簡単に触れられている。

※ 中央研究院近代史研究所檔案館蔵、外交部門「據天津領事稱小站兵勇肆殺焚掠情事希示知由」01-16-082-01-001。

※ 『李鴻章全集』信函四、安徽教育出版社、二〇〇八年、G3-01-004「復總署 津郡嘩擾已平定」光緒三年正月初一〇日。

※ 『李文忠公全集』奏稿卷二九「剿平煽勇滋事之會匪摺」光緒三年正月一六日。「竊臣於正月初六日接據總統盛仁各營天津鎮總兵周盛傳稟稱、該處有哥老會匪、趁新年停操潛煽營勇入會、經該鎮查知、即於初一日拏獲匪首何松桂一名、正在訊辦間、忽於初三夜定更後、聞營外譁擾、中軍前營・前軍右營勇丁有越牆應之者、當飭各營堅壁勿動、該會匪潰勇等乘夜燒掠營外買賣街、向西南逃去、該鎮慮其逸脫滋蔓、當夜親督馬步隊跟蹤追剿、不令貽害他處等情。臣接閱此信、即派署通永鎮總兵吳殿元・營務處山東候補道吳秉權、馳往該營駐紮之小站地方、查詢確情去後。旋接周盛傳稟稱、自初三夜開督隊跟追、黎明該匪見馬步隊緊躡、其後不敢徑趨大道、折向濱海狂奔、喘息不停、沿途未入村鎮肆擾。該鎮窮一日之力、疾馳百五十餘里、追至滄州・鹽山交界地方、逾兩減河、將會匪潰勇捕斬擒獲、盡數殲除、始行收隊、於初五日回營鎮撫等情。又據駐防滄州提督丁德昌・分防鹽山副將張遠富稟報、竄匪剿盡、地方安靜、情形大略相同。復據吳殿元・吳秉權查明稟覆、委因該營查獲、會匪頭目餘黨懼搜捕窮治、倉卒勾勇逃逸、閱時一晝、立即殄平。該鎮道等復親詣各營察看、營牆礮械等件均無損失、惟查點中軍前營・前軍右營勇數、各失去百餘名、買賣街門面房屋數處被火、其餘按堵如常、日來照舊操練等語。又據周盛傳連日訊取擒獲各供、並所獲會匪號記錦囊等件呈送前來、臣查哥老會匪近年分散各省、以同財結義爲名、入會者各給寸布爲記、間有混入營伍者、淮軍勇丁向因稽查嚴

密、尚無入會情弊、此次該營倉卒譁擾、固由停操度歲、營門出入稽查稍鬆、會匪潛伏買賣街、致被勾誘、而中軍前營・前軍右營勇丁逃失、遂至百餘名之多、該兩營營官事前不能覺察、臨時不能禁止、實屬駕馭無方、業由周盛傳撤去管帶差使、相應請旨將中軍前營營官提督銜記名總兵姚禮士・前軍右營營官記名提督張九林均即革職、以示懲儆。周盛傳總統全軍、未能隨時查察、亦有應得之咎、惟該鎮平日馭軍嚴整、去年秋冬、因用心過度、遽患咯血、曾經請假離營、臣以將才難得、勸令在營休養、數月以來、勢難處處督查、致有疏虞、尚幸追剿迅速、僅一晝夜間竟能捕獲淨盡、未致滋擾貽患、功過尚足相抵。近聞日斯巴尼亞國屢有謠傳、該營爲海防大枝勁旅、操演西洋鎗礮均就嫻熟、此次小失既未搖惑大隊、擬請寬免該鎮處分、令其勤督操練、以備緩急、而觀後效」。

この情報は、北京にあった総稅務司ハートから齎されたものであった。結果的に武力行使はなされず、清が撫恤銀を支払うことで決着した(『德宗實錄』卷四五、八〇九、一一頁、光緒二年一二月戊申条、辛亥条、卷六〇、一一頁、光緒三年一〇月丁酉条)。

『德宗實錄』卷四六、一〇、一一頁、光緒三年正月癸酉条、甲戌条。

『李文忠公全集』奏稿卷二九「覆陳盛軍潰勇情形片」光緒三年正月二一日。

『翁同龢日記』光緒三年正月初一〇日条、一一日条。これらの記述によると、翁同龢がその第一報を得たのは總理衙門と同様に森有礼からであったが、その後「天津探報」「又有信云」「邵莘卿家信」

などであるように、天津より絶えず情報を収集していたものと考えられる。

『翁同龢日記』光緒三年正月一九日条「卯正一刻入对于西暖閣、次及天津散勇事。天津小站之兵乃開屯戍守者也、以辛苦賠墊、本多怨言。正月三日統帶姚士礼因聞怨言、斬爲首一人、眾遂反、共四營、兩營未動。次日南趨、周盛傳追之、善言招撫、幾爲所戕、此天津人信也。李相奏則甚輕易、以爲變者二百餘人、傳得三十五人、餘眾已歸伍、併言姚某管帶不嚴、擬懲辦、然則未被戕也」、二一日条「見天津探報、云于初八日竄入山東樂陵境、裹飢民三千餘人、樹三色旗、上書克扣軍餉、鄉勇歸家字樣、沿途不免搶掠。又有信云原報恐中堂担處分、故情形說得輕。又云續潰之勇、經周統帥截殺。邵莘卿家信則盛言周統領之扣餉部下、往往開設小店漁利、致釀此舉、共約二千餘人、過鹽山・蒲臺・霑化南」。また、正月一九日条からは、翁同龢が光緒帝との会話の中でこの事件に言及していたことがわかる。

前掲注四四『翁同龢日記』光緒三年正月二一日条。本史料中の邵莘卿とは邵王會(王會)を指し、医者であったようである。彼は当時、翁同龢から李鴻章宛の書簡を携えて天津に滞在していた(『翁同龢日記』光緒二年一〇月一八日条、一二月二二日条)。

『德宗實錄』卷七三、六頁、光緒四年五月甲寅条。

『德宗實錄』卷一四一、一〇頁、光緒七年一二月壬午条。尚、この弾劾を行った人物については、『德宗實錄』では「有人」とあるのみで、具体的な人物名は明らかにされていない。『李鴻章全集』奏議一〇、G801-033「附 周盛傳等准軍將領刻待勇丁片」。「再、准軍勇苦

將驕日甚一日、而統將周盛傳、盛波兄弟所部盛字營勇剋扣之苦、尤異尋常。凡營中米鹽蔬菜煙草紙張日用之物、悉由該統領轉販而來、飭營官派分各棚、貴逾時價。勇丁除領受貨物外、不能支取分文、甚或假小故責革出營、乾沒其應領之物。勇丁艱苦特甚、含怒蓄怨、羣思得而甘心。此外如提督吳長慶、唐定奎等諸軍刻待勇丁、視以爲例、分駐江南一帶、鼓噪時聞、故往歲天津唾潰數營。上年督臣李鴻章調吳長慶所部移駐山東、行至清江一哄而散、旋經召募、始克成軍。眾心畔離、于此可見。幸賴國家之福、軍士僅散而思歸。一旦有事、儻桀黠者乘機煽眾禮臂而反戈、該提督等死不足矜、而盛字營近駐天津、必致震驚畿輔。臣查周盛傳兄弟本係無賴匪徒、位至大僚、罔知感服。聞其謁見督臣時形跋扈、李鴻章念往日勞績、優容而羈縻之。然獷悍性成、何嘗心存忠敬、若任其剋削、遇激而變、悔何可追。可否請旨密飭李鴻章不動聲色、選換誠篤將領、撫綏士卒、以固軍心。儻宸衷垂念周盛傳等曾著微勞、或調駐遠省地方、示之寵榮而解其兵柄、似于海防大局裨益良多。臣身歷行陣、習知士卒具有天良、但使賞嚴罰信、予以應得之恩、真有令赴湯蹈火而辭者。若如周盛傳等肥私剝下、彼方視將如仇、用之臨時、詎能得其死力。以有用之餉需飽悍將而蓄怨卒、臣固不徒爲國家經費惜也。曲突徙薪、慮誠迂緩。然既有聞見、何敢不披瀝言之。謹附片具陳、伏乞聖鑒。謹奏」。

⑧ 『李文忠公全集』奏稿卷四三「查覆盛慶兩軍摺」光緒八年正月二十五日。

⑨ 『德宗實錄』卷一八〇、一四頁、光緒一〇年三月庚子條。「有人奏、風聞現在天津統帶淮軍之湖南提督周盛傳、盤剝兵丁、異常刻苦、該提

督行為跋扈、李鴻章受其挾制等語」。

⑩ 『德宗實錄』卷一八一、九頁、光緒一〇年四月庚戌條。『李文忠公全集』奏稿卷四九「覆奏周盛傳參款片」光緒一〇年四月初四日。

⑪ このような周盛傳の態度は、以前の弾劾においても指摘されている。だが、そこでは「聞其謁見督臣時形跋扈、李鴻章念往日勞績、優容而羈縻之」との指摘にとどまっている。すなわち、周盛傳は專横ではあるが、依然として李鴻章の指示には従っているという（前掲注四七「附 周盛傳等淮軍將領刻待勇丁片」）。

⑫ 『李鴻章全集』奏議一〇、G10-04-003「附 錫珍廖壽恒奏查明周盛傳被參各節摺」。奏爲查明淮軍統領被參各節、據實復陳、仰祈聖鑒事。竊臣等先後奉旨確查事件、已於六月初二日將辦理情形奏明在案。

伏查淮軍統領周盛傳被參一案、臣等細閱原摺、內稱其人本無戰功、特席其兄周盛波地望、兼與李鴻章同鄉瓜葛、委用獨專。該統領驕逸貪橫、其部下散勇則屯耕辛苦、餉銀輒剋扣多端、其將弁各有室家、妻妾滿前、習成驕惰、其所築新城礮臺甚不如式各等語。臣等到津後、即經隨處留心察訪、僉稱周盛傳係李鴻章同鄉舊部、並無瓜葛姻親。：臣等因閱視海口、親歷該統領所駐之小站地方察看。該軍礮械精良、隊伍整肅、各營分布百餘里、溝渠灌注、畫界屯耕。聞其創辦之初、關土開河及一切經費、均由該軍墊辦、每營抽撥正勇、輪番開墾。該統領以兵法部勒、不免督工過嚴。嗣後力穡有秋、隨時分給米谷、營勇亦遂不以爲苦。：此盛軍屯防之實在情形也。至剋扣餉銀一節：並無格外剋扣情事。：所參習成惰逸、妻妾滿前、委無其事。此盛軍餉章營規尚無貪縱之一切情形也。：臣等接見該統領時、詰以戰備是否足恃、則力以陸路



爲己任、所論敵隊抄擊援應之法、亦皆曉暢。目前津海防營咸推盛軍爲最、殆非偶然。聞該統領資格最深、情形最熟、每縱談軍務、輒睥睨一切、即謁見李鴻章時、亦往往言人所不敢言、人遂以驕橫目之、原參所指不爲無因。：臣等伏維臨敵易將、兵家所忌。值此海疆有事、周盛傳久統防營、即使小有過失、亦當在聖主矜全之列。：。

②この「海疆有事」とは、本文でも述べた、清仏戦争によるフランス艦隊の北上を指すものと思われる。『德宗實錄』卷一八五、一二頁、光緒一〇年閏五月癸丑条を参照。

③『德宗實錄』卷一八八、一八〇一九頁、光緒一〇年六月壬寅条。

④顧廷龍 葉臣廉主編『李鴻章全集』(二)電稿二(以下、李全集二)』上海人民出版社、一九八六年、六八四頁「寄譯署」五月初一日辰刻。

⑤田保橋潔『日清戦役外交史の研究』刀江書院、一九五一年、九二〇九三頁によると、これらの合計は二四〇〇名となり、先の李鴻章の述べた人数とは符合しない。だが、これらの軍は以後も増派されており、最終的には二五〇〇名となっている(『李全集二』七一八〇七一九頁「復譯署」光緒二〇年五月二〇日辰刻)。

⑥この日清戦争の経過については、坂野、前掲『近代中国政治外交史』第一章を適宜参照した。

⑦『李全集二』七二四〇七二五頁「葉軍門來電」光緒二〇年五月二二日申刻、「復葉軍門」光緒二〇年五月二二日申刻。

⑧『李全集二』七二二頁「寄葉軍門」光緒二〇年五月一七日巳刻、七六二頁「寄旅順宋軍門龔道」光緒二〇年六月初七日巳刻。

⑨田保橋、前掲書、三〇〇頁。『德宗實錄』卷三四二、一二頁、光緒

二〇年六月丁巳条。『李全集』七七六頁「寄朝鮮成歡交葉軍門」光緒二〇年六月一三日辰刻、七七九頁「寄瀋陽裕並左統領」光緒二〇年六月一四日辰刻。

⑩『李全集二』七八〇頁「寄威海戴統領等」光緒二〇年六月一四日午刻、七八一頁「遞朝鮮成歡葉軍門」光緒二〇年六月一四日午刻。その実数は六三〇〇名であったようである(『李全集二』七八四頁「寄小站衛統領」光緒二〇年六月一五日午刻)。また、これ以降も呂本元の馬隊が増派され、更には衛汝貴の弟、衛汝成が天津で勇を募って朝鮮に向かうなど、盛軍はほぼ全軍を挙げて動員されたものと考えられる(『李全集二』八三九頁「復譯署」光緒二〇年七月初二日巳刻、八八八頁「寄平壤盛軍衛統領」光緒二〇年七月一六日午刻、九四四〇九四五頁「寄譯署」光緒二〇年八月初二日卯刻、九七三頁「呂統領來電」光緒二〇年八月一日未刻などを参照)。

⑪『李全集二』九六五頁「寄金州銘軍劉統領」光緒二〇年八月初九日巳刻。

⑫朝鮮、満洲に赴いた清軍は合計七〇營余りだったが、その中で淮軍は三九營であった。また、盛軍は一八營、銘軍が一二營であったという(羅、前掲『淮軍志』八四頁)。ここからも、盛軍、銘軍ではほとんど全軍に近い規模の動員であったことがわかる。

⑬『李全集二』八八三〇八八四頁「寄譯署」光緒二〇年七月一四日酉刻。

⑭ハネケンの伝記に関しては馬昌華主編『淮系集団与近代中国 淮系人物列伝―文職・北洋海軍・洋員』黄山書社、一九九五年、四〇四

く四〇六頁を参照。これより先、ハネケン(高陞号)は豊島沖海戦において撃沈された高陞号に乗船していた。そして以後も「總兵衛北洋海軍總查」として北洋海軍旗艦定遠に乗船していたという(田保橋、前掲書、三一四〜三一七、三四四頁)。

③ 『徳宗實録』卷三五〇、八頁、光緒二〇年九月戊戌条。總理衙門が特にハネケンを指名した理由について詳細は不明だが、これより四日前には「諭軍機大臣等。洋員漢納根在北洋當差有年、若令統帶師船出洋攻剿、是否相宜、並應如何重其職任授以實官之處、均著李鴻章妥籌具奏」との上諭が發せられている(朱壽朋編 張靜廬等校點『光緒朝東華錄』中華書局、一九五八年、総三四七七頁、光緒二〇年九月甲午条)。ここから指揮官への登用を念頭に置いたものであったと考えられる。

④ 『清光緒朝中日交渉史料(以下、中日交渉)』卷二三(一八六六)軍機處奏錄呈總理各國事務衙門與漢納根問答節略「(一八六六)附件一 總理各國事務衙門與漢納根問答節略」光緒二〇年一〇月初一日。

⑤ 『中日交渉』卷二三(一八七六)軍機處奏錄呈洋員漢納根條陳節略片「(一八七六)附件一 漢納根條陳節略」光緒二〇年一〇月初三日。

⑥ 前掲「(一八七六)附件一 漢納根條陳節略」。「計陸軍應練戰兵十萬人、前後分作兩隊、軍制悉照德國良法、一統帥主之、一其號令、一其軍械、一其陣法。謹按大清開國之初、將勇兵強、其功效在聽一人號令、無意見之分、用能克敵致果、統一寰宇。今欲禦倭人、強國勢、

天子雖不能身在行間、然必須命一親藩代行、使各統將奉令惟謹。親藩恐未周知西法、是以大帥用一洋員爲之軍師、各營統將亦各延一洋員爲之教習、幫同辦事」。

⑦ 『中東戰紀本末』卷七「德漢納根軍門語錄」。「余獻策於邸帥曰、朝廷宜簡練精銳之士十萬、名號曰御林軍、：疆吏不得節制；兩邸帥俱已嘉許、事垂成矣、更不料疆臣心大不愜、似疑皇上獨攬兵權、：遂各巧構形似之言、熒惑聖聽、無奈概作罷論。：原疆臣力阻之故、蓋不願以兵權歸諸朝廷也」。

⑧ 王浩、前掲論文、一〇六頁。馬忠文、前掲書、一〇七頁。『徳宗實録』卷三五〇、一一頁、光緒二〇年一〇月戊申条。胡燏棻は当時予定されていた西太后の還曆祝典に参加するため天津にいたものである。尚、督辦軍務処については、次章において詳述する。

⑨ 『徳宗實録』卷三五三、四頁、光緒二〇年一月甲戌条。戦後の胡燏棻による報告では、東征糧台の資金は戸部や海軍衙門からの支出、京餉、借款を中心としたものであった(戚其章主編『中国近代史資料叢刊続編 中日戦争 第三冊(以下、続中日(三))』中華書局、一九九一年、六五九〜六六〇頁(二六六六)總理東征糧臺胡燏棻奏報東征糧臺經費收支各款數目摺「附東征糧臺經費收支各款數目清單」光緒二二年三月二十九日。尚、日清戦争時における借款が地方官ではなく中央に一元化されたことについては、佐々木揚「一八九五年の対清・露仏借款をめぐる国際政治」『史学雑誌』第八八編第七号、一九七九年、六〜一一頁。岡本隆司『近代中国と海関』名古屋大学出版会、一九九九年、三六九〜三七七頁。こうしたことから、東征糧台は朝

廷の監督下ないしはその直轄に極めて近い状態にあったと考えられる。

② 陳旭麓 顧廷龍 汪熙主編、齊國華 季平子編『盛宣懷檔案資料第一卷 甲午中日戦争(下)』上海人民出版社、二〇一六年、三五五頁(五四四) 漢納根練兵辦法」光緒二〇年一〇月。

③ 『中日交渉』卷二五(二〇五二) 廣西按察使胡燏棻奏統籌洋員漢納根呈請召募洋將練兵添船購械各節摺」光緒二〇年一〇月二十九日、光緒二〇年一月初二日到。「伏念時艱孔亟、朝廷東顧憂勞、迭奉督辦王大臣飭催練兵之事、速行定議、臣雖智慮短絀、曷敢不殫竭血誠、仰酬高厚。惟此事責任甚重、設或辦理不善、負疚滋深、不得不將爲難情形、豫陳宸聽。以後俟招募一經成營、隨時稟請督辦王大臣核奪遵辦……」

④ 前掲注七四。

⑤ 前掲注七四。中國史學會主編『中國近代史資料叢刊 中日戦争(四)』新知識出版社、一九五六年、五七六頁「榮祿致鹿傳霖便條」。榮祿は滿洲正白旗人。同治年間に神機營に在職し、その際に神機營を指揮した醇親王の知遇を得たことから、やがて西太后に信任されるようになっていったという(馬忠文、前掲書、三一〜三六頁)。このような胡燏棻や榮祿の反対の背景には、師傅としての立場から単独で光緒帝に謁見し、自身の意向をより政策に反映させようとする翁同龢との確執があった。また榮祿には自身が兵権を掌握しようとする意図もあったという(王浩、前掲論文、一〇六頁。馬忠文、前掲書、一〇八〜一一〇頁)。

⑥ 馬忠文、前掲書、一〇八〜一一〇頁。

⑦ 『德宗實錄』卷三五四、一八頁、光緒二〇年一月乙未条。尚、この上奏ではハネケンには引き続き武器の購入を命じる旨が述べられている。「督辦軍務處奏、洋隊應暫行停辦、留經費爲購船置械之用。又奏、洋員漢納根、與臬司胡燏棻、訂購槍械、請飭部照數撥銀。均依議行」。

⑧ 『德宗實錄』卷三五七、一一〜一二頁、光緒二〇年二月己巳条。尚、一八九五年五月には十營の規模となっていた(『德宗實錄』卷三六五、一二頁、光緒二十一年四月乙卯条)。

⑨ 前掲注七二(二六六六) 總理東征糧臺胡燏棻奏報東征糧臺經費收支各款數目摺「附東征糧臺經費收支各款數目清單」。上記史料によると、その一八九五年末における総額は三六万七八二五両であった。

⑩ 中国社会科学院近代史研究所中華民國史組編『中華民國史資料叢稿專題資料選輯第二輯 清末新軍編練沿革』中華書局、一九七八年、一五頁。

⑪ 李鴻章の下で直隸練軍は規模を拡大し、大沽、北塘などの沿岸防衛にも駐留することとなる。だが、沿岸地域におけるその数は淮軍などに比べて少ない。他方で熱河での金丹教や土匪の鎮圧は、直隸練軍が中心となって行われている。こうした李鴻章の下での直隸練軍に関しては、遲雲飛 戴仕軍「李鴻章与直隸練軍」中国社会科学院近代史研究所政治史研究室 湘潭大学會國藩研究中心編『湘淮人物与晚清社会』社会科学文献出版社、二〇一一年。また、波多野、前掲書、八〇〜八五頁を参照。熱河における直隸練軍の鎮圧活動について

ては、例えば『李文忠公全集』奏稿七三「援剿朝陽匪黨摺」光緒一七年一〇月二一日、「添隊剿辦朝陽匪黨摺」光緒一七年一〇月二八日、卷七四「宣化練軍會剿教匪請獎摺」光緒一八年三月三〇日などを参照。

※ 前掲注四。

※ 羅、前掲『淮軍志』八五〜八六頁。朝鮮にあった葉志超からは「各軍駐防多年、弁勇人等見戰者、已多暮氣、少壯全未經戰、聞警色惧、全在將領嚴申軍令、方可禦敵」との報告が行われている。これに対し李鴻章は「弁勇多暮氣、是否指盛軍」との確認を行っている。こうし

た李鴻章の姿勢からは、彼が盛軍の規律の悪化を如何に憂慮していたかがわかる（『李全集二』九五九頁「葉總統來電」光緒二〇年八月初八日子刻到、九六〇頁「復葉總統」光緒二〇年八月初八日辰刻）。※ 『李全集二』九三五頁「譯署來電」光緒二〇年七月二八日戌刻到、九三七〜九三八頁「寄平壤豐左馬各統領」光緒二〇年七月二九日申刻。

※ 『翁同龢日記』光緒二〇年一月初二日条。「午初三刻傳太后見起、午正二刻入見于儀鸞殿、論兵事、斥李相貽誤、而深慮淮軍難馭、以爲暫不可動、礼邸・高陽頗贊此論」。

#### 第四章 「大軍雲集」下の首都防衛

―日清戦争期における督辦軍務処を中心に―

はじめに

これまで述べてきたように、一八六〇年代以降における首都防衛は、北京を中心とした同心円状の階層構造であった。この同心円構造では、その外周にあたる部分に淮軍が配置され、中心部での駐留は忌避された。これには、向背常ならず、治安を容易に乱すものという、朝廷の勇宮に対する警戒があった。そして、そうした配置構造が以後、ひとまず安定して朝廷と首都北京を支えた。

一方、安定の中にあつて、朝廷の淮軍、特に盛軍に対する警戒は次第に醸成されていく。日清戦争の最中に、盛軍の後を襲い定武軍が編成された背景には、このような警戒があった。そして、この定武軍の編成と指揮を担ったのが督辦軍務処であった。督辦軍務処とは、日清戦争時の一八九四年一月に朝廷内に設置された機関である。

ところで、こうした定武軍の編成にも見えるように、一八九四年に起こった日清戦争は清朝内部に大きな影響を齎した。

その一つが敗北による李鴻章の没落である。開戦に際し李鴻章は消極的であり、西太后もまたそれに同調した。一方で光緒帝とその側近（帝党）、更に監察御史などの言官や翰林院侍読学士などの少壮官吏から成る清議派といわれる官僚は、開戦に積極的であった。こ

のため日清戦争期の清朝に関しては内部の動向、つまり帝党と后党（西太后派）、また李鴻章と帝党などといった二者の動向や政争などに焦点があてられてきた<sup>1)</sup>。

そのため、先の定武軍の指揮を担った督辦軍務処については、これまで「臨時對日作戦的參謀本部」や「大本營の如」き「戦時最高統帥機關」と論及されてきたにとどまる<sup>2)</sup>。これは督辦軍務処が残り、またそれに論及した史料も極めて少ないという事情もあると考えられる。

このような中で、近年では、督辦軍務処について王剛氏が専論を著し、馬忠文氏もその構成員であった榮祿との関連において論じている<sup>3)</sup>。特に、王剛氏の論文は先述の史料的制約の中で档案史料を博搜した労作で、督辦軍務処に関する唯一の専論である。その中で王剛氏は督辦軍務処の設置過程を詳細に論じ、更に、その実際の機能についても列挙している。

そして、王剛氏は督辦軍務処と当時の政策決定の中枢機関である軍機処の関係を「有補充之处、也有交叉之处」とする。また、その役割を档案史料の内容から九項目に分類している。王剛氏も指摘するように、この分類された各々は、極めて実効性に乏しいものであった。だが、このような中でも「執行権」と「監督権」に関しては、軍機処の及ばないものであったという<sup>4)</sup>。

しかし、王剛氏は概して档案史料のタイトルを列挙するのみで、「監督」や「執行」の具体的な対象や内容、その理由などについては明確に述べていない。また、督辦軍務処の機能についても、先述の軍

機処との関係のように概括的に過ぎ、その実態や意義などを却って埋没させてしまっているように思われる。また、定武軍との関係などが述べられていない。総じて、王剛氏の論旨は従来の「臨時對日作戦的參謀本部」や「大本營」などといった枠をこえるものではないといえる。

だが、定武軍の指揮からも明らかなように、督辦軍務処の役割は「臨時對日作戦的參謀本部」のみにとどまるものではない。首都防衛体制が動揺する中で、その果たした役割は極めて大きい。そのため、首都防衛体制の変遷を論じる際には、督辦軍務処をその中に位置づける必要がある。

そこで、本稿では朝廷が一体何を主要な機能として督辦軍務処に求めたのか、そしてその意義は如何なるものであったのかを論じる。その際には、これまではあまり顧みられることのなかった巡防処に關しても言及する。督辦軍務処と巡防処は同日に設置され、その構成員も全く同じであり、両者は何らかの関連性を持つと考えられる。そのため巡防處に論及することにより、督辦軍務處の実態がより明確になるだろう。

そして、その実態を首都防衛体制の中に位置づけることにより、動揺を示した首都防衛体制が、以後どのような変遷を遂げるのかを論じることとしたい。

## 第一節 指揮統一の要請

督辦軍務處の設置は、一八九四年一月二日のことである。そこで本節では先学の成果に依拠し、督辦軍務處の設置に至るまでの朝廷内部の動向について述べることにする。

清朝において政策決定の中核は数名の大臣を擁する軍機處であった。日清戦争の直前における軍機大臣は、礼親王や孫毓汶、徐用儀、許庚身といった后党である。軍機處がこのような構成となったのは、清仏戦争時の甲申易枢に端を発する。甲申易枢とは、清仏戦争中の一八八四年四月に西太后が山西・北寧での敗戦を口実に起こした政変であった。この政変により西太后は、軍機處と總理衙門の首班であった恭親王を罷免し、軍機處は后党を中心に構成されることとなる。こうした状況に不満を募らせたのが清議派官僚であった。

やがて朝鮮をめぐる日本との外交交渉が行われていく中で、先述のように朝廷内の議論は主戦、開戦回避へと二分されていった。一八八七年より親政を開始した光緒帝は、戸部尚書翁同龢と礼部尚書李鴻藻、そして清議と共に主戦論を唱えた。一方、一八九四年一月に自身の還暦祝典の開催を控える西太后や李鴻藻は回避論者であった。当時、天津にあった李鴻藻は直隸總督兼北洋大臣として直隸省の他に山東や奉天の「沿海要地」を所管し、同地における淮軍、北洋海軍を統括していた。更には朝鮮などの外交の実務にあたっていた。

一八九四年七月一日には、日本側より第二次絶交書が発せられる。これを受けた朝廷では、主戦論に立つ光緒帝が自身の意向を政策決定に反映させるため、翁同龢と李鴻藻を總理衙門と軍機處の合

同会議に参加させた。だが光緒帝の意向にも関わらず、総理衙門と軍機処は開戦を躊躇した。また、李鴻章も諸外国の調停を望み、淮軍の大規模な派兵には踏み切らなかった。結果的に、朝廷は「和戦」のいずれにも態度を決することが出来なかった。

こうした中で、七月二五日の豊島沖の海戦、二九日の成歎、牙山の戦いが行われ、八月一日には日清両国による宣戦布告がなされた。そして九月一六日の平壤の戦いに敗北した清軍は朝鮮半島より一掃され、奉天への撤退を余儀なくされた。一連の戦況の中で、李鴻章は

「奉天は地廣く兵單にて、臣處と相距つること遠きに過ぐ、且つ將軍及び練兵大臣の駐紮せる處爲れば、所有る一切の調度、未だ遙制するに便ならず、應に重臣を特簡して督辦せしめ、以て調遣に便にして専らに責成するを請ふべし」との上奏を行い、指揮系統を統一するために「重臣」の派遣を求めた。

これを受けた朝廷では、奉天地方の防衛について、当時四川提督であり毅軍(豫軍)を率いていた宋慶を「幫辦大臣」「幫辦北洋軍務」として九連城に派遣し、東三省練兵大臣定安、盛京將軍裕祿との「合力籌防」を命じる。また李鴻章に対し、北洋の防衛に「責の旁貸する無し」とする一方で、奉天地方についても「應に統籌兼顧して稍も諉御有るを得ざるべし」と命じた。このような動きからもわかるように、前線における指揮系統は李鴻章の上奏を経た後も依然として統一されなかった。

一方、前線の状況について、朝廷ではかつて太平天国や捻軍などに対し「戡定の功」がある恭親王の再登用を求める声が起こる。これ

らは主に清議派官僚により提案されたもので、全軍の指揮権を恭親王へと一本化することを求めている。

こうした要請が起こる中で、やがて南書房行走の李文田、陸宝忠、張百熙らも恭親王の再登用を求める上奏を行った。これに翁同龢も同調し、恭親王の再登用を西太后に求めるよう述べた上奏を行う。更に陸宝忠らは吏部尚書徐桐に働きかけて上奏を行わせたほか、文廷式や張謇といった清議派もこれに同調した。その結果、西太后は九月二九日に「著して管理總理各國事務衙門事務とし、並びに總理海軍事務に添派し、軍務を會同辦理せしむ」との懿旨を發するに至った。

だが、これらは軍機処での再登用を述べたものではない。更に、当時の総理衙門は甲申易枢以来、后党が多くを占めており、海軍衙門もその設置以来、李鴻章が実務を担っていた。そのため、懿旨が下された後も、張謇などの清議派は引き続き恭親王の軍機処への再登用を求めた。

やがて一〇月に日本軍は鴨綠江を渡河し、更に同月末には奉天地方の九連城を攻略するなど、戦場は清の領域内へと拡大した。この戦況下で、一〇月三一日には翁同龢が「京師殆危の情形」を光緒帝に述べる。また翌日の十一月一日には、歩軍統領として北京の治安維持を担っていた榮祿が、軍務を親王に「專理」させるよう求めた上奏を行った。そして慶親王は「恭親王に宜しく軍務を督辦せしめよ」と「力陳」した。

しかし、西太后は依然として恭親王を敵視し、軍機処への復職に

は難色を示す。そこで「辦理軍務的權力」を恭親王に付与しながらも、軍機処以外での登用が模索された。その結果、一月二日には、恭親王を首班とし、慶親王（后党）、翁同龢（帝党）、李鴻藻（帝党）、榮祿（后党）、長麟（帝党）を構成員とする督辦軍務処が新設されることとなった。また、同日には巡防処も設置されたが、その構成員は督辦軍務処と全く同じものであった<sup>21</sup>。

## 第二節 巡防処

前節では先学の成果に依拠して、主に朝廷内部の動向から督辦軍務処の設置に至る経緯を述べた。ここでは西太后と恭親王の政争が、設置の主要因とされている。

だが、ここで注意したいのは、督辦軍務処が設置される直前に置いて「京師殆危の情形」が強調されている点である。

この点について、榮祿は先の上奏で「未だ畿輔を固めずして能く戰を言ふ者有らざるなり」と上奏に至った理由を述べ、更に「擬して請ふらくは：特に王大臣を簡びて巡防處を設立し、軍務を專理せしめ、以て専らに責成するを」としている<sup>22</sup>。ここで言及された巡防処とは、北京に危機が迫る中で従来の歩軍統領による治安維持を強化するため、臨時に設置されるものであった。その設置の際には、王大臣が中心となり指揮系統が整えられた。そして榮祿も述べられるように、巡防処はこれまでに二度の先例があった。一八五三年の太平天国による北伐と、本稿第一章でも述べた、一八六八年の捻軍の直隸省へ

の侵入である<sup>23</sup>。

この巡防処については、榮祿以外にも翁同龢や礼親王、慶親王も設置を求めている<sup>24</sup>。いずれも、先述のような北京の安全保障が意識される中で行われたものであった<sup>25</sup>。

ただ残念ながら、巡防処に関しては設置以後の動向を示す史料が極めて少なく、その実態などは不明である<sup>26</sup>。しかし、以後の経緯がどうであれ、設置に際し朝廷は督辦軍務処と巡防処を区別した。そのため、この両者に期待された機能は異なったものであったと考えられる。では日本軍の来襲を危ぶむ中で、朝廷は具体的に何を北京の目下の脅威とし、巡防処の設置に踏み切ったのだろうか。これには、その設置を求めた榮祿の動向が手掛かりとなる。

榮祿は歩軍統領となる前には西安將軍であった。だが先述の西太后の還暦祝典に参加するために来京を命じられ、一八九四年一〇月一〇日より北京に滞在していた<sup>27</sup>。

やがて榮祿は一〇月二七日に歩軍統領に任命され、その直後の一月一日に先の上奏を行い、翌日に巡防処が設置された。このような時系列に鑑みれば、その歩軍統領就任と巡防処の設置は一連のものであったといえよう。そしてこの榮祿の歩軍統領就任のきっかけこそ、朝廷が目下の脅威とみなしたものであったと考えられる<sup>28</sup>。これより先、八月初めの開戦を契機として、朝廷は北京の治安維持の強化を歩軍統領衙門及び順天府、五城御史に命じた。その内容は保甲や門牌の徹底であった<sup>29</sup>。

このような中で、一人の日本人スパイが天津で摘発された。この



事件は石川案といわれるもので、摘発されたスパイの名は石川伍一という。石川は、八月四日に天津城外の紫竹林にあるアメリカ租界から城内に入ったところを拘束された。以前より買収していた天津軍械局書辦、劉棻の家へと向かう途次であった。その後、石川と劉棻は天津知県李振鵬による取り調べを受ける。

だが当初、天津の李鴻章はこれを朝廷に報告しなかった。朝廷がこの事件を関知したのは、八月一三日に吏科給事中余聯沅が行った上奏によつてであった。余聯沅は「又聞くならく天津の拿有せる倭人の奸細、炸薬を用ひて火薬局を轟するを擬するを供出す、並びに京城内に奸細亦た少なからずと供せる等の語あり。…誠に詭謀の測り叵きを以て、加意嚴防せざるべからず、此れの炸薬を用ふるを擬するは尤も凶狠に屬するに似たり」と述べている。

このような李鴻章の姿勢や、更に劉棻が、李鴻章の甥である天津軍械局總辦候補道張士珩の下での胥吏であつたことから、事件は複雑化の様相を呈した。朝廷内の清議派や対日主戦論者がこれにより李鴻章を糾弾したのである。以後、この事件は李鴻章の弾劾と張士珩の処罰を中心に展開される。だが、ここで看過してはならないのが、余聯沅も「尤も凶狠に屬するに似たり」と警戒を露わにした、石川による火薬局の爆破計画である。

上述の余聯沅による上奏を受けた朝廷は、歩軍統領衙門や五城御史に「形迹疑ふべきの人」を捕縛し、北京の治安を強化しよう命じた。また、総理衙門も李鴻章に宛てた電報の中で火薬局の爆破計画の有無を尋ねている。ここからは、朝廷が石川案の中でも特に火薬

局の爆破計画について注意を払つていたことがわかる。

こうした朝廷の姿勢を見越したものと思われるが、清議派などは爆破計画に対する李鴻章の姿勢を挙げ、これを糾弾している。これらを受け、朝廷も爆破計画について更に詳細な調査を行うよう李鴻章に命じた。

朝廷がこのように爆破計画を重大視したのは、同様の事件が北京で行われることへの危惧があつた。例えば工部尚書懷塔布は「現倭夷構畔の際に値たりて、奸宄を盤詰すること尤も當務の急たり、天津等處曾經<sup>かつ</sup>難髮改裝の倭人を拿獲すること多名なるを風聞せば、則ち京師地面は五方雜處なれば、亦た其の必ず無きを保し難し、況や火薬局は軍火を存儲せる重地たれば、尤も加意防範せざる能はず」と述べている。

このような中で、翰林院編修張百熙が「京督は地廣く人稠なれば、尤も奸細を伏藏するに易し…惟だ思ふらくは歩軍統領平日已に事緊要に關り、目前尤も係る所は輕きに非ず。大學士福錕部務の外、差使繁多なりて、重ぬるに慶典の要差を以てせば、尤も日に給するに暇あらざる爲り、責するに奸細を訪拏するの重務を以てせば、精力實に虞らくは逮ばず」として、現職の歩軍統領福錕の交代を求めた。ここで「責するに奸細を訪拏するの重務を以てせば」とあることから、張百熙の上奏は日本人スパイの活動を念頭に置いたものと思われる。

この要請に対し、軍機処が交代に言及することはなかった。だが、その後にも北京では日本人工作員や、日本との内通者の存在が報告されており、やがて一〇月末に「福錕差使較多し」との理由から、歩軍統領を榮禄に交代する上諭が下された<sup>110)</sup>。

このような経緯からも明らかのように、当時の北京では、日本人スパイの存在や、それによる破壊活動の可能性が危惧されていた。これらが、朝廷が目下の脅威とみなし、榮禄の歩軍統領就任のきっかけとなったものであった。やがて「京師殆危の情形」が近づく中で、このような脅威が榮禄や朝廷に再認識され、巡防処の設置に至ったものと考えられるのである<sup>111)</sup>。

### 第三節 督辦軍務処の理想と現実

#### 一 設置の前提

前節では、北京での日本人スパイの活動に対する朝廷の恐怖が、巡防処設置の背景にあったことを述べた。では同日に設置された督辦軍務処は、何に対するものだったのだろうか。

督辦軍務処は、その設置時の経過や「軍務を督辦する」との名称から、軍務全般の統轄を担ったもののように見える。江南道監察御史鍾徳祥が「此れ全局の一大轉機なり」と述べたように、こうした見方は設置を後押しした清議派に顕著であった<sup>112)</sup>。

例えば志鋭は先に自身が推挙し、旅順を守備していた淮軍の將官、

衛汝成について「…該員募る所の淮勇未だ得力なる能はず、且つ缺額頗<sup>や</sup>多し」と述べる。その上で「並びに請ふらくは督辦軍務王大臣に飭令し、即ちに該員を將て撤退して統帶を更換せしめ、以て事機を貽誤するを免れんことを」とする。だが、この要請に応じ、督辦軍務処が淮軍の將官の人事に介入することはなかった。やがて、一月二日には旅順が陥落した。その際に、逃走を疑われた衛汝成の調査、捕縛を命じられたのは李鴻章であった<sup>113)</sup>。また後には、左庶子戴鴻慈も「賞罰章程」の作成を督辦軍務処に求めている。だが、これに対しても督辦軍務処はその求めに応じていない<sup>114)</sup>。

また、国子監司業瑞洵は慶親王の出馬を求めた。瑞洵は、天津、大沽一带に慶親王を駐屯させ、朝廷内の督辦軍務処にある恭親王と「内外相輔けて遙かより制し近きより監し、共に旋幹を圖」るよう述べている。これは、恭親王や慶親王という督辦軍務処の首班と次席による指揮系統の統一、強化を求めたものであった<sup>115)</sup>。しかし、慶親王の出馬や督辦軍務処による指揮などは行われなかった。

こうした督辦軍務処と軍務の関係を示す事例が、両江総督劉坤一の登用である。旅順が陥落すると、朝廷は一二月末に上諭を発し、劉坤一を欽差大臣に任じて長城内外の諸軍に対する指揮権を付与した。淮軍が敗退を重ねる中で、湘軍を率いた劉坤一を起用し、その下に指揮系統を統一しようというのである<sup>116)</sup>。

しかし、直後に劉坤一はその撤回を求める上奏を行った。そこで「擬して請ふらくは旨もて臣を將つて督辦軍務處に交し、恭親王

等に随同して軍務を辦理せしめ、抑も或いは湘軍二三十營を指撥して臣の統帯に歸し、前敵に馳赴せしめ、一路の師に當たら」せるようにと述べられている。欽差大臣への起用の代替案として、劉坤一は督辦軍務処の指揮下での自身の登用を求めたのであった。

だが、朝廷はこれをただちに却下した。そして、改めて劉坤一を欽差大臣とし、その下に指揮系統を統一することを定める。これを受けた劉坤一は「並びに隨時咨もて督辦軍務王大臣に商り妥慎に辦理」する意向を示し、榆関（山海関）に向かった。以上のような朝廷の姿勢からは、積極的に督辦軍務処の下に指揮系統を統一しようとする動きは見られない。

ここで、督辦軍務処の実態を探る手掛かりとして、設置を宣言した上諭を見てみたい。ここでは「現在畿輔に大兵の雲集せば、著して恭親王を派して軍務を督辦せしむ、所有る各路の統兵大員は、均節みな制に歸し、如し號令に遵はざる者有れば、即ちに軍法を以て従事せよ」と述べられている。

この中で注目すべきは「畿輔に大兵の雲集」した状況と「號令に遵はざる者」の存在が共に前提とされている点である。

当時の「畿輔」、すなわち直隸省では、前線への増派と日本軍の來襲に備えるために各省より勇營が集結していた。一八九四年八月の宣戦布告から督辦軍務処が設置される直前の同年一〇月末まで、その概数は三万から四万人に及ぶ。それらは主に江蘇省、河南省、山東省からのものや、湖南省の湘軍、貴州省の黔軍などであった。総じ

て、これら勇營は規律が備わらず、各地で治安の悪化を招いた。こうした勇營の集結した直隸省が「大兵の雲集」と形容され、督辦軍務処設置の前提となっていたのである。

## 二 勇營への監視

次に、もう一方の前提である「號令に遵はざる者」の存在について、以下に督辦軍務処が関与した具体的な事例を挙げて述べてみたい。

まず、甘肅肅州鎮總兵田在田への弾劾が挙げられる。各省より勇營が直隸省に集う中で、北京へ来ることを命じられた田在田は、その途次に山東省で勇營を組織することを命じられる。そこで田在田は六營を募り、天津から通州へと移動した。

このように通州に駐留するようになった田在田だが、やがて彼に対する弾劾が相次いで行われる。この弾劾の一つとして丁立鈞らにより行われたものがある。ここでは「竊かに査するに該員の軍を成すこと太だ速ければ、招く所は至って濫にして、梟徒土匪其の中に雜廁せば、事有りては倚りて干城と作し難く、事無きも恐らくは徒らに騷擾を滋さん。：輦轂の下、須らく非常に備ふべきなれば、宜しく他處に調禁し、另に素より紀律有るの軍を擇び通州に駐禁せしめて妥と為すべきに似たり」と述べられている。ここでは、無頼を多く含んだ田在田の勇營に対し、治安上への懸念が示されている。

こうした一連の弾劾を受け、朝廷は田在田の勇營による治安の悪化などについて、調査を恭親王、すなわち督辦軍務処に命じた。や

がてこれらを経て、田在田を肅州鎮總兵の本任に復し、その勇營を甘肅提督李培榮に引き継がせることが決定される。当時、李培榮は督辦軍務処での「差遣」を命じられた者であった<sup>250</sup>。

やがて、この李培榮も弾劾、処罰を受けることになる。一八九五年一月一三日に「…提督李培榮、素性傲惰にて、軍事を理めず」との上奏が行われると、続く一月一九日にはその軍費横領や越権行為などに対する弾劾が行われた。

それらの調査は劉坤一に命じられた<sup>251</sup>。だが、その間の一月一八日には「營勇搶銀して滋事す、請ふらくは未だ彈壓する能はざるの營哨統轄の各官を將て分別に懲處されんことを」として、李培榮以下、その勇營内の各官を処罰するよう督辦軍務処が求めている。そしてこれはただちに裁可された<sup>252</sup>。

その後、劉坤一は調査結果を報告した。そこでは、李培榮の各行為にはやむを得ない事情があるものの、「專閫大員」であるが故に責任を免れないとした上で「且つ該營勇に鼓譟搶餉の案有り、呈ありて督辦處王大臣の奏請を経て該提督及び各營官を將て分別に革職議處せば、則ち李培榮の該營を撫馭する能はざること知るべし」と述べられている<sup>253</sup>。

ここからは劉坤一が李培榮を処分する際に、督辦軍務処による先の処罰要請を重視していたことがわかる。これらにより李培榮は革職留任との処分を受け、甘肅提督の本任に復した。そして、その勇營は九江鎮總兵宋朝儒の下に移された<sup>254</sup>。

田在田、李培榮のほかに、督辦軍務処は甘軍に対しても関与を行

った。甘軍とは喀什噶爾提督董福祥に率いられていた勇營である。これは直隸省、山東省一帯で招募された勇と甘肅省からの勇により構成されていた。

そして、当時、張家灣にあった前湖北提督程文炳の勇營と共に、「近畿に防を設け」るため、河西務に駐屯していた。張家灣は通州付近にあり、河西務は天津より北京への途次にあたる。これらの駐屯は、榮祿の上奏に基づいて行われたものであった<sup>255</sup>。

この甘軍について、一八九五年四月に張仲忻が「將士不和なり」とする上奏を行う。そこで朝廷はこの調査を督辦軍務処に命じた。これを受けた督辦軍務処は「營官董陽春、屢ば指摘を被れば、剋扣の確據無しと雖も、究に營官の任に勝へず。唐鳳輝要件を查辦するに於いて、前後其の説を反覆し、迹は搖惑なるに近く、亦た營務處の任に勝へ難し。請ふらくは該總兵唐鳳輝、副將董陽春を將て均<sup>みな</sup>即ちに撤差離營せしめ、以て別に事端を生ずるを免れんことを」との報告を行った。ここで、横領の証拠が無かったにも関わらず董陽春を解任し、更には調査報告が不明瞭であったとして唐鳳輝へも同様の処分を行うよう督辦軍務処は求めている。そしてこれは裁可された<sup>256</sup>。

だが、こうした督辦軍務処による積極的、厳格な関与や監視は、当時動員されていた全ての勇營を対象として行われたものではなかった。早くは、督辦軍務処が設置された直後の一八九四年一月二〇日には「各路統兵大員」に対し、麾下の部隊の監視や処罰を厳格に行うことが命じられている<sup>257</sup>。

また、李培榮への処罰が行われていたと同じ一月には、直隸と山東の治安が「大兵雲集」により悪化しているとして、朝廷は関係者の処罰や治安の回復、維持を「各路統兵大臣」と直隸総督、山東巡撫に命じた<sup>160)</sup>。

更に、甘軍に対する処分と同じ四月には、營口より退却し天津にあった記名提督蔣希夷の勇營が天津で暴動を起こした。これは給与未払いに端を発するものであった。だが、その調査等は署直隸総督王文韶が行っており、督辦軍務処が関与した形跡はない<sup>161)</sup>。

このような朝廷や督辦軍務処の各勇營に対する姿勢の違いは、その駐屯地に起因していた。田在田、李培榮、甘軍はいずれも通州、河西務といった地域にあり、「京東に駐紮して近畿を保衛」する軍と位置づけられていた<sup>162)</sup>。だが「保衛」のため附近にあるが故に、これらの軍の動向は北京の安全に直結するものでもあった。そこで、上述のような積極的な関与が行われたものと考えられる。

このように見れば、北京の治安維持のため、その周辺にある勇營が「號令に遵はざる者」とならないように監視することが、督辦軍務処の主たる機能であったといえよう。

#### 第四節 戦後の防衛体制再編

その後も清朝は敗退を続け、やがて日清両国は講和交渉を行う。そして一八九五年三月末には休戦条約が、四月中旬には下関条約が締結され、日清戦争は終結した。しかし、戦争の終結と共に、六月に

は「雲集」した勇營の今後が論じられるようになる。

まず、総理事東征糧台として兵站を担っていた広西按察使胡燏棻が兵勇の解散を上奏した。それは主に「經費を節す」るためのものであった。だが、その同日に劉坤一も翁同龢に「第だ須らく分投安置せば、相聚まりて非を爲すを免るるに庶かるべし」と述べているように、治安上の観点もあつたものと考えられる<sup>163)</sup>。やがて、これらを受けて督辦軍務処も戦後における兵勇の整理について上奏を行った。

上奏では、督辦軍務処は「關内外共四百餘營」について「留(残留)」「裁(解散)」「併(合併)」の三種の方針で臨むことを述べている。それを受けた朝廷は、これらの方針に基づき兵勇の整理を行うよう劉坤一らに命じた<sup>164)</sup>。

劉坤一は、まず自身が直接に指揮していた兵勇の解散を行い、それ以外については「淮軍尚多し」との理由から、王文韶や李鴻章との協議を経た上で着手する意向を示した<sup>165)</sup>。

やがて劉坤一による上奏が行われた。ここでは、長城内外にある淮軍を再編しておよそ五〇營とし、当時蘆台に駐屯していた淮軍の將官、直隸提督聶士成の指揮下に置くことが具申された。一方、同じく従軍していた湘軍については、およそ九〇營が現存するもの、これらを全て解散、帰郷させる旨が述べられている。湘軍の解散について、湘軍の各指揮官が「分位相等し」く、指揮権を統一すること、困難であることや、勇が北方の風土に適さずに病氣や逃亡の恐れがあることが挙げられている。そして長城外については宋慶の豫軍を錦州に駐屯させることが示された<sup>166)</sup>。

こうした構想の背景について、劉坤一は李鴻章や王文韶に宛てた書簡で「淮軍總統の直隸提督聶軍門の如きは、勇略なること諸將の冠爲り、關津は皆直隸提督の所轄なれば、應に即ちに關津の防務を以て該提督一人に責成すべし、…次に登州鎮章高元、永州鎮賈起盛、前臺灣鎮吳宏洛の三軍を以て之に隸せしめ、…以て其の力を厚く、而して其の權を重くす」と述べている<sup>110</sup>。

更に劉坤一は、先の上奏で「廣西臬司胡燏棻練する所の定武軍に至りては、已に純熟なるに臻らば、應に何永盛・王得勝・周蘭亭等の敵隊と、俱に北洋大臣の親兵と爲すべし」と述べる<sup>111</sup>。劉坤一は定武軍を北洋大臣の直屬とすることを具申したのである。このように見れば、戦後の防衛について、劉坤一はその主体を淮軍とすることを意図していたといえる。

朝廷は督辦軍務処にこの劉坤一の上奏を検討するよう命じた。督辦軍務処が検討の結果を上奏するまで、直隸省における軍の再編に關していくつかの意見が述べられている。

それは、王鵬運、余聯沅、戴鴻慈、丁立鈞らが各々上奏したものであった。当時、これらの清議派は講和に反対し、敗戦を齎したとして李鴻章への弾劾を盛んに行っていた。そのため、軍の再編に關する上奏も、その趣旨は李鴻章への弾劾や牽制にある。だが、管見の限りにおいて、劉坤一の上奏を受けて行われた上奏で、同様のものが見られないことから、これらの上奏は検討に値するものと思われる<sup>112</sup>。

これらの上奏において、王鵬運、戴鴻慈、丁立鈞は、講和が成立す

るも未だに日本軍による威海衛や遼東半島の占領が続き、直隸省が依然として危機的な状況にあることを指摘する。また、戴鴻慈は、その上で淮軍以外の軍を解散すれば、それらの軍の再結集が困難であることを述べている。

更に余聯沅は、李鴻章の野心を指摘する。そして、李鴻章におもねる者として劉坤一や王文韶を糾弾し、その上奏に基づき淮軍のみを用いければ、「朝廷立ちどころに其の孤危なるを見はし、後患言ふに勝ふべからず」と述べる。

また、余聯沅は胡燏棻についても動向を警戒している。そして「胡燏棻素日より李鴻章に諂附す、而して又隱かに將來の北洋を以て自任せり。聞くならく其の甘言を以て吳宏洛を誘致し、而して以て異日の用に收むるを冀ふと。此れ其の心の測り回きは、直に李鴻章と等し」と述べる。これらの李鴻章や胡燏棻への糾弾を述べた上で、余聯沅は淮軍、湘軍、豫軍の併用を求めている。なお、このような各軍の併用については、王鵬運、戴鴻慈、丁立鈞も同様に述べている。例えば、戴鴻慈は湘軍、淮軍、黔軍、豫軍の併用を求めた。

やがて督辦軍務処が上奏を行った<sup>113</sup>。ここでは、湘軍や淮軍以外の勇營に關して、劉坤一の上奏通りに解散させることが述べられている。だが湘軍については「湘軍水土未だ宜しからずと雖も、然れども遠道徴調して來らば、豈に全て裁撤を行ふべきや」として解散を認めていない。そして、江西藩司魏光燾の率いる湘軍三〇營を山海關に置き、聶士成の指揮する三〇營を天津、大沽一帯に駐屯させること、また、宋慶は三〇營を率い錦州に駐屯することなどが述べられる。

た。

また胡燏棻と定武軍に関して、督辦軍務処は「各敵臺の守兵、親軍營の敵隊に至りては、應に北洋大臣の調遣に歸すべき者は議裁の列に在らず」とするのみである。ここで督辦軍務処は定武軍の処遇について言及を避けた。これは定武軍が北洋大臣の直屬となることを拒否したものと見える。そしてこの督辦軍務処の上奏は裁可された<sup>750</sup>。

結果として、戦後の首都防衛は淮軍以外に湘軍や豫軍を併用するものとなった。また、定武軍と胡燏棻に関しても、この約五カ月後には新建陸軍と改称し、当時督辦軍務処に異動していた袁世凱が胡燏棻に代わってその管理を行うこととなる<sup>751</sup>。このように見ると、督辦軍務処による上奏は余聯沅などの影響を大きく受けたものであり、北洋大臣及び淮軍への牽制を意図していたものと考えられる。

兵勇の整理や首都防衛の方針が定められていく中で、甘肅省ではムスリム同士の争いに端を発する暴動が生じた。これは河湟事変と称される<sup>752</sup>。一八九五年五月、これに際会した陝甘總督楊昌濬の再三の要請により、朝廷は董福祥と甘軍を甘肅省に派遣する<sup>753</sup>。

先述のように、朝廷は河西務を北京防衛の要と見なしていた。そのため甘軍が甘肅省へと赴くと、ただちに直隸省にある湘軍の一部隊、高州鎮総兵余虎恩の率いる虎字営に河西務への移動を命じた。その際には「絲毫も騷擾を准さず」と、治安の悪化を防ぐよう厳命している<sup>754</sup>。

しかし、やがて一八九六年三月に、朝廷は「平日の紀律嚴ならず、

今復た剋扣、抑勒の情事有り」として、余虎恩の調査と虎字営の解散

を王文韶に命じる<sup>755</sup>。解散について「頗や法の如からず」と王文韶は述べるが、この間の事情を彼は逐次、督辦軍務処に報告を行っている<sup>756</sup>。これらの事例からも、朝廷や督辦軍務処が北京近郊の勇營の動向に対し、特に警戒を払っていたことがわかる。

ところで甘軍を派遣しても河湟事変は終息しなかった。そこで朝廷は、先の督辦軍務処の上奏により湘軍を率いて山海関にあった魏光燾の派遣を決定する。魏光燾が派遣された後に、山海関の湘軍は江西布政使陳湜の指揮下に引き継がれた。だが、やがて陳湜が在職中に死去したことで、直隸省の湘軍の解散が決定される<sup>757</sup>。こうして「三軍」の併用は終わりを告げる。

このような中で、軍費を理由に、督辦軍務処は王文韶に北洋の淮軍の削減を命じた。そこでは、聶士成の三〇營を除く淮軍二八營を、二一營とすることとしている。王文韶はこれに難色を示したものの、一營の人数を減らすことなどを行い、聶士成の三〇營を含め、総計五五營とすることで応じた<sup>758</sup>。

また一八九六年五月には、軍費の横領と治安の悪化を招いているとして御史胡景桂が袁世凱への弾劾を行った。朝廷はこの調査を榮祿に命じる。

調査を行った榮祿は、弾劾が事実無根だと述べた。だが、その一方で榮祿は袁世凱を教導することの必要性を訴えている。そして、その担い手について「督辦軍務處原より暫局に係らば、恐らくは未だ

久設なる能はず。査するに督臣王文韶は公忠なること夙に著しく、資望最も深く、且つ近きこと咫尺に在りて、考覈するに便なれば、該道の新建陸軍を將て該督の節制に統歸すべきや否や」と述べ、新建陸軍や袁世凱を王文韶の管轄下に移管することを提案した<sup>25</sup>。

この提案に対し、朝廷は「王文韶近く天津に在れば、該道必ず應に隨時稟商して辦理すべく、該督も亦た當に近きに就きて認真に考察すべし」と述べるにとどまった。だが、この翌年には袁世凱について「著して仍ほ督辦軍務王大臣の節制に歸せしむ」と明言されている<sup>26</sup>。ここからは新建陸軍がなお督辦軍務処の指揮下にあり、榮祿の提案が却下されていたことがわかる。

河湟事変を経て防衛体制が変更を加えられていく中でも、朝廷と督辦軍務処による淮軍や直隸總督兼北洋大臣への警戒や監視は変わることがなかったのである。

おわりに

日清戦争に際し、朝廷は各省より勇營の「北上」を命じた。その結果、直隸省は「大軍雲集」という状況に至る。だが、当時の勇營は規律が乱れ、ややもすれば治安を悪化させかねない存在でもあった。そして治安の悪化は新たな紛争などを引き起こしかねない。しかしながら、日本軍に対する上では勇營の「北上」が不可欠であった。このようなジレンマに当時の朝廷は直面していた。また、同時期に天津で発覚した日本人スパイの存在は、朝廷に北京の治安を危惧させ

るものであった。

そうした中で朝廷内では、相次ぐ敗戦に業を煮やした清議派が中心となり、指揮系統の統一を求める声が起こる。督辦軍務処の設置は、これらの求めと「大軍雲集」に対する治安維持を要した朝廷の意向との双方を両立させるものであったといえる。

だがその実態は治安維持が主であり、指揮系統の統一など、軍務全般の統轄は二義的なものに過ぎなかった<sup>27</sup>。

巡防処の存在がそれを証明している。巡防処は督辦軍務処と同日に設置され、その構成員も重複していた。この巡防処が設置された背景には、日本人スパイの活動に対し北京城内の治安維持を強化するということがあった。一方で督辦軍務処は北京城外の勇營を監視した。いわば、この両者は重複する構成員の下で北京の内と外の治安維持を相互補完的に担ったものであった。

その督辦軍務処が勇營を監視した地域が通州一帯である。この地域は北京の安全保障に直結するものであった。他方で、それ以外の地域では、督撫などを通じて勇營への指示が行われた。

このように見るならば、北京を中心とし、督辦軍務処が自ら勇營を監視した通州一帯を内周部、長城付近から天津にかけて勇營が集結した地域を外周部とする、重層構造から成る首都防衛体制は日清戦争時において維持されていたことがわかる。これを踏まえれば、重層構造の中核をなし、外周部の勇營に相対する機関が督辦軍務処であったといえよう。

しかし他方で、このような性格を備えた督辦軍務処は、外周部に



あたる馬廠、小站の定武軍の指揮に固執し、それを督撫の指揮下に移管することはなかった。この方針は日清戦争後においても維持された。戦後に新建陸軍を督撫の指揮下に移管せよとの要請が起こる中で、朝廷はその指揮を督辦軍務処に担わせ続ける。

「例えば、田保橋、前掲書。大坪慶之「日清講和にむけた光緒帝の政  
策決定と西太后」『史学雑誌』第一二三編第三号、二〇一四年。谷  
樹「日清開戦をめぐる李鴻章の朝鮮政策—李鴻章の朝鮮認識と日  
本—」『史学研究』第二五三号、二〇〇六年。石泉、前掲書。林子  
侯『甲午戦争前夕中日韓三國之動向』大人物書店、二〇〇一年。林  
文仁、前掲書。

① 劉鳳翰、前掲書、三八頁。田保橋、前掲書、三三三頁。

② 王剛「甲午戦争中の督辦軍務處」『軍事歴史研究』二〇一七年第二  
期、二〇一七年。馬忠文、前掲書、九八〜一二〇、一三八〜一五二頁。

③ 王剛、前掲論文、六二〜六五頁。尚、九項目とは「対戦局：会商、  
向光緒帝提出：建議」「直接部署軍事」「対論旨已經決定的軍務進行  
監督、督促」「議奏、代奏中下級官員条陳」「查看被保舉官員」「接收  
各地軍情奏報」「管理近畿糧台」「辦理京師巡防事務」「直接節制董福  
祥部等三支大軍」である。

④ 恭親王と西太后は共に、咸豊帝没後の一八六一年にクーデターを  
起こし政権を掌握した。だが、やがて西太后は朝廷内における恭親  
王の勢力の拡大を好まなくなり、しばしばその罷免を試みる。この  
状況が甲申易枢へと繋がった。甲申易枢で西太后は、恭親王、翁同

こうして、日清戦争後の天津一帯は新建陸軍によって防衛される  
こととなった。すなわち、ここに至り、従来は勇營のみに担わせて  
いた外周部の防衛に対し、朝廷は参入に踏み切ったのであった。

蘇、李鴻藻を含めた全ての軍機大臣と四名の総理衙門大臣を罷免し  
た（坂野、前掲『近代中国政治外交史』三五七頁。孔祥吉「甲申易枢  
與中法戦争」『晚清史探微』巴蜀書社、二〇〇一年、三一六〜三三五  
頁）。

⑤ 当時の清議派官僚については、例えば市古宙三「日清戦時中国の主  
戦論」『近代中国の政治と社会（増補版）』東京大学出版会、一九七七  
年（初出は一九五五年）を参照。

⑥ 田保橋、前掲書、二九三、三六三〜三六五頁。

⑦ 第二次絶交書を当時の外務大臣陸奥宗光は最後通牒と見なしたと  
いう。そしてこれにより総理衙門は態度を硬化させた（田保橋『近  
代日鮮関係の研究（下巻）』朝鮮総督府中枢院、一九四〇年、四〇九  
〜四一〇頁。古結諒子『日清戦争における日本外交 東アジアをめ  
ぐる国際関係の変容』名古屋大学出版会、二〇一六年、三二、一〇五  
頁）。

⑧ このような当時の清朝内部の動向については、田保橋、前掲『日清  
戦役外交史の研究』第一部第六章。坂野、前掲『近代中国政治外交史』  
四〇〇〜四〇二頁。

⑨ 『中日交渉』巻二〇（一六三〇）直隸總督李鴻章奏軍事緊急情形

摺」光緒二〇年八月二〇日。「奉天地廣兵單、與臣處相距過遠、且爲將軍及練兵大臣駐紮處、所有一切調度、未便遙制、應請特簡重臣督辦、以便調遣而專責成……」。

二 『中日交渉』卷二〇(一六三五) 軍機處寄北洋大臣李鴻章上諭「北洋門戶最關重要、該大臣布置有素、籌備自臻嚴密。現在東溝業經開仗、須防其進窺海口、畿輔安危所繫、該大臣責無旁貸。至奉省邊防、同時吃緊、本日本已派宋慶爲幫辦大臣、馳赴九連城駐紮、與定安、裕祿合力籌防。該大臣亦應統籌兼顧、不得稍有諉卸」。(一六三七) 軍機處電寄李鴻章諭旨二 光緒二〇年八月二二日。宋慶と毅軍は光緒年間には北洋大臣李鴻章の下で旅順に駐屯していた。

三 定安、裕祿はもとより、北洋に属さない黒龍江においても、同地のトップである黒龍江將軍は宋慶や李鴻章の指揮を受けず、独立していた(田保橋、前掲『日清戦役外交史の研究』三四七頁)。このような指揮系統の在り方は、日清戦争以前からのものであった。塚瀬進氏はこのような指揮系統について「複数化」と指摘している(塚瀬進『マンチュリア史研究―「満洲」六〇〇年の社会変容―』吉川弘文館、二〇一四年、一五〇～一五一頁)。

四 戚其章主編『中国近代史資料叢刊続編 中日戦争 第一冊(以下、続中日(一))』中華書局、一九八九年、四五～四六頁(四五) 戸部侍郎長麟奏爲請特詔恭親王主持軍國大計摺」光緒二〇年七月初三日、八九頁(八四) 御史王鵬運奏請任恭親王總統海疆軍務摺」光緒二〇年七月一七日。また御史張仲忻は「擬請特派懿親重臣會辦軍務者、馳赴朝鮮調度諸軍、與李鴻章和衷共濟」と述べている(『中日交渉』卷

一七(一四一三) 江南道監察御史張仲忻奏倭患方張籌度戰守事宜摺」光緒二〇年七月一日)。

五 『翁同龢日記』光緒二〇年八月二八日条。馬忠文、前掲書、九九～一〇〇頁。王剛、前掲論文、五七頁。宝成関、前掲書、三五五～三五七頁。宝成関氏は、これらを帝党と后党の対立の一環とし、こうした李文田の動きには光緒帝も同意や支持を行っていたとする。また、林文仁、前掲書、二〇四～二〇五頁も併せて参照。西太后の懿旨は、『徳宗實録』卷三四八、一頁、光緒二〇年九月甲戌条。また文廷式の上奏については、汪叔子編『文廷式集 上冊』中華書局、一九九三年、二一～二二頁「合詞籲請特起重臣以維國脈摺稿」光緒二〇年八月二九日。

六 王剛、前掲論文、五七頁。当時の総理衙門大臣は慶親王(后党)、福錕(后党)、吏部左侍郎徐用儀(后党)、吏部右侍郎廖壽恒(帝党)、軍機大臣孫毓汶(后党)、戸部左侍郎張蔭桓(帝党)、兵部尚書敬信(后党)、工部左侍郎汪鳴鑾(帝党)であった(錢實甫編『清代職官年表 第四冊』中華書局、一九八〇年、三〇二四頁。党派については林文仁、前掲書、五二九～五三二頁を参照)。海軍衙門は、清仏戦争での敗北を受けて設置された。その目的は統一的な海軍の指揮、管轄にあったが、成果は捗々しいものではなかった(坂野、前掲書、三六八頁。馮青『中国海軍と近代日中関係』錦正社、二〇一一年、二〇～二二、四一～四二頁)。

七 こうした清議派による要請は、李鴻章への弾劾と併せて行われた。林文仁氏によると、これらはいずれも西太后が講和を志向する中で

「政策發言權」を得、「主戰路線」を維持しようとする意図により行われたものだという（林文仁、前掲書、二二一～二二二頁）。

㉔ 『翁同龢日記』光緒二〇年一〇月初三日条。

㉕ 『統中日（一）』四七八～四八〇頁（五五八）歩軍統領榮祿奏請設巡防處並派程文炳等近畿設防摺。光緒二〇年一〇月初四日。尚、歩軍統領に關しては、例えば以下を参照。渡辺、前掲論文。馬忠文、前掲書、一〇〇頁。

㉖ 『翁同龢日記』光緒二〇年一〇月初四日条。尚、この日の翁同龢の日記には西太后による召見の様子が述べられており、これには慶親王、恭親王、翁同龢、李鴻藻、孫毓汶が参加している。この記述を受けて、王剛氏は慶親王の「力陳」を西太后の面前で行われたものとしている（王剛、前掲論文、五八頁）。だが翁同龢の記述からは、西太后の面前ではなく、上奏により「力陳」した可能性も考えられる。

翁同龢の記述は以下の通り。「内侍來言皇太后召見、遂至甯壽宮蹈和門内小屋坐、慶王一、恭王一、軍機翁同龢、李鴻藻一、奏對良久、慈顏佛郁、問諸臣計將安出。孫毓汶首陳各國調處事、並引臣昨晚晤語。余對此事不可成、亦不欲與、蓋將來無以爲國也。退至樞直看摺。是日慶邸力陳恭親王宜令督辦軍務、允之」。

㉗ 王剛、前掲論文、五八頁。

㉘ 『德宗實錄』卷三五二、一〇〇～一〇一頁、光緒二〇年一〇月戊申条。

㉙ 構成員の党派については林文仁、前掲書、五二九～五三二頁を参照。

㉚ 榮祿の上奏については前掲注一八を参照。その本章に關する該當箇所は以下の通り「…如馭夷不外和戰二事、然必先以戰爲根本、而後

能以和蕺事。光緒十年法人之役、越南諒山一勝、始能講解、未有不受懲創而能和者也。用兵不外戰守二事、然必先以守爲根本、而後能以戰施功。如咸豐・同治年間、粵捻之役、畿輔先固、賊勢漸衰、未有不固畿輔而能言戰者也。…一、請設立巡防處並五城團防、以專責成。查軍情調度朝夕百變、刻不容緩、必有統屬責成、始可集事。當咸豐三年剿平林鳳翔等粵匪、文宗顯皇帝特命惠親王、恭親王設立巡防處、總理軍務。同治七年剿平張總愚等捻匪、穆宗毅皇帝特命醇賢親王、恭親王設立巡防處、總理軍務。凡有各路軍情、皆稟報巡防處、立刻裁決請旨。

即賊所在、亦可隨時探明指劃。軍有統屬、則脈絡貫通、事有專責、則指臂靈捷、收效自易。現在情勢較之從前似尤緊要、此舉關係兵事全局。擬請仿照成案、特簡王大臣設立巡防處、專理軍務、以專責成。至城外五城地面人煙稠密、良莠不齊、從前辦理軍務亦蒙特派大臣督理五城團防、偶有奸宄竊發、即可拏懲也、方賴以靜謐。應請聖裁、一體飭辦、以安閭閻」。

㉛ 渡辺、前掲論文、一三三～一三七頁。

㉜ 『翁同龢日記』光緒二〇年九月二十九日条、一〇月初三日条。

㉝ このように見れば、王剛氏は榮祿の上奏を恭親王に指揮権を一本化することを目的として行われたもののように解釈しているが（王剛、前掲論文、五八頁）、これは巡防処のトップが王大臣であった慣例上のことであって、榮祿の本来の主張は北京の治安維持を強化することにあったと思われる。

㉞ 管見の限りにおいて、当該期の巡防処に論及した史料としては、本文で述べた以外には次のものがある。『德宗實錄』卷三五二、一二二

頁、光緒二〇年一〇月己酉条。『中日交渉』卷三二（一九〇一）軍機處奏商閱發下電信摺件擬繕諭旨進呈片」光緒二〇年一〇月初七日。

『翁同龢日記』光緒二〇年一〇月初六日条、初七日条。渡辺氏は、その解散を示す史料が見当たらないとしつつ、下関条約締結後の恭親王等が借款事宜を命じられた一八九五年五月九日を巡防処の解散日とみる（渡辺、前掲論文、二二八頁）。一方、馬忠文氏は督辦軍務処と巡防処の構成員などが重複していたことから、事実上、督辦軍務処が巡防処の機能を「包含」していったものとする（馬忠文、前掲書、一〇三頁）。後に陝西道監察御史恩溥が督辦軍務処の撤廃を求めた際に「所有内城巡防甚關緊要、似應仿照現在五城團防總局、將督辦處改爲内城巡防總局」と述べていることに鑑みると、『中日交渉』卷三一（二五〇八）附件一 恩溥奏請裁撤督辦軍務處改設内城巡防總局片」光緒二一年正月一四日）、或いは馬忠文氏の指摘する通りであったとも考えられる。

馬忠文、前掲書、九七頁。この還曆祝典には栄禄以外にも前章で触れた胡燏棻など、各省より二、三人の参加が命じられていた。その総数はおよそ四〇名を超えた（『光緒朝東華錄』総三三二九頁、光緒二〇年正月癸巳条、総三三二〇頁、光緒二〇年正月乙未条）。この参加者の指名について、馬忠文氏は「随意性」のものではなく、以前よりの朝廷との繋がりなどを指摘する（馬忠文、前掲書、八六頁）。

馬忠文氏によると、栄禄を歩軍統領に推挙したのは、当時総理衙門及び海軍衙門に再登用されていた恭親王であった。これは恭親王による「收拾局面的重要举措之一」であり、李鴻藻や翁同龢の支持を

得たもので、その背景には「京師防務喫緊」があったという（馬忠文、前掲書、一〇〇〜一〇三頁）。だが具体的に何に對する「京師防務」であったのか、十分な説明が行われてはいない。また栄禄の上奏についても、史料の引用と若干の説明にとどまり、上奏の具体的な契機や背景などへの考察は行われていない。

『徳宗實錄』卷三四四、五頁、光緒二〇年七月戊寅条。尚、門牌とは戸ごとに掲げられたもので、家長の姓名や職業、丁数などが列挙されていた（『清國行政法 第二卷』、三五頁）。

石川案（または石川伍一案）という名称は戚其章『甲午日諜秘史』天津古籍出版社、二〇〇四年に依拠した。石川は日本軍の將校ではなかったが、一八八四年に渡清して以降、駐清海軍將校の助手として情報収集に務めた。途中に一時帰国したものの、一八九二年には再び渡清している。開戦に際し日本領事たちが引き揚げた後も、情報収集のために天津のアメリカ租界に残留した。だが、やがて石川の残留にアメリカ領事リード（Sheridan P. Read）が難色を示すようになったために租界を離れることとなった。この事件の顛末や石川伍一については以下を参照。戚其章、前掲書、第六章。関誠『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス―明治前期の軍事情報活動と外交政策―』ミネルヴァ書房、二〇一六年、二〇八〜二一〇、二九九、三四六〜三四七頁。

『統中日（一）』七八〜七九頁（七二）吏科給事中余聯沅奏請嚴防各海口並練勁旅清奸細等事摺」光緒二〇年七月一三日。「又聞天津拿有倭人奸細、供出擬用炸藥轟火藥局、並供京城内奸細亦不少等語。

臣前奏宜稽拿漢奸、誠以詭謀叵測、不可不加意嚴防、似此擬用炸藥尤屬凶狠」。

※ 例えば、後掲注三七の志鋭による上奏では「其所用書辦」とされている。

※ 戚其章、前掲書、一八八〇一八九頁。

※ 戚其章氏は本事件の経緯や、二種が現存する石川の供述の比較検討において詳細を極める。だが、その関心は本事件の史実経過や真偽の解明にあり、この火薬局の爆破計画については全く触れられていない。そのため、本事件が朝廷に及ぼした影響や結果についての具体的な考察が不十分である。

※ 『徳宗實錄』卷三四四、一七頁、光緒二〇年七月丁亥条。

※ 『中日交渉』卷一六「(一三九一)發北洋大臣電」光緒二〇年七月一日。李鴻章はこれに対して「前雖有欲燬藥局之謠、因防範嚴、並無其事」と否定している(『李全集二』八八六頁「寄譯署」七月一日酉刻)。

※ 『中日交渉』卷一九「(一五六六)江南道監察御史張仲炘奏陳北洋情事請旨密查並請特派大臣督辦天津團練摺」光緒二〇年八月初九日。礼部右侍郎志鋭も、未遂に終わったものの、天津での爆破は「海防」の崩壊に繋がるものだと指摘する(『中日交渉』卷一六「(一三九四)附件一 志鋭奏請議處貽誤軍機之丁汝昌等片」光緒二〇年七月一日)。

※ 『中日交渉』卷一九「(一五六九)軍機處電寄李鴻章論旨三」光緒二〇年八月初九日。この上諭を受けた李鴻章は、「初九日奉電旨、復

審石川<sup>マウ</sup>五一等、供均如前、詰以埋藏炸藥地雷一節、據稱實止留探軍情、別無他謀、且安身未定、即被拏獲、豈能作為此事等語。劉棻供亦相同。查天津人烟稠密、耳目衆多、若埋藏地雷炸藥、非一手足所能爲、豈有無人察覺之理、無識者或造謠聳聽、再四查訪、實係毫無影響」と、朝廷の懸念を払拭することに務めている(『中日交渉』卷二〇「(一五九七)北洋大臣來電二」光緒二〇年八月一日到)。

※ 『中日交渉』卷一七「(二四一二)附件一 懷塔布等奏火藥局爲存儲軍火重地請飭派官兵密稽改裝之倭人片」光緒二〇年七月一日。

「再、現值倭夷構衅之際、盤詰奸宄尤爲當務之急、風聞天津等處曾經拿獲雜髮改裝之倭人多名、則京師地面五方雜處、亦難保其必無、況火藥局爲存儲軍火重地、尤不能不加意防範……」。

※ 『中日交渉』卷一九「(二五一四)編修張百熙奏倭情詭秘請嚴察籌防摺」光緒二〇年八月初一日。「慶典」は本文で述べた西太后の還曆

祝典である。「京督地廣人稠、尤易伏藏奸細、非步軍統領及左右翼總兵・順天府尹・五城御史等認真緝拏查察、恐一時竊發、爲害不細。惟思步軍統領平日已事關緊要、目前尤所係非輕。大學士福錕部務之外、差使繁多、重以慶典要差、尤爲日不暇給、責以訪拏奸細重務、精力實虞不逮。可否請旨開去大學士福錕步軍統領差使、別簡強實明敏職事較簡之大員綜司其任、俾克悉心整頓、弭患無形」。

※ 『中日交渉』卷一九「(二五四六)軍機處奏商閱發下摺片等件擬繕批旨進呈片」光緒二〇年八月初六日。『徳宗實錄』卷三五〇、七頁、

九月戊戌条、一九頁、九月壬寅条。尚、この日本人工作員の存在については、右の『徳宗實錄』九月戊戌条において、事実無根であったとする北城御史の調査報告が記されている。

尚、石川伍一は天津での取り調べを経た後の九月二〇日に劉棻と共に処刑された。また、彼らの供述はいずれも總理衙門に提出された。そこでも「豈能埋藏地雷炸藥。這實是沒有的話」（石川供述）「並沒埋藏地雷炸藥」（劉棻供述）と両者が共に否定したものと述べられている（戚其章、前掲書、一九三頁）。

『統中日（一）』四九五頁（五九〇） 御史鍾德祥奏親王督師人心振奮但應加緊布置籌辦摺」光緒二〇年一〇月初八日。

『統中日（一）』四七四頁（五五二） 禮部侍郎志銳奏革職拿問之衛汝貴所開質鋪應一律查封片」光緒二〇年一〇月初四日。「又總兵衛汝成係衛汝貴之弟、奴才前以將才需人曾經保奏、近聞該員所募淮勇未能得力、且缺額頗多、奴才不敢以保舉在先稍存回護。並請飭令督辦軍務王大臣、即將該員撤退更換統帶、以免貽誤事機」。『徳宗實錄』卷三五四、一二頁、光緒二〇年一〇月癸巳条、卷三五五、二一、一二、一四、一五頁、光緒二〇年一〇月癸卯条、庚戌条、壬子条、卷三五六、五、六頁、光緒二〇年一〇月丙辰条。

『中日交渉』卷三二（二二二〇） 附件二 戴鴻慈奏請飭下督辦軍務王大臣速議賞罰章程片」光緒二〇年正月一五日。

『統中日（一）』五〇七、五〇八頁（六〇五） 國子監司業瑞洵奏敵氛日熾請派慶親王迅赴津沽專司兵事摺」光緒二〇年一〇月初九日。  
この旅順陥落により李鴻章は「革職留任」の処分を受け、陸軍の

指揮権を奪われた（坂野、前掲書、四〇五頁。『徳宗實錄』卷三五二、二三頁、光緒二〇年一〇月庚午条）。『徳宗實錄』卷三五五、五頁、光緒二〇年一〇月甲辰条。

『劉忠誠公遺集』奏疏卷二一「請收回欽差大臣成命摺」光緒二〇年一〇月初二日。「擬請旨將臣交督辦軍務處、隨同恭親王等辦理軍務、抑或指撥湘軍二三十營歸臣統帶、馳赴前敵、俾當一路之師、臣務當竭盡愚忱、勉酬高厚」。

『徳宗實錄』卷三五五、五頁、光緒二〇年一〇月乙巳条。『劉忠誠公遺集』奏疏卷二二「恭謝天恩摺」光緒二〇年一〇月初四日。このような督辦軍務処との連絡等のほかに、劉坤一は「東三省」や「北洋津沽一帶」の戦場では裕禄や李鴻章などに、「山海關之事」や「關外之事」については、当時よりその地に駐屯していた湖南巡撫吳大澂や宋慶に、引き続き責任を負わせるよう求めている（『劉忠誠公遺集』奏疏卷二二「通籌軍務情形摺」光緒二〇年一〇月初八日、「奉命出師籌畫軍前事宜摺」光緒二〇年一〇月二日）。そして、これは督辦軍務処の検討を経て裁可されている（『徳宗實錄』卷三五七、二、三頁、光緒二〇年一〇月癸亥条）。一方で、劉坤一は後に「惟現在一切徵調、多由軍務處主持、外間又有吳・宋兩幫辦及各將軍・督撫、均可奏報軍事、事權既未能畫一」と述べている（『劉忠誠公遺集』書牘卷一「復郭善臣」光緒二〇年正月初九日）。こうした事などから、或いは劉坤一が責任の分担、回避を意図していたということが考えられる。

『徳宗實錄』卷三五五、一〇頁、光緒二〇年一〇月戊申条。論内閣。現在畿輔大兵雲集、著派恭親王督辦軍務、所有各路統兵大員、均

歸節制。如有不遵號令者、即以軍法從事。慶親王奕劻、著幫辦軍務。翁同龢・李鴻藻・榮祿・長麟、並著會同商辦。

②この勇の概数は『德宗實錄』卷三四四〜三五〇に依拠して算出した。当該期にはまだ直隸省に入っていない勇營もあるが、当然のことながら朝廷はその到着を想定しているため数に含めた。尚、史料上では「湘軍五營」などのように營数で示されることが多く、その実数については不明である。しかし当時の勇營では大体において一營が五百人であるため、これを適用した。これらの勇營の大部分は、まず天津に集結して李鴻章の指揮下に入り、そこから山海関や満洲へと派兵されている。これはまだ当時は李鴻章が戦争全般に対する指揮、監督を行っていたためだと思われる。

③例えば、前章において指摘したような朝鮮における盛軍の規律がある。しかし、これは淮軍に限ったものではない。例えば、遼陽に派遣されていた吉林練軍が教会の破壊などを行った際に、朝廷は「出征軍士、中途騷擾、已干軍律」と述べている（『德宗實錄』卷三四五、五頁、光緒二〇年七月甲午条）。ここからは、当時動員されていた全ての軍の動向について、朝廷が憂慮していたことがわかる。

④『德宗實錄』卷三四二、六頁、光緒二〇年六月癸丑条、卷三四七、一三、一七、二三〜二四頁、光緒二〇年八月丙寅条、丁卯条、己巳条、卷三四九、七頁、九月丁亥条、卷三五〇、一七頁、九月辛丑条。『中日交渉』卷二〇（一六四三）軍機處奏商閱發下電報摺片等件擬繕論旨進呈片。光緒二〇年八月二三日。田在田が山東省で募った勇營の費用はまず戸部から六千兩を支給し、不足分が山東省から支給され

た。通州に駐屯の後は、その軍費や武器は戸部と神機營より支給されている。『中日交渉』卷二二（一八三二）軍機處奏商閱發下電報摺片擬繕論旨進呈片。光緒二〇年九月二八日。『德宗實錄』卷三五二、七頁、一〇月丙午条も併せて参照。

⑤陳湛綺責任編輯『國家圖書館藏古籍文獻叢刊 中日甲午戰爭奏稿』全國圖書館文獻縮微複製中心、二〇一〇年、三五四〜三六九頁。「竊查該員成軍太速、所招至濫、梟徒土匪雜廁其中、有事難倚作干城、無事恐徒滋騷擾。聞撫臣李秉衡亦極言該員之不可恃。輦轂之下、須備非常、似宜調禁他處、另擇素有紀律之軍駐紮通州為妥」。本史料は日付の記載を欠くものの、冒頭では「竊聞倭人攻陷九連城之後、諸將退紮摩天嶺、逃兵潰卒不復成軍、倭又從皮子口登岸數千、旅順大連同時告急、遼瀋之情形既迫……」とある。九連城陥落は一八九四年一〇月二六日であり、大連陥落が一月七日、旅順陥落は同月二一日であるため、本史料はその間に書かれたこととなる。そのため、調査命令が出された日付（一八九四年一月五日）とも整合性を持つ。

⑥『德宗實錄』卷三五二、一五頁、光緒二〇年一〇月辛亥条。

⑦『德宗實錄』卷三五二、三〇頁、光緒二〇年一〇月戊午条、卷三五二、七頁、光緒二〇年一〇月辛酉条。尚、督辦軍務処による調査報告は『德宗實錄』等には記載されておらず不明。

⑧『德宗實錄』卷三五六、一二頁、光緒二〇年一二月庚申条、卷三五七、六〜七頁、光緒二〇年一二月丙寅条。

⑨『光緒朝東華錄』総三五三二〜三五三三頁、光緒二〇年一二月乙丑条。「營勇搶銀滋事、請將未能彈壓之營哨統轄各官分別懲處」。ここ

で督辦軍務処が処罰を求めた官は、李培榮以下、遊擊銜留甘補用都司吳連城、山東候補參將李連陞、藍翎守備谷有才である。李培榮には「交部議處」、それ以外には「即行革職」を求めている。

②『劉忠誠公遺集』奏疏卷二三「查明李培榮參款改派統軍摺」光緒二十一年正月初四日。「且該營勇有鼓譟搶餉之案、呈經督辦處王大臣奏請將該提督及各營官分別革職議處、則李培榮不能撫馭該營可知」。

③『德宗實錄』卷三五八、一二頁、光緒二十一年正月庚辰條。

④榮祿の上奏については前掲注一八を参照。『中日交渉』卷二一（七一五）「軍機處奏商閱發下摺件電奏擬繕諭旨進呈片」光緒二十一年九月初四日。『德宗實錄』卷三四九、四頁、九月丙戌條、卷三五〇、一三頁、九月庚子條。尚、当時の董福祥は、先述の西太后の還曆祝典に参加するため来京していた。程文炳は服喪のために湖北提督を辞していたが、日清戦争の勃発により「北上」を命じられた一人であった（例えば『德宗實錄』卷三四五、八頁、光緒二十一年七月丁酉條、卷三三八、六頁、光緒二十一年九月丁丑條）。甘軍が河西務にあったことを示すものとしては後掲注七九を参照。程文炳が張家湾に駐屯したことについては、『誥授建威將軍封光祿大夫先大父壯勤公事略』（程文炳撰 李興武整理『程文炳集』黃山書社、二〇一〇年所収）光緒二十一年條。王剛氏によると、これら董福祥、程文炳などは、督辦軍務処の直轄下であり、その軍費も督辦軍務処より支給されていたという（王剛、前掲論文、六〇頁）。これからも田在田、李培榮も含めて、北京近郊にある勇營の動向こそが朝廷と督辦軍務処の重視するものであったことがわかる。

⑤『德宗實錄』卷三六三、一六頁、光緒二十一年三月乙酉條。尚、王剛氏は曹鳳輝と表記するが（王剛、前掲論文、六六頁）、本稿では『德宗實錄』に依拠して唐鳳輝とした。「又諭。御史張仲炘奏、提督董福祥所部甘軍西軍、將士不和等語。著督辦軍務王大臣查明具奏。原片鈔給閱看。尋奏、營官董陽春、屢被指摘、雖無剋扣確據、究不勝營官之任、唐鳳輝於查辦要件、前後反覆其說、迹近搖惑、亦難勝營務處之任。請將該總兵唐鳳輝、副將董陽春、均即撤差離營、以免別生事端。從之」。

⑥『德宗實錄』卷三五二、一五頁、一〇月丙寅條。

⑦『德宗實錄』卷三五六、一四頁、光緒二十一年二月辛酉條。

⑧『德宗實錄』卷三六四、二、七、八頁、光緒二十一年三月丁亥條、癸巳條。李鴻章が講和交渉の全權大臣として下関に派遣されたため、当時の直隸總督及び北洋大臣は、王文韶が署理していた（『德宗實錄』卷三五九、一二、一三頁、光緒二十一年正月辛卯條）。

⑨『德宗實錄』卷三六一、一六頁、二月癸丑條。通州に関しては、「通州近畿、非帥臣所宜駐節也」とする見解もある（『中日交渉』卷二八（二二四二）侍讀學士文廷式奏請飭令劉坤一駐紮天津整飭軍務摺」光緒二十一年二月一七日）。

⑩『德宗實錄』卷三六八、二頁、光緒二十一年五月丁亥條。『劉忠誠公遺集』書牘卷一一「致翁宮保」光緒二十一年五月一七日。

⑪謝俊美編『国家清史編纂委員會・文献叢刊 翁同龢集（上）』（以下、翁集）中華書局、二〇〇五年、一四一〜一四二頁「認真裁留歸併防兵摺」光緒二十一年五月一九日。尚、当時の督辦軍務処では、翁同龢が



上奏を作成、清書していた(例えば本上奏に関しては『翁同龢日記』光緒二十一年五月一七日条を参照)。このため、本史料は「此摺与奕訢、奕劻、李鴻藻、榮祿、長麟等督辦軍務王大臣聯銜」と注記され、翁同龢の著作として収録されたものと思われる。『德宗實錄』卷三六八、三頁、光緒二十一年五月己丑条。

② 『劉忠誠公遺集』電奏卷一「寄督辦軍務處」光緒二十一年五月二三日。『德宗實錄』卷三六八、六頁、光緒二十一年五月甲午条。当時、劉坤一が直接に指揮していた兵勇とは「直隸閃殿魁十營、河南牛師韓七營、陝西馬心勝六營、及宋朝儒兼統泰安六營、何鳴高接統山西練軍五營」であった。

③ 『劉忠誠公遺集』奏疏卷二四「裁併關津防營摺」光緒二十一年閏五月初三日。また、この上奏では董福祥や程文炳について「其分駐近畿之程文炳、董福祥兩軍、裁留歸併、自由督辦處主政」と述べられている。

④ 『劉忠誠公遺集』書牘卷一一「致李中堂王制軍」光緒二十一年五月二七日。「淮軍總統如直隸提督聶軍門、勇略爲諸將冠、關津皆直隸提督所轄、應即以關津防務責成該提督一人、並將應撤淮軍、挑選精銳、撥足該提督所部三十營或二十五營、再以登州鎮章高元、永州鎮賈起盛、前臺灣鎮吳宏洛三軍隸之、亦各撥足十五營或十營、以厚其力、而重其權」。

⑤ 前掲「裁併關津防營摺」。「至廣西臬司胡燏棻所練定武軍、已臻純熟、應與何永盛・王得勝・周蘭亭等礮隊、俱爲北洋大臣親兵、應隨時察酌辦理。此擬留淮軍量行歸併之實在情形也」。

⑥ 『中日交涉』卷四五(三三五) 江西道監察御史王鵬運奏撤兵關緊全局請並留各軍以杜奸謀摺」光緒二十一年閏五月初八日。『統中日(三)』四四二〜四四三頁(二四三八) 吏科給事中余聯沅奏諸軍不可遽撤淮軍不宜獨留摺」光緒二十一年閏五月初八日、四四三〜四四五頁(二四四〇) 左庶子戴鴻慈奏請飭劉王二大臣詳議妥籌各軍應留強汰弱摺」光緒二十一年閏五月初九日、四四五〜四四七頁(二四四一) 吏部尚書麟書等代遞丁立鈞截軍應汰弱留強並擬辦法八条摺」光緒二十一年閏五月初九日。この内、主に本文で用いた余聯沅の上奏は以下の通り「竊臣風聞李鴻章與劉坤一・王文韶議定、合詞奏請諸軍全撤、只留淮軍、以聶士成・吳宏洛・章高元・賈起勝分統之、不知確否。若果屬實、此其意何意也。微論強鄰環伺、各軍不可遽撤。即令爲節省餉精起見、亦只宜汰弱留強、各軍併用、亦不得專留淮軍。夫淮軍自倭人肇衅、望風即潰、節節退縮。如葉志超・龔璣輩、皆宜同衛汝貴明正典刑、方足以伸國法、而快人心。乃盡撤諸軍、豈以諸軍爲不可用乎。宋慶・李光久之力戰、昭昭在人耳目。專留淮軍、豈以淮軍爲深資得力乎。而丁汝昌等之債軍誤國、各將又如出一轍也。李鴻章老於疆圉、豈獨於此而昧之。誠以彼淮人也。專欲自樹其黨羽、而盡以翦朝廷之腹心、司馬昭之心、路人皆知之。而劉坤一・王文韶獨不知之。非阿諛逢迎而何。淮軍各將惟聶士成扼守分水嶺戰功卓著、李鴻章素不善之、聞此次之將留淮軍也、李鴻章又伴以溫言拊慰之。是向之所不能得於李鴻章者而忽喜出望外、聶士成一武夫、能不爲之盡死力乎。將來只知有李鴻章、豈復知有朝廷乎。其餘若吳宏洛等、皆驚下庸才、素爲李鴻章所頤指而氣使者、又不足論矣。又聞爲之聯絡諸淮將而贊成其事者、則胡燏

菜也。胡燏棻素日諂附李鴻章、而亦隱以將來之北洋自任。聞其以甘言誘致吳宏洛、而冀以收異日之用。此其心之叵測、直與李鴻章等。倘竟如所請、則淮軍布於畿輔、將權奸益肆其專擅、而朝廷立見其孤危、後患不可勝言矣。惟有仰懇我皇上乾斷施行、萬不可徇其所請、專留一軍。應請旨飭令湘・淮・慶三軍併用、並諭知各統將汰弱留強、認真操練、毋得懈弛、以備緩急。此國家治亂所關、而大局安危所係。臣是以不避斧鉞之誅、披瀝直陳、以冀挽回于萬一。是否有當、伏乞皇上聖鑒。謹奏」。尚、當時、このような清議派の上奏が相次ぎ、また一定の影響力を持っていたことについては、市古、前掲論文を参照。

『翁集』一四三〜一四四頁「遵議裁留歸併淮軍湘軍豫軍摺」光緒二一年閏五月一三日。「臣等查閱原奏除關外各營請由宋慶・長順・依克唐阿等自行相機酌辦外、其津關防營、請將淮軍留併大枝、歸聶士成總統、湘軍徵募各營、概擬遣散。所稱選將之方、裁兵之法、原已具有条理。然臣等揆度時宜、通籌全局、有不得不從長計議者。查上年徵調召募之軍、分布山海關內外者、凡三百餘營、統而計之曰淮軍・湘軍・豫軍而已、各軍風氣不同、而朝廷視之則一。淮軍雖駐津日久、然屢經挫衄之後、必當量予刪除、湘軍雖水土未宜、然遠道徵調而來、豈可全行裁撤、至新募之豫軍、其兵士強弱不齊、其將領勇怯參半、亦當分別歸併、酌量去留。臣等之意、以選將爲第一義、而裁兵之法即寓乎其中。直隸提督聶士成治軍有法、卓著戰功、宜令總統淮軍、撥足三十營、駐紮津沽一帶、一切分統營哨官均聽其自行選擇、其餘各營悉數裁汰。江西藩司魏光燾沈毅有力爲、曉暢軍事、宜令總統湘軍、酌留三十營、駐紮山海關一帶、一切分統營哨官均聽其自行選擇、其餘各營悉數遣撤。

四川提督宋慶、老成持重、廉公有威、所部不盡豫軍、而以豫軍得名、宜令總統豫軍、選置三十營、駐紮錦州一帶、其分統營哨官尤當精選材能、毋徇情面、其餘各營亦悉數遣撤。此臣等議歸併淮・湘・豫三軍之大略也。至各礮臺之守兵、親軍營之礮隊、應歸北洋大臣調遣者不在議裁之列、然亦當嚴加整頓、汰弱留強。其駐守大高嶺及遼瀋各軍、俟防務大定、再由臣等另行議奏。抑臣等更有請者、兵家進退以權衡時勢爲先。現在遼地未歸、商約未定、若徒爲節省餉糈起見、一旦空千里而旋師、適足啓戎心而墮士氣。臣等以爲前敵得力諸軍、此時宜緩撤遣、暫捐數月之餉、用固疆圉之防。至王連三・李永芳・丁槐・陳鳳樓・宋朝儒五軍、應如原奏、與馬心勝・牛師韓・何鳴高三軍即先行分別遣撤。其現留各軍、應請飭下劉坤一等轉飭仍前扼守、勿懈操防。再、原奏所稱撤遣之勇、查明道路遠近、酌給口糧一兩月、以示體恤、並將銀兩解交原省、俟遣撤日支放等語。應如所請辦理。所有臣等遵議緣由、是否有當、伏乞皇上聖鑒。謹奏」。

『德宗實錄』卷三六九、五〇六頁、光緒二一年閏五月乙巳條。

『德宗實錄』卷三七八、九頁、光緒二一年一〇月己丑條。日清戰爭時、袁世凱は前線の鳳凰城や新民庁などにおいて兵站を管理していた。この間に李鴻藻との關係を強め、戦後には軍事改革の必要性を訴えている。そして、八月には光緒帝の前で軍事改革について述べたことから、督辦軍務処での「差委」を命じられた。やがて劉坤一や翁同龢、榮祿の知遇も得た袁世凱は、次第に「叛淮投湘」の傾向を帯びたという。かつて胡燏棻が定武軍の編成を命じられた際には督辦軍務処の指示を受けていたものの、督辦軍務処においての「差委」

を明確に命じられたものではなかった。本文で述べたような劉坤一や督辦軍務処の上奏などに鑑みると、定武軍、新建陸軍に対するより直接的な指揮が試みられたものとも考えられる。また、胡燏棻は、順天府府尹に転じ、督辦鐵路事務として天津から盧溝橋に至る鐵道を担当することとなった。『德宗實錄』卷三七〇、一四〇一五頁、光緒二十二年六月辛巳条、卷三八〇、一〇頁、光緒二十一年一月辛酉条、卷三八二、一〇頁、光緒二十一年二月己丑条。馬忠文、前掲書、一四一〜一四五頁。劉鳳翰『新建陸軍』中央研究院近代史研究所、一九六七年、三七〜四五頁。張華騰、前掲書、四五〜五〇頁。

河湟事変に関しては、丸山鋼二「中国におけるイスラム教派」『文教大学国際学部紀要』第一卷二号、二〇〇一年、一四三頁を参照。

㉔ 『中日交渉』卷四四「(三一六九) 陝甘總督楊昌濬來電」光緒二十一年四月一六日到。『德宗實錄』卷三六六、四〇五、六頁、光緒二十一年四月戊午条、己未条、卷三六七、八頁、光緒二十一年五月丁丑条、卷三六九、二二頁、光緒二十一年閏五月甲子条、乙丑条。

㉕ 『德宗實錄』卷三六九、二二頁、光緒二十一年閏五月乙丑条。

㉖ 『德宗實錄』卷三八四、四頁、光緒二十一年正月乙卯条。

㉗ 袁英光 胡逢祥整理『王文韶日記 下冊』中華書局、二〇一四年第二次印刷、九三三頁、光緒二十一年正月一九日条、二〇日条、二一日条。

㉘ 『德宗實錄』卷三七六、一、七、九、一〇頁、光緒二十一年九月戊戌条、乙巳条、丁未条、戊申条、卷三八八、九頁、光緒二十一年四月丙

子条。尚、魏光燾は事変の鎮圧後には陝西巡撫として陝西省に留まつている。『德宗實錄』卷三八八、六頁、光緒二十一年四月辛未条。

㉙ 中國第一歴史檔案館編『光緒朝硃批奏摺 第三四輯』中華書局、一九九五年、四六四頁【三一六】北洋大臣直隸總督王文韶 片「光緒二十二年三月一日」。

㉚ 『德宗實錄』卷三八九、一頁、光緒二十二年四月辛巳条、卷三九〇、一〜一二頁、光緒二十二年五月戊申条。榮祿の報告は、中国社会科学近代史研究所中華民国史組編『中華民国史資料叢稿 專題資料選輯第二輯 清末新軍編練沿革』中華書局、一九七八年、二一〜二二頁および馬忠文、前掲書、一四七頁に再録されているものを本稿では用いた。ただ、両書における再録はいずれも省略箇所があるため、本稿では両書を適宜参照して補った。尚、この史料の出典について、『清末新軍編練沿革』では「軍機處硃批奏摺檔」とするが、馬忠文氏によると、「兵部尚書榮祿奏爲遵旨查明督練新建陸軍道員袁世凱被參各節據實覆奏事」光緒二十二年五月一日、朱批奏摺、檔号 04-01-16-0248063 縮微号 04-01-16-046-1310 とのことである。本文で用いた箇所については以下の通り「查該道血性耐勞、勇于任事、督練洋操、選拔精銳、尚能不遺餘力、于將領中洵爲不可多得之員。惟初膺總統之任、若有人節制之、策勉之、庶使多加磨練、日久自不至啓矜張之漸、冀可備國家折衝禦辱之材、抑之者正所以成之也。督辦軍務處原係暫局、恐未能久設。查督臣王文韶公忠夙著、資望最深、且近在咫尺、便于考覈、可否將該道新建陸軍統歸該督節制」。

㉛ 『德宗實錄』卷三九〇、一二頁、光緒二十二年五月戊申条、卷四〇

六、一六頁、光緒二十三年六月癸未条。

※ 例えば「再、督辦軍務處亟宜裁撤也、有督辦處、而又設欽差大臣、猶諸屋上架屋、有軍機處、仍有督辦軍務處、未免政出多門」との批判が清議派より呈された(『中日交渉』卷三一(二五〇八) 附件一 恩溥奏請裁撤督辦軍務處改設内城巡防總局片) 光緒二十二年正月(四日)。これなどは督辦軍務処に対する清議派の期待が、朝廷のそれと全く乖離していたことを示している。王剛氏は、督辦軍務処に明確な規定がなかったことや、それを構成する大臣たちの資質などを理由と

して「竟不能在戰局中有所作為」とし、その上奏は「戰略性」を欠くものであったとする(王剛、前掲論文、六六頁)。このような見解は、いずれも当時の清議派の見方を踏襲して、督辦軍務処の本質的な役割を誤解したものといえよう。

※ 本文で述べたように、督辦軍務処が戦後の防衛体制を述べた中では、聶士成の率いた淮軍、つまり武毅軍は天津に駐留することとされていた。だが、実際には武毅軍は蘆台に駐留し、その活動区域は蘆台から山海関一帯とされた(劉鳳翰、前掲『武衛軍』二六四頁)。

## 結

本稿では四章に亘り、清末における首都防衛の諸相を論じてきた。以下では、改めてこれまでの内容を要約し、本研究の中国近代史上における意義を述べると共に、今後の展望について示していきたい。

本稿で論じた首都防衛の変遷は、以下の四段階に大別できる。

まず、第一段階が一八六〇年代である。この時期は北京を取り巻くように首都の防衛体制が確立されていった時期にあたる。一八六〇年のアロー戦争で、清朝は近衛部隊である禁旅八旗の大敗、皇帝の蒙塵といった前代未聞の事態に直面する。戦後、朝廷が急務としたのは禁旅八旗の再建であった。そして、一八六二年、恭親王の上奏に基づき、残存する禁旅八旗に対し主に銃砲の再訓練を行う機関として神機營が設立された。このような神機營には直隸総督など督撫の介在は認められることがなかった。

こうした中で、一八六〇年代半ばより捻軍や塩の密売人の武装蜂起などが相次いで起り、直隸省の治安状況が悪化していく。

そこで北京では、これまで治安維持を担っていた巡捕營に対し、神機營の首班であった醇郡王による指揮や訓練が行われていく。醇郡王を介して、北京の治安維持、防衛における神機營の役割が次第に増していったのである。

一方、これらの反乱を鎮圧するため、直隸省各地の緑營はもちろ

ん、劉長佑、左宗棠、李鴻章などの漢人督撫を領袖とする楚勇、楚軍、

淮軍などの勇營が用いられていった。この一連の戦いは直隸省で行われ、時に戦闘が北京付近に及んだ。そのため、朝廷は勇營と緑營の実態を目の当たりにすることとなる。当時の勇營と緑營は規律が低下し、各地で略奪などを行い治安の悪化を齎していた。

このような治安の悪化により、新たな反乱が起こることを朝廷は恐れた。そこで、緑營に対して、それを指揮する直隸総督の下で集中的に管理、監視をするため再編が行われた。こうして編成されたのが直隸練軍である。

また、督撫の指揮する勇營を監視、牽制するための武力的な裏付けとして神機營が用いられるようになった。

捻軍は鎮圧されたものの、直隸省では依然として治安が悪化していた。だが、神機營は北京及びその付近を防衛するものであり、直隸練軍では兵力が不足していた。そこで勇營の駐留が求められた。

こうして勇營が直隸省に駐留するようになるが、朝廷はその規律や向背常ならない性格を警戒していた。そこで、勇營の駐留は直隸省南部など、北京より遠方に限定されることとなった。そして北京や陵墓の付近には直隸練軍、北京には神機營が配置された。このように三者三様の武力を、北京を取り巻くよう重層的に併用、配置していくことで、首都の防衛体制は確立されたのである。

第二段階は一八七〇年から一八八〇年代半ばである。この時期には、先述の防衛体制の下で北京の安全が保たれた。いわば安定期にあたる。

一八七〇年の天津教案により、李鴻章が直隸総督に就任する。李鴻章は麾下の勇營、淮軍を率いて直隸省に移駐した。こうして直隸省に駐留した淮軍には、盛軍、武毅軍、銘軍があった。

やがて、天津教案、日本による台湾出兵、ロシアとのイリ問題、そして一八八四年の甲申政変や清仏戦争など外交案件や紛争が発生する。だが、直隸省にその混乱が波及することはなかった。

一方、これらを受け、直隸省を含む北洋における淮軍の駐留地は次第に拡大していく。この駐留地の拡大は、朝廷の裁可や支持を得た上で行われた。しかし、その主な役割は海防にあった。つまり、一八六〇年代以来の防衛体制に則り、淮軍の駐留地は外周部に限定されていたのである。

こうした状況にやがて変化が訪れる。変化の発端は一八八四年の盛軍への弾劾であった。盛軍は北洋のみならず全ての淮軍の中核であった。また、その駐留地であった小站、馬廠は新開地であり、海防の要衝となっていた。

この弾劾では、盛軍は李鴻章にさえ従順ではないとの指摘が行われた。この報告を重く見た朝廷は、李鴻章に調査を行わせると共に、独自の査察に踏み切った。

従来、勇營に対し朝廷は督撫などを介して指示などを行っていた。それは盛軍も同様である。盛軍は一八八四年以前にも弾劾を受けていたが、その際には李鴻章による調査が行われたのみであった。しかし、一八八四年の弾劾では、朝廷は従来の方針を変え、自ら官僚を派遣して査察を行ったのである。

やがて一八九四年に日清戦争が勃発すると、盛軍を始め、直隸省の淮軍と直隸練軍が動員された。盛軍が動員された後に「空虚」と天津が称されると、新たな軍、定武軍が編成された。

定武軍は盛軍の後を襲って小站、馬廠に駐留した。しかし、その指揮は盛軍と同様ではない。定武軍は朝廷が直轄し、その指揮は、日清戦争に際し朝廷内に新設された督辦軍務処が行った。

一八八四年から一八九四年にかけては、このように小站、馬廠をめぐり性質の異なる軍の配置が見られた。その背景には、これまで先述の防衛体制に組み込まれていた盛軍への朝廷の認識の変化があった。そのため、この時期は先の防衛体制にとって変遷の第三段階、すなわちそれが動揺を示した時期であったといえる。

第四段階は一八九五年の日清戦争以後である。この時期に至り、一八六〇年代以来の防衛体制は再編の時を迎える。

日清敗戦後、督辦軍務処の下で新たな首都の防衛体制が策定された。そこには、淮軍を警戒し、その勢力を削ごうとする朝廷内の清議派官僚の影響が見られる。この背景には、これまで述べてきた朝廷の淮軍への認識の変化があったと思われる。結果として、淮軍のみではなく、湘軍、豫軍といった各勇營の併用が定められた。

同時に、朝廷と督辦軍務処は、小站、馬廠にあった定武軍、そしてそれを改名した新建陸軍の直轄に固執した。そして、数度に亘って建議されたにも関わらず、定武軍や新建陸軍が直隸総督の指揮下に移管されることはなかった。海防の要衝、ひいては北京の安全保障に直結する小站、馬廠の防衛を、朝廷が直接に担うことが、この時期

に明確化されたのである。

こうして、日清戦争後の首都防衛では、湘軍、淮軍、豫軍、そして定武軍（新建陸軍）の四軍が外周部に配されることとなった。首都防衛体制において淮軍の比重が下がる一方で、その駐留地に見られるように朝廷の比重が上がったものといえる。故に、この時期を首都防衛の再編と考えることができる。

このような首都防衛体制の変遷には、朝廷が抱いていた勇營への警戒、恐怖が通底している。

いずれの段階においても、朝廷が通州に督撫を介した勇營の存在を認めず、神機營や督辦軍務処が直接に監視を行っていたことも、その証となるだろう。序でも述べたように、通州は咸豊帝の熱河蒙塵を促した地である。そして同時に、こうした勇營への警戒は、朝廷に首都北京の安全保障を常に惹起せしめるものであった。

やがて国是の詔が發布されて戊戌変法が開始されていく中、一八九八年六月末には督辦軍務処の主要な構成員であった榮祿が直隸総督兼北洋大臣に転任する。その際、督辦軍務処は自らの解散を上奏すると同時に、新建陸軍の指揮を直隸総督の下に移管するよう求めた。これらの督辦軍務処の上奏は裁可された。

九月末には直隸総督榮祿は軍機大臣に転任し、更に管理兵部事務を兼任する。こうして榮祿は再び朝廷に戻ったが、同時に、「所有る北洋の各軍は、仍ほ榮祿の節制に歸すことも命じられた」。

程なく榮祿は西太后により、これらの「所有る北洋の各軍」を訓練、強化するため欽差大臣に任じられる。この指示に対して榮祿は「：必ず京に在りて公所を設有するを須ちて、方めて以て軍實を簡にして慎重なるを昭らかにするに足る」と述べたという。

ここで榮祿は北京において「所有る北洋の各軍」への指揮を行うことを明言した。そして、榮祿は、当時、直隸省にあった新建陸軍、淮軍などの四つの勇營を合併し、武衛軍を編成したのであった。

一連の榮祿をめぐる動きの背景として、一八九七年のドイツによる膠州湾の占領、そして戊戌変法と政変によって齎された朝廷の混乱や外国の介入に備えたものであったことが指摘されている。

このように、当該期の榮祿を見る際には様々な政治的要因を考慮する必要がある。しかし、ここで注意したいのは、武衛軍の性質である。武衛軍はこれまでの首都防衛に参画した軍、直隸練軍や淮軍などのような直隸総督が介在した軍ではなかった。神機營や定武軍と同様に、朝廷が自ら編成を行ったものである。そして、その目的は北京およびその周辺の安全保障にあった。

例えば、武衛軍はその基となった勇營ごとに前軍、後軍、左軍、右軍の四部隊があり、更に榮祿じしんが募って直轄した中軍と併せ、総計五部隊から成っていた。「所有る北洋の各軍」とされながらも、これらは北京を取り巻くような直隸省北部、すなわち天津以北から長城以南にかけて配置されている。

このように北京及びその周辺の安全保障のみのため編成された武衛軍は、やがて義和団戦争ではその目的に沿って八カ国連合軍と戦

い、大敗を喫した。この際には神機營も同様に大敗を喫している。唯一残存したのは、山東巡撫に転任した袁世凱が率いた武衛右軍であった<sup>90</sup>。

こうした帰結を踏まえると、本稿で述べた首都防衛体制の変遷は、北京の安全保障を朝廷が強く意識し、その担い手を模索していった過程であったといえる。

この防衛体制の起点がアロー戦争における皇帝の蒙塵にあったことに鑑みれば、当時の朝廷が如何に北京の安全保障を重視したかは想像に難くない。

そして、武衛軍に見られるように、その結末は督撫を介在させることのない、朝廷自らの手による北京の安全保障であった<sup>91</sup>。

また、朝廷自らが安全保障を担うに伴い、その地域的範囲も変容を遂げる。直隸省全域を北京の安全保障と関連付けたものから、直隸省北部といった極めて限定的なものへと変化していったのである<sup>92</sup>。

端的に言えば、朝廷は次第に局地化していったのであった。

以上のような首都防衛の変遷に拍車をかけたものこそが増大する督撫の権限であった。督撫権限の増大は清朝に統治の安定を齎した一方で、その基盤にあった勇營に警戒、恐怖の念を抱いた朝廷は、上述のような局地化の動きを加速させていったのだといえる。

本稿の冒頭でも述べたように、義和団戦争では朝廷が戦争を行う一方で、地方ではその指示に従わず、東南互保が行われた。そして、大敗を喫した朝廷は威信を失墜して、以後の地方との関係の流動化

を招くこととなる。こうした東南互保は、朝廷じしんが局地化を果たしていった中で、相対的に各省においても地方化が進んだために起こったものとは考えられないだろうか<sup>93</sup>。

義和団戦争の後、清朝は日本にない立憲君主制による中央集権を目指し、光緒新政を展開する。このため、本稿における検討も一九〇〇年の義和団戦争をもって区切りとしたい。

最後に、光緒新政以後について、軍制を中心に簡単な展望を述べておきたい。

一九〇三年に榮祿が死去すると、清朝は袁世凱を直隸總督兼北洋大臣に抜擢して軍制改革に着手した。袁世凱は日本にならって鎮を単位とした六部隊を編成する。いわゆる北洋六鎮である。やがて一九〇六年に立憲君主制への移行を決定した朝廷は、軍事権を中央一元化することを期した。そこで朝廷は兵部を陸軍部へと改組し、北洋六鎮をその直轄とした。その際に名称を陸軍六鎮と改める。更に、陸軍部は自らの統轄、指揮下で鎮を単位とする部隊を各省に配置することを決めた。鎮の総数は三六鎮だが、第一鎮から第六鎮は先の陸軍六鎮に相当する<sup>94</sup>。

この陸軍六鎮の配置を見ると、陸軍第一鎮が北京、陸軍第二鎮が保定、永平、陸軍第三鎮が保定、後に奉天、陸軍第四鎮が天津、陸軍第五鎮が山東省済南、陸軍第六鎮が南苑である。陸軍第五鎮以外はいずれも直隸省保定から天津を下限とした配置が行われている。直隸省全域を覆う配置ではない<sup>95</sup>。



このようなことから、清朝は光緒新政により中央集権を目指したものの、依然としてその主要な関心は北京の防衛にのみ向けられていたものと考えられる。そしてその根底には、本稿で述べたような一八六〇年代以来の首都防衛の変遷と、その帰結としての朝廷の局地化があったのではないだろうか。

総じて、実質的に局地化した朝廷においては、中央集権を志向するも、それは必然的に不徹底なものとならざるを得なかったのではないか。故に、中央集権を志向して地方の権限を削減していきながら、実際には中央(内)と地方(外)のいずれもが弱体化していく、

一 『徳宗實錄』卷四一九、七〇八頁、光緒二十四年五月辛酉条。馬忠文、前掲書、一八一〜一八二頁。

二 『徳宗實錄』卷四二七、四、八頁、光緒二十四年八月甲午条、乙未条。

三 『徳宗實錄』卷四二八、一一〜一二頁、光緒二十四年八月丁未条。榮

禄の上奏については、馬忠文、前掲書、二一八頁より引用(出典は『節制北洋各軍大學士榮祿奏報開防日期等事』光緒二十四年八月二十六日、録副奏摺、档号 03-6186-035、縮微号 460-2158)。

四 宮古、前掲書、八五〜八六頁。馬忠文、前掲書、二一八頁。

五 その駐留地は次の通り。聶士成の武毅軍(旧淮軍)を基とする武衛前軍は蘆台に駐留して大沽・北塘の防衛を管轄する。董福祥の甘軍から成る武衛後軍は蘆州に駐留して通州一帯を防衛する。宋慶の毅軍を基とする武衛左軍は山海関に駐留する。また、新建陸軍を基とする武衛右軍は遊撃の部隊とされ、榮禄の直轄化にある武衛中軍は

「内外皆輕」という状況になったものと考えられる。そして、その間隙にあつて辛亥革命が勃発し、清朝は滅亡したのである<sup>22)</sup>。

局地化した中央は、この直後に清朝を襲った袁世凱政権と、その後の北京政府にも引き継がれる。そのため、広東には中央政府を指した広東政府がたてられ、また一方では、北京政府内での安徽派と直隸派による主導権争い、安直戦争が繰り広げられることとなる。そして、この安直戦争も北京周辺を戦場としたもの、いわば局地的な枠組みの中での主導権争いに過ぎなかったのである。

南苑に置かれた(劉鳳翰、前掲『武衛軍』六七頁)。

六 王景沢・李徳新・劉荊、前掲書、六七頁。波多野、前掲書、一〇二〜一〇三頁。袁世凱の山東巡撫就任については劉鳳翰、前掲『武衛軍』四八六頁。

七 このようにみれば、本稿第二章で述べた直隸練軍編成時の兵部の意向、つまり督撫から朝廷への軍の指揮権の移譲は、武衛軍において実現したとも考えられる。

八 このような変化は朝廷の直隸練軍に対する態度においても現れている。直隸練軍は日清戦争後も現存したものの、日清戦争以後の朝廷はしばしばその解散を直隸総督に命じている。しかし、例えば直隸総督裕禄は「…至内地各府及各邊隘、現有練軍三十三營、星羅棋布、足資鎮懾、内外均有可恃…」と述べて、直隸省の防衛といった観点からその解散に難色を示している。こうした朝廷の要求の背景に

は、直隸練軍を解散してその分の経費を榮禄が指揮する聶士成、宋慶などの軍に転用するという目的があったようである(『皇朝政典類纂』卷三二六、一三〇一五頁、光緒二十五年直隸總督裕祿上奏)。ここからは、かつてのように直隸省全域の防衛を考慮し、更には勇營との緩衝といった役割を朝廷が直隸練軍に求める必要がなくなつたことがわかる。尚、以後も直隸練軍は解散を求められていく。だが、日露戦争に伴う「国防」上の理由から残存するなど、規模を縮小しながら残っていく。直隸練軍や各省の練軍のその後については、例えば佐々木、前掲「練軍について」三九九〜四〇〇頁。貴志俊彦「清末の軍制改革」『北洋六鎮』成立過程にみられる中央と地方の改革モデル』『島根県立国際短期大学紀要』第三号、一九九六年、一一六〜一一七頁を参照。

。川島、前掲書、六二、一一七〜一一八頁。岡本、前掲『袁世凱』一四三頁。また、岡本氏は、義和団戦争の際の朝廷について「義和団のさい中央政府は、北京周辺しか見えていなかった。地方現場を顧慮しないこと、遅くとも「戊戌変法」の時期からそうである。義和団事

変はその帰結だといってよい」と指摘している(岡本、前掲『袁世凱』一一〇頁)。本稿で述べてきたように、こうした朝廷の動向の淵源は一八六〇年代にあったといえよう。

。義和団戦争から陸軍六鎮の成立過程については、波多野、前掲書、一〇八〜一一一頁。星加、前掲論文、九八頁。

。星加、前掲論文、九九頁。尚、陸軍第三鎮は後に奉天から吉林に移動するが、これは日露戦争後の東三省防衛を期したためであったという(波多野、前掲書、一一〇頁)。

。この「内外皆軽」とは李細珠氏の提唱するものである(李細珠、前掲論文)。李細珠氏は、この状況を齎したものととして、当該期の朝廷内における摂政王と慶親王の権力闘争など「満洲親貴」内の「矛盾」などを挙げている。しかし、こうした「内外皆軽」とされる状況が、一八六〇年代以来の朝廷の動向の帰結であったことは、本稿において述べた通りである。ただ、このような概念化に対して、多方面から、より実証的な研究を進めていくことを今後の課題としたい。

【史料】

- 『碑傳集補』閔爾昌纂錄，民國二二年（全六〇卷）（『清朝碑傳全集』中文出版社，一九八五年影印）
- 『兵部公牘』黃雲鵠撰，光緒一二年刊本（沈雲龍主編，近代中國史料叢刊第五八輯，文海出版社）
- 『曾國藩全集』書信九，唐浩明責任編輯，岳麓書社，一九九四年
- 『曾國藩全集』書信一〇，唐浩明責任編輯，岳麓書社，一九九四年
- 『曾國藩全集』奏稿九，鄧雲生責任編輯，岳麓書社，一九九一年
- 『曾國藩全集』奏稿一〇，鄧雲生責任編輯，岳麓書社，一九九三年
- 『曾文正公全集』奏稿，曾國藩撰，光緒二年刊本（沈雲龍主編，近代中國史料叢刊續編第一輯，文海出版社）
- 『盛宣懷檔案資料 第一卷 甲午中日戰爭（下）』陳旭麓 顧廷龍 汪熙主編，齊國華 季平子編，上海人民出版社，二〇一六年
- 『籌辦夷務始末（同治朝）』中華書局，二〇〇八年
- 『籌辦夷務始末（咸豐朝）』中華書局，一九七九年
- 『大清德宗景（光緒）皇帝實錄』（華文書局影印本，一九七〇年）
- 『大清穆宗毅（同治）皇帝實錄』（華文書局影印本，一九六四年）
- 『道咸同光四朝奏議』王雲五編，臺灣商務印書館，一九七〇年
- 『誥授建威將軍封光祿大夫先大父壯勤公事略』（程文炳撰 李興武整理『程文炳集』）黃山書社，二〇一〇年
- 『光緒朝東華錄』朱壽朋編 張靜廬等校點，中華書局，一九五八年
- 『光緒朝硃批奏摺 第三四輯』中國第一歷史檔案館編，中華書局，一九九五年
- 『光緒欽定大清會典事例』光緒二五年刊本（中華書局，一九九一年影印）
- 『光緒順天府志』北京古籍出版社，一九八七年
- 『國聞備乘』胡思敬，近代史料筆記叢刊，中華書局，二〇〇七年
- 『淮軍平捻記』周世澄撰（『捻軍（一）』中國史學會主編，中國近代史資料叢刊，神州國光社，一九五三年）

- 『皇朝政典類纂』席裕福纂、光緒二十九年刊本（成文出版社、一九六九年影印）
- 『畿輔通志』黃彭年等撰、宣統二年刊本（華文書局、一九六八年影印）
- 『康南海官制議』康有為撰、光緒二十九年刊本（沈雲龍主編、近代中國史料叢刊續編第四輯、文海出版社）
- 『康南海文集』康有為撰、民國三年刊本（沈雲龍主編、近代中國史料叢刊第八〇輯、文海出版社）
- 『李鴻章全集（二）電稿二』顧廷龍 葉臣廉主編、上海人民出版社、一九八六年
- 『李鴻章全集』奏議一〇、顧廷龍 戴逸主編、安徽教育出版社、二〇〇八年
- 『李文忠公全集』李鴻章撰、光緒三十一年刊本（海南出版社、一九九七年影印）
- 『劉武慎公遺書』龍繼棟編、光緒一十七年刊本（沈雲龍主編、近代中國史料叢刊第二五輯、文海出版社）
- 『劉忠誠公遺集』劉坤一撰、宣統元年、三年刊本（沈雲龍主編、近代中國史料叢刊第二六輯、文海出版社）
- 『能靜居日記』趙烈文撰（『湘軍』第七卷、朱漢民·丁平一主編、國家清史編纂委員會·文獻叢刊、社會科學文獻出版社、二〇一三年）
- 『欽定剿平捻匪方略』奕訢等總裁 朱學勤等總纂、同治一一年刊本（成文出版社、一九六八年影印）
- 『清光緒朝中日交涉史料』故宮博物院編、民國五九年再版
- 『清史稿』中華書局、一九七七年
- 『清史列傳』王鍾翰點校、中華書局、一九八七年
- 『清朝續文獻通考』劉錦藻編、民國一〇年刊本（台北·新興書局、一九六三年影印）
- 『太平軍北伐資料選編』中國社會科學院近代史研究所近代史資料編輯室編、齊魯書社、一九八四年
- 『王文韶日記 下冊』袁英光 胡逢祥整理、中國近代人物日記叢書、中華書局、二〇一四年第二次印刷
- 『倭文端公遺集』倭仁撰、光緒二〇年刊本（沈雲龍主編、近代中國史料叢刊第三四輯、文海出版社）
- 『文廷式集 上冊』汪叔子編、中華書局、一九九三年
- 『文文忠公事略』洪良品等校、光緒八年刊本、（沈雲龍主編、近代中國史料叢刊第二二輯、文海出版社）
- 『翁同龢集（上）』謝俊美編、國家清史編纂委員會·文獻叢刊、中華書局、二〇〇五年
- 『翁同龢日記』翁方戈編 翁以鈞校訂、中西書局、二〇一二年
- 『咸豐朝上諭檔』廣西師範大學出版社、一九九八年

- 『湘軍志 湘軍志平議 續湘軍志』 文正義責任編集 王闈運 郭振墉 朱德裳、湘軍史專刊之一、岳麓書社、一九八三年
- 『湘綺樓日記 第一卷』 王闈運著 馬積高主編、岳麓書社、一九九七年
- 『續資治通鑑』 畢沅撰、中華書局、一九五七年
- 『洋務運動(三)』 中國史學會主編、中國近代史資料叢刊、上海人民出版社、一九六一年
- 『異辭錄』 劉體智撰、清代史料筆記叢刊、中華書局、一九八八年
- 『豫軍紀略』 尹耕雲等纂(『捻軍(二)』 中國史學會主編、中國近代史資料叢刊、神州國光社、一九五三年)
- 『紙上談』 李楊華撰(『捻軍(一)』 中國史學會主編、中國近代史資料叢刊、神州國光社、一九五三年)
- 『中東戰紀本末』 林樂知編譯 蔡爾康纂輯、光緒二二年刊本(廣文書局、一九七二年影印)
- 『中華民國史資料叢稿專題資料編輯第二輯 清末新軍編練沿革』 中國社會科學院近代史研究所中華民國史組編、中華書局、一九七八年
- 『中日甲午戰爭奏稿』 陳湛綺責任編輯、國家圖書館藏古籍文獻叢刊、全國圖書館文獻縮微複製中心、二〇一〇年
- 『中日戰爭 第一冊』 戚其章主編、中國近代史資料叢刊統編、中華書局、一九八九年
- 『中日戰爭 第三冊』 戚其章主編、中國近代史資料叢刊統編、中華書局、一九九一年
- 『中日戰爭(四)』 中國史學會主編、中國近代史資料叢刊、新知識出版社、一九五六年
- 中央研究院近代史研究所檔案館藏、外交部門
- 『周武壯公遺書』 周盛傳撰 周家駒編輯、光緒三十一年刊本(清末民初史料叢書第四八種、成文出版社、一九六九年影印)
- 『左文襄公家書』 左宗棠撰、刊行年不明(沈雲龍主編、近代中國史料叢刊第八一輯、文海出版社)
- 『左文襄公全集』 楊書霖編、光緒一六年刊本(沈雲龍主編、近代中國史料叢刊續編第六五輯、文海出版社)

【日本語】

- 市古宙三「日清戰時中国の主戦論」『近代中国の政治と社会(増補版)』東京大学出版会、一九七七年(一九五五年初出)
- 植田捷雄・魚返善雄・坂野正高・衛藤藩吉・曾村保信共編『中國外交文書辞典(清末篇)』学術文献普及会、一九五四年
- 大谷敏夫『清代政治思想史研究』汲古書院、一九九一年
- 大坪慶之「日清講和にむけた光緒帝の政策決定と西太后」『史学雑誌』第一二三編第三号、二〇一四年

- 岡本隆司『近代中国と海関』名古屋大学出版会、一九九九年
- 「清末の対外体制と対外関係」飯島渉 久保亨 村田雄二郎編『シリーズ二〇世紀中国史(二) 中華世界と近代』東京大学出版会、二〇〇九年
- 『李鴻章―東アジアの近代』岩波書店、二〇一一年
- 『中国の誕生』名古屋大学出版会、二〇一七年
- 『袁世凱―現代中国の出発』岩波書店、二〇一五年
- 荻恵里子「北洋大臣の設立―一八六〇年代の総理衙門と地方大官」京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告『近現代中国における社会経済制度の再編』二〇一六年
- 小野信爾「李鴻章の登場―淮軍の成立をめぐって―」『東洋史研究』第一六卷第二号、一九五七年
- 「淮軍の基本的性格をめぐって―清末農民戦争の側面―」『歴史学研究』二四五号、一九六〇年
- 加藤徹『西太后 大清帝国最後の光芒』中央公論新社、二〇〇五年
- 狩野直喜『讀書纂餘』みずず書房、一九八〇年
- 『清朝の制度と文學』みずず書房、一九八四年
- 川島真『シリーズ中国近現代史(二) 近代国家への模索一八九四―一九二五』岩波書店、二〇一〇年
- 菊池秀明「太平天国における私的結合と地方武装集団」『歴史学研究』第八八〇号、二〇一一年、
- 『北伐と西征―太平天国前期史研究―』汲古書院、二〇一七年
- 貴志俊彦「清末の軍制改革」『北洋六鎮』成立過程にみられる中央と地方の改革モデル』『島根県立国際短期大学紀要』第三号、一九九六年
- 久芳崇『東アジアの兵器革命 一六世紀中国に渡った日本の鉄砲』吉川弘文館、二〇一〇年
- 古結諒子『日清戦争における日本外交 東アジアをめぐる国際関係の変容』名古屋大学出版会、二〇一六年
- 後藤岩奈「天津の文化、及びその背景を知るための基礎的研究(二)」『国際地域研究論集』第五号、二〇一四年
- 佐々木寛「洋務と練兵」中嶋敏先生古稀記念事業会『中嶋敏先生古稀記念論集 上巻』汲古書院、一九八〇年
- 「練軍について」岡本敬二先生退官記念論集刊行会『アジア諸民族における社会と文化―岡本敬二先生退官記念論集―』国書刊行会、

一九八四年

佐々木揚「一八九五年の対清・露仏借款をめぐる国際政治」『史学雑誌』第八八編第七号、一九七九年

白井健子「捻軍期に於ける郷勇―捻軍の反乱と漢人官僚―」『史苑』第四一巻第二号、一九八二年

鈴木中正『清朝中期史研究』燎原、一九七一年復刻（一九五二年初版）

関誠『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス―明治前期の軍事情報活動と外交政策―』ミネルヴァ書房、二〇一六年

谷渕茂樹「日清開戦をめぐる李鴻章の朝鮮政策―李鴻章の朝鮮認識と日本―」『史学研究』第二五三号、二〇〇六年

田保橋潔『近代日鮮関係の研究（下巻）』朝鮮総督府中枢院、一九四〇年

『日清戦役外交史の研究』刀江書院、一九五一年

塚瀬進『マンチュリア史研究―満洲―六〇〇年の社会変容―』吉川弘文館、二〇一四年

天津地域史研究会編『天津史―再生する都市のトポロジー―』東方書店、一九九九年

トーマス・L・ケネディ著 細見和弘訳『中国軍事工業の近代化 太平天国の乱から日清戦争まで』昭和堂、二〇一三年

根無新太郎「一八六〇年代における神機營について―清末の北京朝廷と地方督撫に関する一考察―」『史林』第九八巻第四号、二〇一五年

「一八六〇年代、清朝中央による首都防衛構想について―直隸練軍試論を兼ねて―」『東洋学報』第九九巻第四号、二〇一八年

「大兵雲集」下の首都防衛について―日清戦争期における督辦軍務處を中心に―」『東洋史研究』第七八巻第四号、二〇二〇年

沼尻政徳「辛酉政変について―恭親王考察の一助として―」『東洋史学論集』三三号、二〇〇〇年

波多野善大『中国近代軍閥の研究』河出書房新社、一九七三年

坂野正高「総理衙門設立の背景（二）」『國際法外交雑誌』第五一巻第五号、一九五二年

『清僧格林沁奏疏畧解』について 故村松祐次教授追悼事業会編『故村松祐次教授追悼論文集 中国の政治と経済』東洋経済新報社、一九七五年

『近代中国政治外交史―ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで―』東京大学出版会、一九八二年第二刷

『近代中国外交史研究』岩波書店、一九七〇年

馮青『中国海軍と近代日中関係』錦正社、二〇一一年

星加美沙子「清末北洋における兵員徴募と学兵…陸軍第二・四鎮を中心に」『人間文化創成科学論叢』二〇一七年

- 丸山鋼二「中国におけるイスラム教派」『文教大学国際学部紀要』第一一巻二号、二〇〇一年
- 宮古文尋『清末政治史の再構成―日清戦争から戊戌政変まで―』汲古書院、二〇一七年
- 宮崎市定「太平天国の性質について」佐伯富ほか編『宮崎市定全集一六 近代』岩波書店、一九九三年（初出は『史林』四八巻二号、一九六五年）
- 山下裕作「僧格林沁軍の登場―清朝の兵力上の変遷―に関する一考察―」『社会文化史学』第三二号一九九四年
- 「忠親王僧格林沁の死」野口鐵郎編『中国史における教と国家―筑波大学創立二十周年記念東洋史論集―』雄山閣出版、一九九四年
- 吉澤誠一郎『天津の近代 清末都市における政治文化と社会統合』名古屋大学出版会、二〇〇二年
- 臨時台湾旧慣調査会『清国行政法』復刻版、汲古書院、一九七二年
- 渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」『史苑』第四一巻第一号、一九八一年

【中国語】

- 宝成関『奕訢慈禧政争記』吉林文史出版社、一九九〇年
- 陳一容「奕訢与晚清八旗陸軍近代化嘗試述論」『西南師範大学学報（哲学社会版）』一九九五年第一期、一九九五年
- 遲雲飛 戴仕軍「李鴻章与直隸練軍」中国社会科学院近代史研究所政治史研究室 湘潭大学曾国藩研究中心編『湘淮人物与晚清社会』社会科学文献出版社、二〇一一年
- 高中華『肅順与咸豐政局』齊魯書社、二〇〇五年
- 郭鴻林「整理本序」（周盛伝原著 劉景周整理『周武壮公遺書（上）』天津古籍出版社、二〇一七年）
- 赫治清・王晓衛『中国兵制史』天津出版社、一九九七年
- 孔祥吉「甲申易樞與中法戰爭」『晚清史探微』巴蜀書社、二〇〇一年
- 冀滿紅「清季練軍建立原因探略」『湘潭大学学报（哲学社会科学版）』一九九五年第二期、一九九五年
- 賈熟村「慈禧何以要殺勝保？」『江海学刊 文史哲版』一九八五年第三期、一九八五年
- 柯上達『捻乱及清代之治捻』文史哲出版社、一九八八年
- 李細珠「晚清地方督撫權力問題再研究―兼論清末「内外皆輕」權力格局的形成」『清史研究』二〇一二年第三期、二〇一二年



- 『地方督撫與清末新政 晚清權力格局再研究（增訂版）』社会科学文献出版社，二〇一八年
- 林文仁『派系分合與晚清政治』中国社会科学出版社，二〇〇五年
- 林子侯『甲午戰爭前夕中日韓三國之動向』大人物書店，二〇〇一年
- 劉鳳翰『武衛軍』中央研究院近代史研究所，一九七八年
- 「清季自強運動與軍事初期改革（一八六一—一八九五）」『清季自強運動研討會論文集 上冊』一九八七年
- 劉偉『晚清督撫政治 中央與地方關係研究』湖北教育出版社，二〇〇三年
- 劉小萌『清代北京旗人社会（修訂本）』中国社会科学出版社，二〇一六年
- 羅爾綱『中国近代兵為將有的起源』鍾文典選編『羅爾綱文選』广西師範大學出版社，一九九九年（『中国社会經濟史集刊』第五卷第二期，一九三七年初出）
- 『湘軍新志』商務印書館，一九三九年
- 『湘軍兵志』中華書局，一九八四年
- 『綠營兵志』中華書局，一九八四年
- 『晚清兵志 第一卷 淮軍志』中華書局，一九九七年
- 『晚清兵志 第三卷 甲癸練兵志』中華書局，一九九七年
- 馬昌華主編『淮系集團與近代中国 淮系人物列傳—文職·北洋海軍·洋員』黃山書社，一九九五年
- 馬忠文『榮祿與晚清政局』社会科学文献出版社，二〇一六年
- 茅海建『第二次鴉片戰爭清軍與英、法軍兵力』『近代的尺度 兩次鴉片戰爭軍事與外交 增訂本』生活·讀書·新知三聯書店，二〇一一年
- 皮明勇『晚清練軍研究』『近代史研究』一九八八年第一期，一九八八年
- 戚其章『甲午日諜秘史』天津古籍出版社，二〇〇四年
- 錢實甫編『清代職官年表 第四冊』中華書局，一九八〇年
- 邱濤『咸同年間清廷與湘淮集團權力格局之變遷』北京師範大學出版社，二〇一〇年
- 施渡橋『晚清軍事變革研究』軍事科学出版社，二〇〇三年
- 石泉『甲午戰爭前後之晚清政局』生活·讀書·新知三聯書店，一九九七年

- 譚其驥主編『中國歷史地圖集（清時期）』地圖出版社，一九八七年
- 王爾敏『淮軍志』中央研究院近代史研究所，一九六七年
- 「練軍」的起源及其意義『清季軍事史論集』聯經出版事業公司，一九八五年再版（『大陸雜誌』三四卷六、七期，一九六七年初出）
- 「清代勇營制度」『清季軍事史論集』聯經出版事業公司，一九八五年再版（『中央研究院近代史研究所集刊』第四期，一九七三年初出）
- 王剛「甲午戰爭中的督辦軍務處」『軍事歷史研究』二〇一七年第二期，二〇一七年
- 王浩「胡燏棻與甲午新軍計畫探微」『巢湖學院學報』第一八卷第四期（總第一三九期）、二〇一六年
- 王紅梅「胡燏棻與晚清軍制改革」『安徽理工大學學報（社會科學版）』第六卷第四期，二〇〇四年
- 王景泂「神機營—晚清八旗軍事近代化的嘗試」『求是學刊』一九九〇年第三期，一九九〇年
- 「關於清末神機營的幾個問題」『北方論叢』一九九〇年第六期，一九九〇年
- 王景泂·李德新·劉荊『褪色的龍旗—晚清八旗探研』吉林文史出版社，二〇〇八年
- 汪林茂「晚清練軍中的集權與分權之爭」『河北學刊』一九八八年第五期，一九八八年
- 王瑞成「權力外移」與晚清權力結構的演變（一八五五—一八七五）『近代史研究』二〇一二年第二期，二〇一二年
- 「危機與危機利用—日本侵台事件與李鴻章和淮軍的轉型」『復印報刊資料 中國近代史』二〇一六年第七期，二〇一六年（初出是『近代史研究』二〇一六年第二期，二〇一六年）
- 吳福環『清季總理衙門研究』新疆大學出版社，一九九五年
- 徐徹「慈禧巧擬奕訢的議政王職考」『徐徹晚清史論』遼沈書社，一九九三年
- 徐楊「廢省與縮省—民國時期省制改革的探討與實踐」『浙江社會科學』二〇一七年第四期，二〇一七年
- 徐一士「王闈運與『湘軍志』」文正責任編集 王闈運 郭振墉 朱德裳『湘軍史專刊之一 湘軍志 湘軍志平議 續湘軍志』岳麓書社，一九八三年（『逸經』第一四期、第一五期、第一六期，一九三六年初出）
- 張華騰『北洋集團崛起研究（一八九五—一九二一）』中華書局，二〇〇九年
- 張能政「清季神機營考述」『史學月刊』一九八八年第五期，一九八八年
- 中國軍事史編寫組『中國歷代軍事制度』解放軍出版社，二〇一〇年
- 朱東安「太平天國與咸同政局」『近代史研究』一九九九年第二期，一九九九年

【歐文】

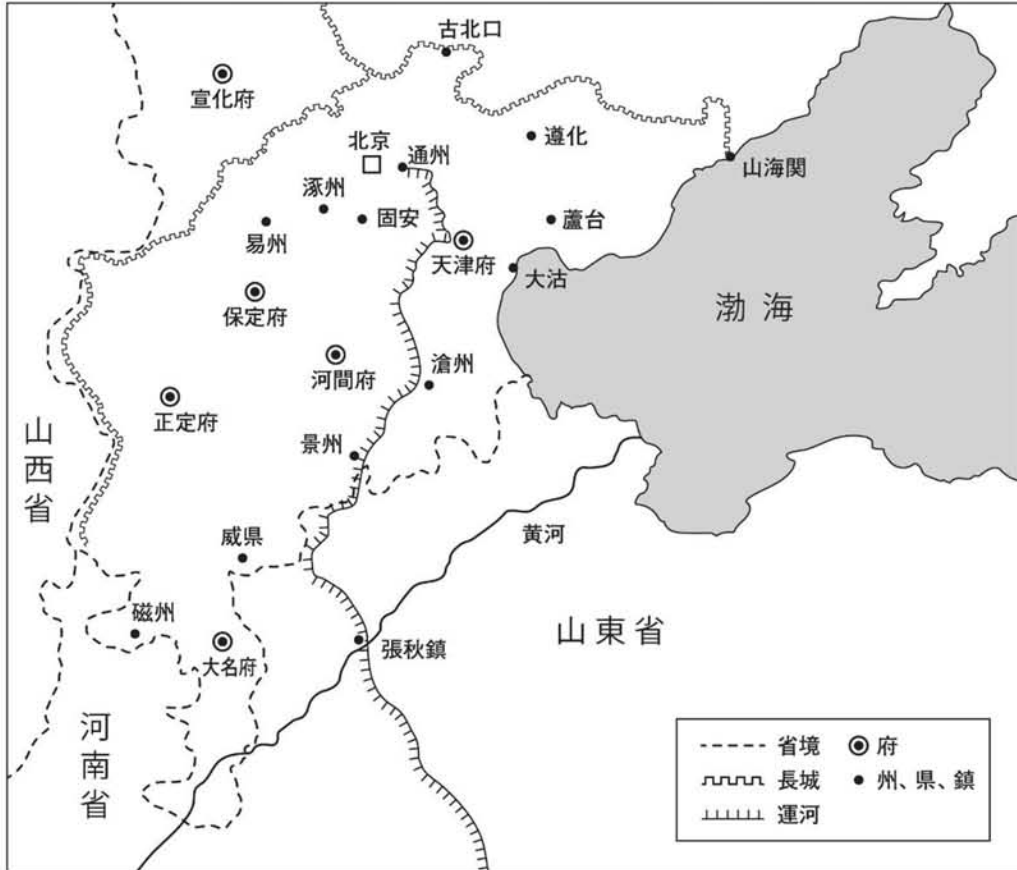
- Liu, Kwang-Ching and Richard J. Smith. "The Military Challenge: The Northwest and the Coast" John K. Fairbank and Kwang-Ching Liu, eds., *The Cambridge History of China*, vol. 11, Cambridge: Cambridge University Press, 1980
- Philip A. Kuhn, *Rebellion and Its Enemies in Late Imperial China: Militarization and Social Structure, 1796-1864*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1980
- Ralph L. Powell, *The Rise of Chinese Military Power 1895-1912*, Princeton: Princeton University Press, 1955
- Stanley Spector, *Li Hung-chang and the Huai Army*, Seattle: University of Washington Press, 1964

初出一覧（序、第三章、結は書き下ろし）

第一章 「一八六〇年代における神機營について―清末の北京朝廷と地方督撫に関する一考察―」『史林』（史学研究会）第九八卷第四号、二〇一五年

第二章 「一八六〇年代、清朝中央による首都防衛構想について―直隸練軍試論を兼ねて―」『東洋学報』（東洋文庫）第九九卷第四号、二〇一八年

第四章 「『大兵雲集』下の首都防衛について―日清戦争期における督辦軍務處を中心に―」『東洋史研究』（東洋史研究會）第七八卷第四号、二〇二〇年



清末直隸省略図

譚其驤 主編『中国歴史地図集 (清時期)』

地図出版社、1987年より作成